

に我邦人に在りては忍ぶ能はざる所なり、

此の地の温泉、其性質効驗は左の如し、

一無色透明にして、臭氣なし、味ひ淡薄にして、稍鹹味を帯ふ、反應弱「アルカリ」性を備へ「アルカリ」性食鹽泉と名く、

○含有成分は、

- 一「コロイド」 四、五七〇〇八
- 一硫酸 〇、六七五八五
- 一「ナトリウム」 二、七七六四八
- 一「カリウム」 〇、一〇二五二
- 一石灰 〇、六六〇二七
- 一酸化鉄 〇、〇二〇〇〇
- 一礬土 〇、〇二一九七
- 一硫酸 一、二二六五三
- 一苦土 僅量

一臭氣 痕跡

合計 一〇、〇三九七〇

○効驗

- 一胃弱 一消食不良
- 一皮膚病 一僂疔質斯
- 一關節及び筋肉弛緩麻痺 一創傷后麻痺
- 一凍瘰性諸線痛 一其他婦人病

旅宿は、三棟七室を有すれども、我國人の外は來宿する者なきを以て、不足を告ぐることをし、又入浴費用は、一日一人に付二十錢以下、甚だ輕便なる代りに、室も麗末にして、衛生滋養的の物を食するを得すと云ふ、

茲に東萊府の形勢を説かんに、北に北山あり、高五百尺、府城は山の頂背より南平地に下る、高さ二乃至二間半、周圍一里に足らずと雖、築造稍堅牢なり、四方に門を穿ち、上に樓を架す、府廳は中部に位置し、屬舍傍を繞れり、其西側に客舍あり、巨大の木材と花崗石を以て之を築き、朱梁碧楹、狀我神社の如きも、大半荒廢して、見るに足らず、(此客舍

あるものは旅館を意味するにあらず、君主の位板を奉安する所にして、地方官は朔望毎に、此に君主の安寧を祈り、重任を辱ふするの恩を謝すと云ふ、人家の城の内外に連擡す、戸數一千餘家屋矮小、街路狹隘なり、東南隅に牢舎あり、土造にして圓形をなす、其狀パノラー館の如くにして小あり、

東萊府は、舊來釜山貿易を管掌する處にして明治九年日韓修好條規實施前に於ては釜山浦居留の日本人民たるもの自由に租界外に出づるを得ざりしに、我外務省は朝鮮政府と約を結び、東萊府に限り開行の特例を設けたれども、府使は常に市民の騷擾を名とし、日本人民の容易に入城することを許さざりし、明治十二年、我鳳翔艦は朝鮮近海を巡航し、釜山浦に寄泊したる時艦長以下士官水兵幾名は、約に隨て本府に至りしも、城門を閉鎖し、種々口實を發けて入城を拒みしか故に、外務語學生武田某、大石某は、其國約に反するを責め、吏民と論辨するの際、府民は、門樓或は壁上に蟬集し、突然瓦礫を投して、二名を傷け、勢益益加はり投石愈甚しきを以て、艦長は諸士の奮闘力撃せんとするを制し、更に相當の手續を踐て詰問せんと、負傷者を扶けて一と先づ釜山に退き、當時貿易事務官たる山の城祐長氏と商議の上翌日護衛水兵四十餘名を引卒し、至城内巡見を開始せしのみか、府吏

をして我居留地につき謝罪せしめしとは、頗る陳腐の古談に屬すれども、其當時に於て、頑陋なる朝鮮官民が、我國人を嫌忌し、我衣服の殊なるを恠しみ、負傷者を出たし、激談を開くに至らしめたる、頑たる府民も、今日は、自由に城内を通覽せしめ、僅に一商民の資格を有する者か、王侯に擬したる府伯其人に面會するを得たれば、茲に往時を追憶し、舊談を附記す、

二日、晴、午前六時三十分、温泉宿を發し、北に向ひ、漸く山谷間に入り、溪流を徒渉すると數回、谷地盛る處、左方山上に松林鬱茂す、巨剎、梵魚寺、林中にあり、余、固より此に一遊の念あきにあらずとせども、街道を距る十四五丁、且つ山路險峻、騎馬通し難きを以て、之を他日に譲り、前進半里、沙背峴に達す、峴は東萊、梁山、の中間に位す、高さ凡る百三十尺、坂路半腸、石礫多し、左右山脉は、只春草の尤々たるのみ、一樹の材とあすへきなし、尙溪流を越ると數次、内松、外松(各三四十戸)等の村落を経過し、梁山部に至り旅店金應由の家に投す、時に午前十時あり東萊府より此に至る四里の間、山岳左右に連綿し、村家處々に散照す、沿道一面麥圃を布き、地味中等に位す、而して山腹に至るまで開墾能く力めたり、

梁山郡は、人家僅に三百戸許、居民貧窶、概ね農事を營む、東南二面に高さ九百乃至千尺許の山脉あり、南北に延く、中間は大半水田にして、其中凡十餘丁、山脉と共に南北に伸ぶ、長さ凡三里に達す、郡前に二小水あり、北より南に并流す、巾各二三十間平水徒渉す、（さきも、降雨甚しき時は、水溢れて田地を害すと云ふ、朝鮮の河川は、大小を論せず、無数の空地を兩岸に存し、豫め汎濫の虞に供するを以て、我國の堤防壊決に比すれば、其害極めて鮮し、

朝鮮民家の構造は、一般に瓦葺屋多く、瓦葺稀あり、四壁は土を塗る、木材は、唯四柱棟梁の數種に用ゆるのみ、床下は、石を以て縦横に火孔を作り、火氣を通するを以て、四壁と同じく亦土を塗れり、旅店金氏の家は、矩形にして六室あれども、兩端二室は炊事場あるを以て、床なし、他の四室中、一は物置き、（板の間）一は主人室、二を客室とす、一室の廣さ、僅かに二疊敷許、旅人は皆此内に雜宿す、炊事場は、一は馬糧を煮沸する處、餘火床下に通し、矩形一邊を暖む、一は食物を炊き、他の一邊を暖むる装置とす、余等此に投するや、最初は暖氣薄弱ありしも、馬糧を煮るに及て、溫度次第に加里、到底居る能はざるを以て、俄に板間を掃ひ、之に移れり、暫くして晝食調ひ、韓僕膳を持

して來る、余昨東萊府に於て府伯の饗應に逢ひ、食味悪しからざるを以て、竊に樂しみ、膳に向て著を取らんとすれば、豈料らん、鹽魚、蝦鹽、漬菜の類、或は腐敗し、或は菲を和し、一として臭氣あきはなし、是に於て、余か屬望全く絶へ、携帶品を出して、僅に食を終れり、食器は眞鍮又は陶器あれども、極めて無骨に、碗の大き井に似たり、炊爨婦は、前垂れにて時々手を拭ひ、白布も黒色に變じ、汚穢言語に絶へたり、而して最も厭ふべきは、此汚穢ある前垂にて拭ひたる手を以て、飯を撫て程能く押し付けて、客に出すと并に蠅は頗る多く、暫く置けば食器一面蠅の爲に眞黒とあるを以て、何物も上皮を剥かされは食すると能はざるにあり

附記す、朝鮮の家屋は、前の如き構造にして、四時の別なく、室内を温むるを以て、三月頃より蠅の生育を始む、

十二時十分、梁山郡を發し、西南に向ひ、水田廣漠の間を行き、一里二十丁許、黄山驛に至る、驛は高千尺餘の山麓にあり、南面す、戸數近傍を合せ百五六十戸、家屋矮陋、外形貧狀を呈す、驛西に洛東江あり、西北より、東南流す、巾四丁、深三尋緩流にして、商船往來す、其大なるものは凡る三百石を積載す、驛南一路、江岸に沿ふあり、龜浦を経て釜

山港に達す、本道に比すれば稍近しと云ふ、是より洛東江の東岸に沿ひ、道を西北に轉し、勿禁洞(六十戸)を過ぎ、院洞川を渡り、三里、鵝院關に至る、江岸薄る處、一綫の細路を通し、岩稜足を嘯み、左方深淵に臨む、石壁あり道路を横斷す、左方河岸に起て、右方山上に達す、開く、佛國艦隊、曾て江華島に來攻せしとき韓人此關を創設し、以て不虞に備へたりと、築造薄弱、以て近今銳利の銃砲を防ぐに足らずと雖も、一夫是を守らば、萬卒進み難きの觀あり、是より松旨里(六十戸許)を過ぎ、一里餘にして三浪津に至る、時に六時十五分あり、崔氏貫通の家を宿す、梁山より此に至る行程六里と稱す、其黄山驛以西は洛東江畔の險を踐み、人馬大に疲勞を覺へたり、

三浪津は、人戸僅に百餘に過ぎざれども、洛東江岸に臨み、水陸四通、車馬輻輳の地あり商家は概ね問屋を業とし、濯々殷富の色あり、北方山麓に、五棟の倉廩あり密陽附近の納穀を藏し、更に船に積て、洛東江を下り、京城に廻漕す、余輩此に着するや、釜山居留商民、松田某、數日前より留宿するに逢ふ、因て其來由を尋るに、穀類牛皮等買ひ出しの爲め來れりと、余問ふ、初めて來りたるや數回内地を踐みしとありや、某曰釜山來商已に七年に及び、其間數回内地に往來し、特に洛東沿岸は、水運の便あるを以て、

上流尙州地方に至りしと、單に一二回のみならずと、余曰、然らば洛東江流の概狀は記臆すへし、余かために説明せよ、曰く、固より一個の商人、之を學理に照して答ふる能はずと雖、聊か實見の一二を擧げて以て貴問に答へん、抑洛東江は慶尙、江原二道の交界たる、太白山に發し、慶尙道の中央を南流し、金海、東萊二府の間より、海に落つ、長さ凡百二十里、河口より上流五十里にある尙州洛東津迄は、廣きは一里、狹きは二丁、深は十二尋より五尺許、又或る小部分は僅に二三尺に過ぎざる處あり、淺深均一ならざるか故に、大船は三浪津、中船は大邱領の沙門津を限りとし、而して小船は僅に洛東津に達するを得れども、沙門、洛東、間は淺深最も不定、降雨少き時は、到底行船の望みなし、近頃釜山商民は小蒸氣を買ひ入れ、之を牽き船として釜山三浪間を往來するの計畫あれども、其の最小形の小蒸氣も、中途擱灘の虞なきにあらず、況んや百噸以上のものに於てをや、沿岸一艘の形狀は如何、曰く、洛東以上は詳悉せざれども、聞く所に據れば、山巒疊立、平野耕田に乏しと洛東以下沙門迄は、地稍開けたれども山岳亦尠からず沙門以下は、稍廣濶ある土地ありて、農家も亦大に稼穡を勉むるか如し、今江中著名の寄泊地を擧ぐれば、尙州領の洛東津、大邱領の沙門津、玄風領の城津、高靈領の開山津、

梁山嶺の龜浦津、及び此三浪津等にして、各々百乃至二百許の人家あり、泊船亦常に數十隻に下らすと、此の間答と余か實見とに依て考れり、洛東江は、到底漁船を通すべからず、然れども、河底は概ね細沙なるか故に時に浚渫を加ふれば、川蒸氣をして、十里乃至二十里に溯らしむる、決して難事にあらざるあり、惜むべし、國人之れか利用の策を講求せず、空しく瓦河をして萎廢せしむるを、又沿岸著名の寄泊地にして、人家僅に一二百、泊船亦數十に過ぎずと云ふ、之を我國に比すれば、實に霄壤雲泥の差あり、商運旺盛ならざる、商機の活潑あらざる、復た慥しむに足らざるなり、然れども、朝鮮の慣習を熟考すれば、人々農を重んじ商を輕んずるの風あり、故に通路の不良ある、船舶の不完全ある、商業の一大媒介物を欠くを以て、商路の發達を欲するも、容易に得べからざると信するなり、又治水の術修らざるかため河岸は概ね荒蕪に屬し、農家は成るべく水害を避け山谷に就くを以て、朝鮮の海岸河岸には、三大津、と稱する慶尙道の馬山浦、咸鏡道の元山津、忠清道の江景津を除きては人家の稠密せるを見るとあし、是れ我帝國と正に相反するものとす、思ふに、朝鮮人か商業を重んじ、商業の敏活を貴ひ、汽船電信の架設を望み、汽船車輛の必要を感ずるに至るは、蓋し百年の後にあらんか、

此五洲競争、各邦併呑主義を取る、今日に在て富國の一大原素たる商業の敏活を來たすべき望みは遠く百年の後に在りと云ふは抑も亦何事ぞ、唇齒輔車の關係ある我國よりして之を見れば、實に遺憾と謂はざるべからず我國民たるもの、豈袖手旁觀すべけんや、三日晴、午前七時三浪津を發し、北に向ひ、南川の東岸を攀ち、南浦村(五十戸)を經、栗樹林を貫き、四里十丁餘、南川を渡り、密陽府城に入り、猿店權吉采の家に投ず、時に午前十一時なり、却て説く、三浪密陽間は、東方に鶴紫山、右雀山脉あり、西方に終南山あり、共に高一千尺以上、二山の間は廣野彌漫、水田麥圃相交互し、登殿総高凡う五千二百石なりと云ふ、中央に南川あり、灌溉の便を與ふ、密陽府市は東に丘岡あり、西に終南山脈あり、北、亦山陵を繞らし、南、大野に臨む、府城は、石又は土塊を以て築く、高一間半、幅員は東西八丁、南北四丁、人家は西南部及び其壁外に連櫓す、戸數七百、稍潤色あり、南川は、南方城壁の下を西流し、南に折れて、洛東江に合す、幅二丁半、深一尋、河岸數丁の地は、草萊委棄、只蘆葦の叢生するのみ、此國治水の拙劣なるは、毎度論ずるとなから、此天與の沃土をして、空しく水域たらしむるは、實に惜むべきなり、郭壁水に臨む處高きに依り樓臺を起せるもの之を控江と云ふ、

午飯を喫し畢り、午前十一時四十五分、密陽府を發し、北丘阜を越へ、大川(南川の上流)を涉り、二里二十町、楡川驛(七十戸)院洞(八十戸)を經、華岳山(高一千尺餘)麓を繞り、四里餘、清道郡市に入り、李一定の家に投ず、時に薄暮、點燈の頃なりし、密陽、清道の間、六里廿餘町の沿道は、山陵道路を圍擁し、只一棧溪水の從ふのみにて耕耘の地甚た尠し、且つ楡川驛近傍は路上一面岩礫を露へし、道幅狭く、凸凹多く、騎馬轉倒せんとするもの、數回なりし、清道郡市は、華岳山の北裾に位し、石造の郭を圍繞せるも、大半荒廢して人家の圍墻にも劣れり、戸數四百二十三十戸、概ね貧狀を呈す、

華岳山の南脈中に、金礦あり、礦夫凡そ四五十名、毎日採掘に従事す、今其大要を聞くに、大邱府居住の金某あるもの、一府の富豪者を以て、稱せられ、世々大邱に住して、祖父已來大邱監司(一道の長官)の用達商人として、時には御用金など申付けらるゝとあり、故を以て、監司との交誼、大に昵親を加へ、遂に監司に阿附し、一千圓の賄賂を納めて、此金礦を採掘するの許可を得たりと、朝鮮にては、何事に依らず、黄金の力にあらざれば、成就するとなしと雖ども、金礦採掘の如き利潤多きものは、殊更顯多の賄賂を要し、東萊府使の官を得るも、二百圓以下ならざるに、僅に一千圓の財を以て、此許可を得たるハ、實に

奇數と云ふべきなり、其採地は凡そ十町歩許の平地、丘陵、交互錯綜する處、礦夫は鐵一挺を以て、半間若しくは一間許の間隔を置き、長さ一間巾三尺許の穴を穿鑿し、地下に入ると二三間を以て極度とし、盡くれば又之を埋めて、其隣に移り、遂に全面に及ぼすあり、礦夫一人一日の採量は、平均三四分、採掘者の純益は、礦夫の給料諸雜費を除き、平均五圓ありと云ふ、

抑朝鮮は、礦脈縱横に亘り、沿道山丘の礦氣を現はすもの、其數頗る多し、而して銅銀の如きは寥々見るべきなきも、金鉄二種に至りては、隨分多量あるか如し、金は國中咸鏡道を以て、産出最も多しとし、之に次く慶尙道とす、然るに、朝鮮政府ハ、古來開礦を以て、生民の大本たる農田を害し、一は地氣を損傷し、國財を衰耗するとなし、政府所用の外は、開掘を嚴禁せるを以て、其出額の多量を見ずと雖ども、今日に於ては、此禁漸く緩み、殆ど公許と一般あれども、尙ほ政府に於て暗に之れか制限を取り、誰にても採掘を許可せざるゝなし、若し將來人民にして自由に採掘を得、採掘機械の精練を用ひ得べきの時に至れば漸次多額の産出を生じ工商の利便を興るや疑ふし人民農業の餘暇を以て内職として拾集する砂金の今日に於て元山津輸出品中、最も多額を占め、毎年三十萬圓に内外し、

全國を通算すれば、實に五六十萬の多きに居るを見ても、知るべきなり

四日、午前七時過ぎ、清道郡を發し、西撫懷門を出て、北行すると十八丁、大川を徒涉し、山間狹隘の間を過ぎ一里にして、八助嶺に躋る、高六百五十尺、清道、大邱の交界地あり、坂路崎嶇、人馬疲瘁す、新川に沿ひ、梧桐院(十五戸)冷泉通(二十戸)に至れば、山巒道を擁して北走し、路上礮礮、平地少し、峽行三里、新川を涉り、新村に至る、山退き谷開け、前途渺茫、青麥海の如し、一里餘、大邱府に着し、其南門なる嶺南第一關に入り、趙東武氏の家に投ず、人あり、來り問ふて曰く、我國山川尤も險なり、千里父母の國を去り、何の爲に來りて、殊域に艱苦を嘗むるを爲す乎と、余戯れて曰く、西方に資國あり、以て往くべく、以て居るへしと、因て遠きを厭はす、來り覓むるなり、彼れ之を悟らず、傲慢自得の色を形はして、曰く、我國古へより禮儀を以て立ち、文學を以て著はれ、堯舜の遺風、宇内に存するもの、獨り我國あるのみ、余猶戯れて曰く、來觀日淺しと雖ども、山川靈秀、文物粲然たり、宜しく居るへし、可ならん乎、曰く事國際に關す、我輩識す可からず、而して、山川靈秀、必らず興家の吉地あるへし、願くは之を教へよと、蓋し風水の義、埋葬の吉地を卜するを謂ふあり、曰く、余相地の術を知らず、貴國に學ひて、而して

後に卜進すへしと、彼領する所ありて去る、少時午食を喫す、濕雲旅窓を蔽ひ、微雨隨て來る、本府は慶尙道の首府なるを以て、日尙は高しと雖ども一宿すること決し、雨を冒して市街を通觀し、日暮旅宿に歸る

大邱府は、濶野の間に位し、城壁を繞らす高二十餘尺、右造にして稍壯觀あり、四方に樓門を設け、其樓門の名南を嶺南第一關、北を拱北、東を達東、西を達西と云ふ、城内廣サ、東西五十餘丁、南北十餘町、人家稠密瓦葺相半す、戶數は凡三千五百、市街の繁榮、他の府縣に比すれば、大に優れりと雖ども、一道の首府にしては、左程稱賞するに足らず、何となれば獨り本府のみ然るにあらず、他府縣も皆同様なるとは、平日に賣買あきか爲め街上貨物を肆列するは、烟草屋、草履屋、館屋、其他二三の雜貨店あるに過ぎざればなり、監營、即ち觀察使の政廳は、中央に在り、巍門高閣、扁して嶺南布政司と云ふ、其西方に、地方官廳あり、判官之に治す、又監營と、地方廳との間較や南に兵營あり、舊來の家屋を以て宛てたるか故に、兵營には萬事不便の事多かるへし、此の兵は、昨二十年、監司の經畫に據り、募集訓練するものにて、教師は、京城親軍の稍精練せるものを以て、之に充てたり、創立已後、未だ年月を経ず、練習熟せず、器械完備せず、徒らに、外形を備へて

内實不用たるに過ぎず、然れども、他日器械を整へ練習熟し、伴ふに糧食給養の道備はるに至らば、儼然南方の一鎮聳たるべきなり、兵員は、總數僅かに五百名、追々増加の經畫なりと云ふ、城外は、四方各二里餘の耕地を控へ、人家其間に散團す、北に聳ゆるを八公山とす、高サ千五六百尺、巍峨雲表に立つ山質は焦土赭色、一樹の之を掩ふなく、巨岩峙立し、跡面甚た奇なり、山上數字の寺院あり、又虎豹の巢窟ありと云ふ、南方に走るを南山とす、高サ千餘尺、八公山と太た趣を異にし、森々たる蒼樹を見る、東西の丘陵、連綿其盡くる所を知らず、丘上は、概ね矮短なる松林を頂き、其落葉枯草は、即ち府民の燃料たるものなり、

南門内に廣衢あり、北に通ず、兩側に、巨構連櫺す、尋常市民の家と異なり、開く、本府、春秋二季に、大市あり、令市と云ふ、八道の貨物、一時此に輻輳し、雜沓頗る盛んあるを例とす、明治十八年已降は、我釜山商民も此大市の時に限り、貨物を以て此の府に來り、陳列販賣するを得、開市中の繁榮、前日に倍せりと云ふ、夜、裨將韓壽恒來訪す、余携帶せる所の文房具數品を與へ、且つ監司に面せんとを請ふ、蓋し、裨將は、監司の下に在て、六房監警、吏戶、禮兵、刑工、の六房を置き、政務を分轄す地方官職も亦同じの長官たればなり韓、曰く使道屬官以下の者に於て其長官を指す辭

此頃微恙あり、面會せざるへしと、其意謝絶するもの、如し、余發程以來、府縣に至る毎に、地方官に面接を求むるれども、東萊を除き、皆其辭する所とある、其意一商買に會話するを厭ふもの、如し、朝鮮の官員風珍敷事にあらざれば、強て求めず、況んや一道の王と稱する監司に謁を求むる、到底得へからざると信せしむ、言の序に請ふたれども、果して推察の如く、其取次をも厭ふもの、如し、故に亦強て請はず、韓頻りに余か旅具を見て、或は奇を稱し、或は便を唱へ、双眼鏡を見て、切に之を得んと欲するの色あり、其用ゆる所を問へば、使道從來切に之を求め、曾て使价を馳せ釜山港に至らしむるも、得る能はず、公若し之を與ふれば、監司の満足之に過ぎざるへしと答ふ、余曰く、余素一個の商人あれども我國に於ては大臣宰相と雖ども、容易に面會して、余か所懐を陳述するを得、然るに風俗相異なる貴國に於ては、我國風と一般に論すへからざれども、獨り貴府のみならず、他に於ても、亦余か面接せんとする望みを謝絶せられたり、監司ハ、其地に在てこそ無上の權利を持すれども、中央政府に入ては、一の督辦たるに過ぎざるにあらずや、而して外務督辦とは現に京城に於て、諸外人と直接高話せらる、況んや地方官たる郡守縣監督等は、京城に在ては、草屋を賃借し、行くに徒歩する、平常一般の人に同じぎにあらず

や、然るに、地方官にして、外國人を賤待し、面接を厭忌するもの、何そや、余は其何の理あるを知らず、面接果して威嚴を損すとするに在るか、但しは面倒ありとして阻むものか、兎角隣誼に薄く禮讓を知らざるもの、如し、余敢て、長官吏を罵詈誶するを好むにあらざれども、聊か所感を陳ふるのみ、監司若し病辭に在らば、就て見舞を伸ふるも妨げ無し、況や、微恙と云へば、暫時の談話には支障なからん、幸に一調の榮を得ば、双眼鏡何の惜む所あらんやと韓首を傾け、暫くして曰く、貴論に依て大に了得する所あり、若し我家一戸なれば誰か可否するものあらんや、我國一國なるも亦然り、然れども、今日は四海兄弟、各國交通、採長捨短を以て主とするに在れば、余も亦了解する所を以て監司に陳し、面接の事を懇懇すへしと、乃ち辭して去る、余は其答辭の案外なるに驚き、彼れ言詞を設けて、一坐を調理するあらんと、思ひしに翌朝に至り、監司使を以て余に面接を諾すと云ふ、是に於てか、又一驚を喫し、早々衣服を整ひ、彼か使价に導かれ、布政司門中門を入り、左折すれば、正堂あり、宣化堂と云ふ、稗將韓、先づ椽上にあがり、余を導て室に入る、屬官小童數十名、列を整ひ、其傍に立てり、余か入ると共に、監司も室に入り、立て禮を爲し、寒暄を叙し、患狀如何を問ふ、曰く、平癒せり、曰く今日圖らすも、閣下

に親接するを得、何の幸か之に若かん、曰く、貴國文物の隆昌、器具の精良、我國の及ぶ所にあらずと、願くは其一斑を聴かんと、「答て曰く、余や不敏の一商人、敢て當らすと雖ども、素より願ふ所あり、是に於て政府の組織、外交の有様、農商の現況、汽車漁船の運轉、山川の形状、官位職制の概略等、彼の問ふ所に従ひ、比較を加へて應答し、又我が問ふ所は、彼れ縷々として之に應答し、遂に歴史上に涉り、種々珍奇の説を聴き、畢りて双眼鏡、寒暖計等を贈り、晷を移して、謝し歸る、此日天尙ほ未だ晴れざるを以て滞在し諸種の調査を遂げたり別之を記す、

附記す、監司と應接の間、無数の官妓、韓原より覗ひ、談笑縱横、余か黒衣無袖を見ては、猿の如しと云ひ、朝鮮語を話すを聞ては、日本は言葉を同じくするあらんと評し、髻髪を以ては、狗頭に似たりと爲し、種々の批評を加へたり、生れあからにして門戸を出ざる、無智の婦女等か、唱ふる事あれば、咎むべきにはあらざれども、古來禮儀の國と稱するもの、其何れに在る乎を知らざるあり、

夜、大雨、冷氣を催ふす、命して温室よ火を入れ、微暖を取る、韓稗將、監司の命を帯ひ、土紬一疋、扇子十柄、櫛十個を持し來り、告げて曰く、先きに珍物を惠授せらる、感荷々

々、此地土産を、薄儀に似たりと云へども、聊か報酬の意を表すと、又雞子一束を出し之れ僕か餞する所、不腆と雖ども、受納せよと、余其厚意を謝し、之を受く、少時くして韓僕來り告げて曰く、本府判官の使者來れりと、依て引き入る、曰く、判官公に面せんとす、用暇あらは一枉の勞を取れと、余曰く、諾、即時伴はれて、判官廳に至る、家屋の結構廳舎の廣狹、監營に及ぼすと雖ども、大府を支配する一地方長官の政廳なれば、復た梁山諸道等の貧邑の如く、落壁傾棟、僅かに雨露を凌ぐか若くあらす、堂に昇れば、判官先づ在り、余を迎へ立て揖す、余亦禮を爲え、共に寒暄を叙す、判官余に對し殊境の遊旅、極めて不便多かるへしと問ふ、余曰く、貴境の優遇、余の尤も満足する所、且つ山川の景概大に旅人の目を慰し、風俗の相異なる、亦我心を喜はしむ、不便何んか有らん、然れども、異服異言の人を見んか爲め、出つれに追蹤し、入れは壁を爲す、其數百許人、喧々囂々、人をして應接に堪へざらしむ、之に加ふるに、内外共に不潔あるは、余か曾て想像せざる所なりと、曰く、獨り公のみならず、前年來貴邦人の、屢來て余に面するものあり、皆其厭ふべきを言ふ、余等具に飭令すと雖ども、無智の下民、之を如何ともすると能はず、且つ家屋道路の不潔あるは、幾百年來の慣習あるを以て、今俄に改め難し、聞く、貴國は道

路に塵芥雜草なし、沉んや屋内に於ては、華を極め麗を盡くしたりと、今我國をして貴國の如くならしめんには、人々の腦髓を入れ替へ、一個獨立の氣象を養成せざる可からずと判官は、京城の人にて、姓は吳名は容泰、年齒三十五六、頗る談ずべきか如し、因て聊か所懐を陳すれり、彼隨て答ふ、遂に眞境に入り、十二時頃、辭して旅宿に歸る、

六日、雨晴る、早起、從僕馬夫等を促かし、六時、旅宿を辭し、監營及び判官廳に至り、名刺を投して告別し、達西門を出て、小石橋を渡り、北に向て、麥圃廣漠の間を過ぎ、一里、琴湖江幅一丁半、水淺を越ゆ、人あり、曰く、牀候如何と、顧みれば、前日大邱府に於て、葬地の吉凶を問ひたるものあり、何か故に、此に來る、曰く、余漆谷府に至る、請ふ共に行かんと、行々談話す、道の右邊に在る、八公山麓の一丘陵、樹木森蔚たるを指して、曰く、彼の岡は、趙判書祖先の塋地なり、祖先以來、十代相位に昇れり、又一丘を指して、曰く、彼は尹相の親山あり、而して其傍に在る、松樹疎立の山を指して、曰く、彼山以て吾か塋地となさは如何と、余答て曰く、我國、元來風水の術なし、故に余亦曾て其術を學はずと、彼れ默然として曰く、空然謙遜する勿れ、抑、風水の術は、漢唐以來、支那に行はれ又我國に傳播せり、而して貴國も、我國及び支那と同文の國と聞く、多少風俗言語を異に

すと雖とも、此千古貴重の觀土術にして、必らず無きとなかるへし、乞ふ、其良地を教へよ、余此に來り、公に面するは、全く之か爲めなり、漆谷に至るにあらずと、余嘆して曰く、曾て聞く、貴邦人の塋地を撰擇する、千里を厭はずと、今現に公に會し、其實を得たり、想ふに、其心を以て之を究むれば、必ず吉地を得らるへしと、且つ慰め、且つ諭し、些少の物貨を與へて、遣り還す、吁、朝鮮の人士の其親の爲め、葬地を卜する、一は親に對し、子の盡くすへき一生の一大義務と爲し、二は子孫繁榮の爲となし、一生の苦樂をも顧みず、吉地の撰定するか爲に、汲々たるもの、外國人の目より之を見るときは、實に無益の時日を空費し、無益の寶貨を濫消するものと謂はざる可からず、朝鮮人の説の如く、葬地の吉、不吉、は其子孫の榮枯に關するものとせり、我國は一として富貴なるものあからん、朝鮮人の空説を確信し、一家を傾蕩するもの、擧げて數ふ可からず、又朝鮮人の葬地は、我國の如く區域を定めるにあらず、山岳丘陵之を擇はす、空地にして吉相あるときは、之に葬り其附近數十反歩は、樹木の伐採、他人の入葬を禁するか故に、斯くの如くして、數百千年を經過するときは、復た埋葬すべき所なきに至らん、國土の爲め、人民の爲め、早く此迷謬の慣習を除去すると、我輩の渴望に堪へざる所なり、

山間狹隘を過き、一里、漆谷府に達す、漆谷府の、路傍谷間に僻在し、人家僅に二百四五十戸、賁邑なり、狹谷を北行し、前川を徒渉し、東明院(百八十戸)を經、二里三十丁、所也時に至る時は高二百二十尺、東南架山の脈に係り西北遊鶴山に連る、架山は、山上に城砦を冠す、大抵廢落に歸すと雖とも、往年豊公征韓の役には、随分險要を以て稱せられし處なり、高千五百尺、樹木蔚生す、北西に轉し、多富驛(五十戸)を過き、長川の流れに沿ひ、一里二十五丁、下板谷(十餘戸)に至れば、路條二岐す、西するを本道とす、仁同、尙州を經て開慶に出つと雖とも、路稍遠く、且つ當時此道を取るもの少しと、依て右路を取り、三里、海平場に至る、此日行程九里十九丁、時に日已に昏る、を以て、朴洛福の家を投ず海平場は、人家百戸許、洛東江の左岸に在り、米倉三棟を置き、運上米の貯積に供す、江上河船四五隻を浮む、大抵、河口より、鹽を積んで來るものとす、其船の容積凡そ五十石以下、平ら造りにして、大なるものは二桅を有せり、此地、東は花山の山脈、北より南に走り、更に東に折れて東北を擁し、東南、丘陵田圃、交互錯雜せり、西方は、洛東江の長流を帯ひて、尙州、開寧地方に對す、廣野彌漫、沃田多し、其西方數里の外に屹立し、山上巒岩を形はすを金烏山とす、上に城砦あり一朝事あるに當らは、山麓近接の數府縣は、兵を此

に派し、兵器を運び、軍糧を納れ、以て一般人民の避亂所に供すべしと云ふ、山高さ千六七百尺、樹木多からずと雖も、亦近傍小山陵の如く禿兀あらず、此夜、余か雇ひ來りし所の馬夫李某、途中賭博を爲し、豫しめ渡せし旅費を濫用し、剩へ他の同行者より借財する等、不正の所業多かりしを以て、之を解雇し、更に欠を補へり、今又茲に特筆すべきは朝鮮馬に關する一事あり、朝鮮馬は軀極めて矮小、飼料亦粗末なるを以て、肥肉なし、其狀我對州鹿兒島産に似て、尙ほ更に小なり、然れども、朝鮮諸道の地質礫確、山坂急峻なるにも拘はらず、荷を駄し、人を乗せ、連日歩して、別は足を痛むる等の憂なきは、實に感ずるに餘りあり、且つ駄載の重量も、敢て僅少にあらず一日の行程も亦短きにあらずあり、是を以て考ひ得る處あり、馬の精力強弱は素より、土地氣候に關すべきも、平日の馴養こそ、實に肝要なれと信するあり、彼矮小なる軀形を以て、彼粗末なる飼料を以て、彼苛酷なる使役を以て、彼險峻なる道路を涉り、甚だしき疲勞痛苦を感せざるは、其幼稚の時の馴成慣習に因るあらむ、我國の馬匹か常に疾を發し、易くして連日の勞役に堪へ難きは、或は、平素飼養の丁寧よ過ぎ又之を愛護して幼少より十分使役の慣習を與へざるの致す所あらむ乎、平日の馬匹は、是にて事足るべしと雖も、軍馬の如きは、或は連日雨

露に暴らるゝとあらむ、又は其時の食事を與へられざるともあらむ、四頭挽きの大砲も、時に依ては三頭乃至二頭にて、之を牽かさる可からざる場合もあらむ、平素餘り手入れを過こすときは、恰も暖衣飽食せる豪貴の人か徒歩に堪へず遠足に堪へざるを一般の狀を呈し、開戦後數日あらすして馬疲れ、或は斃れ、馬匹に不足を生ずる憂あるべし宜しく豫め熟慮せざるべからず、然りながら、粗食苛役を濫りにする時は、皮肉落ちて衰狀を呈する、是れ馬の常性なり、宜しく十分の飼料を與へ、十分の使役を爲し、有事十分の用に供する計畫を、平日に爲すとは是れ緊要の事あるべし、余か此の説を爲すもの、全く朝鮮馬のみを見て然るにあらず、日本國中、或る地方に於ても、其産馬に、鐵蹄を用ゐず、稜岩突石の險路を歩して之か爲め、別に其蹄を傷つけ、其足を痛むるとは是を以て、幼少よりの馴養如何に因て、大に其趣を異にするの感は、夙に余の心中に抱持せる所なりしに、今朝鮮馬を見るに及びて愈、此の感をして深からしむ、茲に一筆を添へて江湖の參考に供するのみ、

七日、晴、午前六時過ぎ、海平場を發し、洛東江の東岸に沿ひ、花山の麓を北行す、菜花爛熳、麥穂と相掩映し、恰も青黄氈を交へ布くに似たり、又江流は蛇曲屈曲し、烟霞變々、風致稍佳あり、延香驛(五十戸)を経て、一里二十丁、江倉津に至る、津は、八戸二十戸許、

對岸に在り、善山、尙州に至る渡津とす、行くと五里十五丁許、洛東江を渡る、洛東津と云ふ、幅三丁餘、中流尤も深き、六尺許、鹽船四五隻、此に泊せり、渡れば河岸に洛東驛あり、人家三百餘戸、水陸運輸の衝に當り、商賈鍾集、巨家亦少からず、聞く、通常船隻の上溯するもの、本津を以て限りとすれども、雨季増水の候は、上流安東界に至るを得ると云ふ、鄭氏永祿の家は於て、食事を畢り、江流の西岸を歩し、二三小阪を越へ、新村(六十戸)を經、南川を渡り、三里廿四丁、洛院に至る、西方に尙州城あり、民家凡う二千餘戸、慶尙道西北部の一巨鎮とす、此日行程十里廿四町、時已に黄昏、荷を卸し鞍を解き、吳姓丁東の家は投宿す、梁上竹槍を懸く、其何に供するを問ふ、主人曰く、此頃火漢黨、近傍を横行し、昨夜其難に罹るものあり、今夜亦來ると云ふて去れりと、故に一村擧て防禦せん爲め、今日新たに製作せりと、蓋し火漢黨は、山賊の謂にして、晝間山中深遠の處に潛居し、夜に至れば、出て、民家を脅掠し、害を加へ、財を奪ふ、即ち、我國にて云へは、所謂強盜あり、徒黨二三十、若しくは五六百人、各兇器を持し、時に因ては、公衙をも侵し、官吏をも殺害するとありと、此夜村端に於て、火を燒き、夜を撤し、其來襲に備へたり、元來、朝鮮は、遊民多、恒産あるもの極めて寡少あるか故、若し凶賊に遭ふと

は、此等惡徒を増生し、大に民害を爲す、殊に咸鏡道は、人氣慄悍なるを以て火漢黨の類多しと云ふ、

八日、晴、午前六時、洛院を發して、行く半里許、路傍に二三の人家灰滅せるあり、乃ち山賊の害に遭ひたるものなりと、北に向ひ、進て一小坂を越へ合封驛(百戸許)を過ぎ、五里幽谷驛に至る、西北は、大山脉あり、削壁を衝き、雲龍奔騰の勢あり、之を鳥嶺とす、午飯を畢り、磐壑の間を經過し、回淵川を渡ると三回、姑母堂岨を越へ、三里餘、開慶縣を過ぎ、一里十五丁、主屹關に達す、即ち鳥嶺の第一關とす、石門穹窿、左右翼壁を張り、山上に達す、内に人家二三十戸あり、草谷と云ふ、別將之に鎮す、是れより鳥嶺阪路に係り、登ること凡そ三里、門上には樓櫓を設け、前面に主屹關、背面に嶺南第一關、と大書したる横額を掲ぐ、鳥嶺西阪の間は、旅店なしと云ふを以て、此に止宿す、此日、行程九里十五丁、沿途田圃多く、村落亦少からず、道路は殆ど平坦、少しく土工を施すときは、開慶、洛東、間の運搬に車輪を用ゆるを得へし、余、釜山を發してより已に八日を経過せり、而して、路上未だ曾て運搬に車輛を用ゆるものあるを見ず、性て之を問へば、慶尙道に於ては大邱、尙州等一二大府を除き、他は皆車輛を用ゆるとなしと、成る程、余か經過し

来る所の道路の状況を見ても、其用ひざるを證するに足れり、朝鮮の道路は、元來人工に成りたるもの鮮なく、天然自然、其低窪の歩し易き處を歩して、自ら徑を爲し、山坂に當るも、亦此の規を出ざるを以て、道路に屈折多く、且つ廣、狹、緩、急、均一ならざるを以て、釜山鳥嶺間に於て、三四里を通して車輛を用ゆへき所なし、

翌九日、曇、午前六時三十分、草谷を發し、行く十丁許、石造の空郭に遇ふ、院基と稱す、廣サ南北四十間、東西三十間、高六尺許、一門を存す、往時驛院の有りし處、文祿の役、我軍に毀たれ、爾來、廢棄に屬せりと云ふ、此の道路に陂斜を生じ、左右漸く狹隘となり、樹木天を蔽ひ、溪流、石に激して、自ら幽邃凄涼の趣あり、行く半里、第二關を得、構造第一關に同じと雖ども、規模稍小なり、南西に、鳥東門北面に主西門と額す、此より桐算院に至れば、坂路頗る急峻を加へ、左右絶崖を以て壅塞し、樹木森々、晝尙昏し、行く三十丁、第三關に至る、之を鳥嶺の絶頂とす、高さ凡千五百尺、關門壘壁の形狀は、亦第一第二に同じきも、壁は稍粗あるか如し、門東に面す、東面に鎮南門、西面に鳥嶺關と扁す、嶺頂、左右は、高サ六百尺餘の山脉ありて、南北に横亘し、慶尙、忠清、二道を分界す、抑も、鳥嶺は、内地第一の關扼にして、往昔朝鮮政府か、此に關を設けたるは、其要害を謀り、一は

則ち以て慶尙を制し、一は則ち以て日本の來侵に備ふるものたるに固より明らかなり、而して、文祿の役は、朝鮮國、太平の時に當り、國人大に文弱優情に流れ、智略を知るものなきを以て、兵を此要地に備へず、韓將申砬の暗愚なる、鳥嶺を棄て、之を敵に與へ、其麓なる忠州の地に於て水を背にして陣し、以て我日本の乘勝破竹の猛兵に敵せんを、是れ決して、策の得たるものにあらずるなり、假令其時、他の事情ありしにもせよ、之を捨つるは、猶可なり、然れども其麓に陣するは、恰も敵に授くるに異ならず、是れ行長をして、噫「朝鮮無人」の嘆聲を發せしめたる所以なり、當時我軍をして及に血ぬらすして、忠清、京畿を蹂躪去、平安、咸鏡に入らしめたる者、實に鳥嶺守を失せるに因る、當時軍器は今日の如く精銳なるにあらず、我れの持する所は彼も亦之を有せり、一夫之に當らば、萬軍進む能はざる、此天府の險扼を捨つるもの、此時已に、朝鮮の亡滅を決定するに足れり、幸に、明の援軍あり、豊公の斃するあり、是に於て朝鮮は僥倖にして僅かに其舊土を復するを得たりと雖ども、豊公にして若し壽あらば、假令ひ朱明の援軍ありしにもせよ朝鮮全國をして、我版圖に入らしめたるや知る可きなり、故に余は謂へらく、國王が俄に都城を棄て、義州に走りたるもの他なし、其鳥嶺天險の守備を失へるに因るのみと、之を要

するに、當時朝鮮、太平に狂れ、實に人物に乏し、烏嶺の天險を棄て、守らざりしも亦怪  
 かに足らず、今日の朝鮮、其守るべき要衝は、烏嶺に在らずして、仁川に在り、仁川に在ら  
 ずして、長直路に在り、朝鮮の事を慮る者は、豈猛省せざるへけんや、

## 朝鮮北部紀行

義州紀行

朝鮮は我が最近隣國にして、實に我日本の弟國也、兄弟互に相親み互に相輔け、以て  
 東邦の利益を擴むべきは勿論、而かも日本は之が兄國たるを以て、彼幼弟國を導き、文  
 明の化に進み獨立の實を完ふせしむること、是れ日本人當然の任務に屬す、已に然  
 り、朝鮮内地の事情、細大を無く之を研究し、之を知悉し、以て兄邦任務を實行する  
 の資料に供するの必要なること、言ふを俟たず、本會曾て斯に感あり、理學士金田楯  
 太郎君に托するに朝鮮探檢の事を以てし、同君歸朝の後、該探檢の結果を專冊として、  
 之を本會會員諸君に頒付すべきことを約せしも、猶未た果さず、(本會報告第九號會報  
 金田楯太郎君書東の項參看) 爾後同君又病に罹り、在昔今日に至れるは、本會の共に  
 遺憾とする所あり、

願ふに、朝鮮内地の事情は、從來梅津三雄、磯林眞三、井上角五郎、柴山尙則等諸君  
 の記述あり、而して慶尙、忠清、江原、京畿、等の諸部事情は大槩我邦人の親歷或ハ  
 傳聞する所と爲れるも、其北方なる咸鏡平安等地方事情に至りては邦人の耳目に親密

義州紀行

あらざる者多し、梅津、柴山、等諸君の旅行は數年前の舊事に係るも、其經歷せる朝鮮北部の地勢人情は、僅々十年内外の間に於て未だ其變遷を見ざるをせば、是等の紀行は今日に於ても、亦以て考究材料の一に資するに足ると、蓋し疑を容れざるなり、故に之を左に収録し、以て聊か前文朝鮮紀行の續きと做す、看官請ふ之を亮せよ

朝鮮北部紀行

義州紀行(明治十六年自六月至八月)

梅津三雄述

今回予が經歷せし地方は、咸鏡、平安、黄海、京畿、江原、の五道中、二都三十八府縣にして、行程大凡そ二千七百八十韓里、日數四十七日を費せり、蓋し我日本人が當國に於て公然内地旅行を試むるは、壬辰の役後今回を以て嚆矢とす、而して沿道見聞せし所の事頗る繁多にして能く數言の悉くす所に非るか故に今特に其要を摘み分つて地勢、都府、事情の三篇と爲し逐次に之を述へんとす、而して讀者の便に供せんか爲め、予が往復せし所の各驛里程表を掲ぐる左の如し

義州往復里程表

里法は韓里法に従ふ十韓里は我三十八丁四分に當る

發地	目的地	驛名	戸數	里程	宿泊地	戸數	里程	一日里程合計
元山	日本館	德源方下山	一五	一五	德源永登	六〇	二五	四〇
永登	馬息洞	安邊馬息洞	三〇	四〇	陽德馬轉	一三	三〇	七〇
馬轉	自介洞	陽德自介洞	一五	三〇	陽德大倫	三〇	三〇	六〇
大輪	陽德	陽德陽德	二六〇	二〇	陽德石湯地	九	二〇	四〇
石湯地	藥峴洞	陽德藥峴洞	一三	四〇	陽德大湯地	九	二五	六五
大湯地	平院	陽德平院	二〇	三五	成川石倉	三三	四〇	七五
石倉	成川	成川成川	一三	四〇	成川成川	五〇〇	二〇	六〇
成川	北倉温井	成川北倉温井	四〇	四〇	成川北倉温井	四〇	四〇	四〇
北倉温井	殷山	成川殷山	一八〇	三〇	成川北倉	一八	二〇	五〇
北倉	無盡合	成川無盡合	四〇	三〇	成川北倉	四五〇	三〇	六〇

黃州	中和	平壤	順安	肅川	安州	嘉山	定州	宣川	良策館	義州
鳳山洞	黃州貯福橋把撥	平壤把撥		順安冷井院	安州雲南把撥	博川津頭	嘉山元山里	郭山雲興館	魏山車輦館	義州所申館
二五	一五	六		七	二〇	二八〇	二二〇	八〇	三五〇	一〇三
二五	二五	二五		三〇	三〇	二〇	四〇	四〇	三五	三五
鳳山	黃州	中和	平壤	順安	肅川	安州	嘉山	定州	宣川	良策館
四〇〇	三〇〇	一一〇〇	二〇〇〇	二八〇		一一〇〇	二五〇	四五〇	六〇〇	八〇
二五	二五	二五	五〇	三〇	三〇	三〇	二〇	三〇	四五	四五
五〇	五〇	五〇	五〇	六〇	六〇	五〇	六〇	七〇	八〇	八〇

方山里	北倉	朔州	昌城	松倉	新倉	藥水	溫井院	化翁津	寧邊	价川
梨山洞	魏州清城鎮				昌城凡義里	昌城東倉	雲山委曲	雲山		魏邊西津邊
八	九				二二	五	六〇	一六〇		一八
三〇	三〇				五〇	三〇	四〇	二〇		三〇
義州	魏州方山里	魏州北倉	朔州	昌城	昌城祐倉	昌城新倉	昌城樂水	雲山溫井院	魏邊化翁津	寧邊
三五〇〇	一五	二〇	四五〇	五五〇	一五		二	一〇	七〇	九三〇
三〇	三〇	四〇	四〇	五〇	二〇	三〇	三〇	四〇	四〇	二〇
六〇	六〇	四〇	四〇	五〇	七〇	六〇	七〇	六〇	四〇	五〇

鳳山	文九場	温井院	錢浦	開城	長端	高陽	京城	樓院	梁門	金化
關東	平山	白川	白川		坡州	弘濟院		抱州	豐原	金城
水院	白川巨里	加里川			州	院		隅	田	城
二〇〇	一七	三			二〇〇	四〇		六〇	四〇	二〇〇
四〇	三〇	四〇			四〇	三〇		五〇	五〇	五〇
平山	白川	白川	開城	長端	高陽	京城	樓院	永平	金城	昌道
文九場	温井院	錢浦	城	端	陽	城	院	梁	化	道
三三	五〇	四	一九〇〇	三三〇	二七〇		七〇	五〇	三〇〇	九五
四〇	三〇	四〇	四〇	四〇	四〇	一〇	三〇	五〇	四〇	三〇
八〇	六〇	八〇	四〇	四〇	八〇	四〇	三〇	一〇〇	九〇	八〇

昌道	淮陽	龍池院	安邊
淮陽	安邊	安邊	德源
新安	山	王寺	山
一五	一五〇		
四〇	五〇	三〇	三〇
淮陽	龍池院	安邊	日本館
二二〇	二〇	四〇〇	
三〇	二〇	三〇	一〇
七〇	七〇	六〇	四〇

里數總計二千七百八十韓里

第一篇 地勢

往路、即德源より昌城を経て義州に至る、其間層層重障、幽溪絕壑、險阻極めて多しと曰とも、今其重要のものを條舉せんは德源より陽徳に至る、嶺を踰るもの二、曰く馬息曰く九龍、馬息は元山を距る西七里、德源安邊の地境、山勢雄盤、樹木深茂、路極めて險峻狹隘、石角屢を摩し、條柯項を撞き、幾んど騎行すへからず、麓より頂に至る三里、其標高差は大凡一千七八百尺とす、九龍は馬息を距ること西北二里餘にありての地境、咸鏡、平安兩道の分界たり、路頗る峻急なれとも其險高共に遙に馬息に及はず陽徳より城川に至る嶺を踰るもの數四あれとも皆九龍の下にあるものとす、其津を渡るもの二、曰く大灘曰く石倉津

一丁半許深<sup>一</sup> 共に皆成川、沸流江の上流たり、其路を論ずれば徳源より陽徳に至る狹狠蕪惡、  
 尋乃至三尋<sup>尋</sup> 曾て修繕の跡を見ず、陽徳以往は頗る廣坦清修の色あり、而して馬息以西、時に小洞野あ  
 りと雖ども、要するに皆千山萬壑の間を紆回して、宛も井蛙と一般、唯數尺の蒼天を仰ぎ  
 見るのみ、成川より以北は、眼界頗る開け、般山、价川を経て寧邊に至るの間、野場豁然或  
 は一望數里に達するあり、時に小嶽なきにあらずと雖ども、道路概して平坦、復た太た險要  
 なし、若少しく之を修めは此三邑の間車輛を通する易々たらんのみ、其津を渡るもの五、曰  
 く沸流江曰く豆淳灘曰く松灘<sup>以上二灘皆沸</sup> 曰く無盡江<sup>大同江の支流</sup> 曰く所申津<sup>土人呼て西</sup> 是れな  
 り

寧邊の形勢たる、山に據て城とあり、峯巒四圍、天造自然の保障をあり、其狀摺り鉢  
 を伏するか如く、内よりするときは則四面驅て下るべく、外よりするときは則四面仰ぎ  
 攀ちざるを得ず、其外形を言へば則所申、化翁の二水其南西を縈帶し、雲臺、天耳の諸山其  
 北東を圍繞して、外壁の如く、又容易に飛過すべからず、而して西來の道、安州に出て  
 されば則价川<sup>所申東萊の二津</sup> たり、二者其一に由らすして復た清南<sup>清川江以北を清北と</sup> 云ひ以南を清南と云ふ  
 に向ふへからず、然り而して所申、東萊は枉席の下にありて安州又其下流に居り、水路互

に呼吸を通し以て遙に犄角の勢をなせり、其西來の路を阻隔するに於て眞に重要と謂へ  
 きあり、宜あるか否、八域誌に所謂平安一道唯是を以て堡障とありしと稱するや、或  
 人謂、清北に由て清南に適くもの寧邊界に由らざるは否し、畢竟寧邊に會通する、輻の轂  
 に轉るか如し、此鐵管能く千里の江<sup>鴨綠江</sup> 七百里の嶺<sup>狼林の西</sup> 支を云ふと、其勢相參し、其一重  
 たるに當る所以あり云々と亦能く該城の形勢を説くものと謂へし、

寧邊より雲山、委曲鎮に至る、其間時々高低峻坂ありと雖ども概して平郊長野の中を經過し、  
 復た太た險隘を覺へず鎮、三山館と字す、蓋し三嶺の咽喉を握し、其鎖鑰を握るを以てなり、  
 三嶺は即丁好尾、月隱乃、及び於自里、是なり、

圖を案するに、熙川の東端に狼林山あり、延袤甚た廣く、幽深重阻四方五六里を距て、  
 道能く通するまじく、其脈三方に盤礴し實に一國の首山と稱すへし、一幹北に走るものは  
 慶四郡<sup>茂昌、固延、慶、茲城</sup> 今皆江界府に屬すとあり、又一幹南に走て北幹と共に咸、平、兩道の全境をあり、馬  
 息、鐵嶺等を挟み、江原に於て金剛、五台とあり、尙ほ南下して太白山となり、多く枝を濶  
 水以南に分てり、又一幹は則逸遼西走し、脈絡連亘するもの七十餘里、宣川の左峴となり  
 海に至て止む、全然天造地設の金屏鐵壁と稱すへし、左峴より熙川の甲峴に至る其間南北

通行の路大なるもの十四、小なるもの十二、皆關塞鎮堡を置き以て二十餘の隘口を扼せり、即ち丁好乃、綏隆乃、綏頂の如き皆其中に在り、而して南北に分枝するもの極て夥く、櫛の如く、蟬の如く、能く其數を計ることなし、其一を擧れば於自里は則南枝にして自作は則北枝たるか如き是あり、

鎮より以北、昌城に至る、鎮を過ぐるもの一、曰く特素鎮、嶺を踰ゆるもの四、即ち於自里、烏許屏、綏頂、自作にして、鬱林幽邃を以て論すれば則於自里を第一とし、其峻急極惡を以て謂ふときは則烏許屏を第一とす、二者皆遂に馬息嶺の上に出て、而して終に馬息の大且つ高に及ぶ者なし、蓋し往還沿道宜く馬息嶺を以て第一の險高と言ふべし、但委曲鎮より昌城に至る、路常に亂障究谷の間に通し、宛も舟底に在りて天門を管窺するか如く、又雷に夫井蛙の如きのみならずあり、昌城は所謂鴨綠江濱に臨み、阜丘其三方を圍み、特り西南一面を缺き、鴨水を相距る三四丁其狀窟の如し

鴨綠江は源を白頭山に發し、平安道を流過すること百餘里にして海に入る、廣さ五丁乃至八丁、深二尋乃至五尋、時方に霖餘に屬し水量既に落ちたれども濁流浪々黒浪を捲き、勢極めて駛く、河中往々隱礁暗洲あり、能く航路を暗するものに非ざれば未だ、俄に

船を行るへからざるなり、而して邊岸險塞絕壁一帶、宛然天塹をなし、西岸常に夷にして東岸毎に險あり、其夷處に則鎮堡關寨を設け、關西平安道沿江百餘里、七邑江界、朔州、蔚州、蔚州、蔚州、蔚州、蔚州の間二十八鎮堡を羅列す、今廢毀せる者其防備の處に於て蓋し又遺策ありと云ふ可し、聞く關西天塹に因り西寇の捍蔽に備ふるもの、凡る三あり鴨水一、嶺幹の甲峴より左峴に至る二、鐵釜三、と天の要固を設て以て西寇を防かしむるもの緻且巧なる如此、而して今既に文具となる、見るべし、守國の要人に在て險にあらざることを昌城より義州に至る或は江岸に沿ひ或は山谷に入り路極めて險難、驅て而して飛過すべからず、

還路即義州より平壤を経て京城に至る、其間二三の險要なきに非ずと雖も、要するに其國道に係る以て復た往路の艱險に比すへきに非ず、今其大略を叙せんに、  
義州より安州に至る、三要固二大津あり、西林嶺、宣川、曉星嶺を三要固とし大定江、博川、麻山の清川江、安州城下を二大津とす、安州より平壤に至る、復要固の支ふべきものなし、萬一安州一敗せば長驅直に城下に達すべし、  
平壤は沃野十里の中にありて、山を拓て城を築し、東一面大同江を帯ひ、三面環らすに

牆壁を以てし、儼然たる一大堅城なり、江洲礁多く、而して城下の沿岸斷崖攀援すへからず、壁土を削り石を築き、高さ合せて平均六七間に下らず、今の時に於て亦能く嬰りて而して守るべしとす、但地勢西北愈高く東南漸く卑し、壁亦之に従て南方朱門稍緩、仰て而て攻むべきなり、江も亦上流綾羅島の下に至て水淺く礁稀に、厲して以て渉るべし、是此城の短處にして、若し此二口を固めは復た他隙の乘すへき處なきか如し、壬辰の役、我兵進て之を陥れたるもの實に此二口よりしと云

平壤より黃州に至る、猶安州の平壤に於けるか如く、時に小起伏ありと雖とも大率ね長郊平野望て而して指すべし、黃州より開城に至る、洞仙の嶮、青石の固、守て以て拒くべし、八域誌に稱す、若し慈悲嶺より長城を築き横に棘城江岸に亘れり、則ち南北以て截斷し天塹とあすべし、然して岳嶺と九月山と東西に對峙して、一大水口をあし云々と、所謂岳嶺は蓋し此洞仙嶺を云ふか、嶺高さ七八百尺大小二嶺をなし、其間關を設く、關傍民家二十餘戸、形勢寧邊城に髣髴するものあり、宜しく此嶺を以て西路第一險と稱すべきなり、開城は松岳山に據り、規模廣大と雖とも、山勢四奔、約守に便ならず、開城以南京城に至る沙峴、楡峴を除くの外、特り臨津の一隘あるのみ、津の南岸、樹木叢茂、斷崖峭立、儼然天

險たり、北岸は則ち平夷曠遠、防守に宜しからず、

京城の形勢は世人も既に之を詳知せり故に今之を贅せず

京の東北六里半を竹雪嶺とす、嶺より以北は、乱山深峽、樹木猗猛、幽阻冷凄の狀、遂に北路の右に出で、萬山悉く雄奇らざるはなく、千壑皆險ならざるはなし、攻守並に太艱にして、獨り形便を得へからず、古より疆域事を生じ、或は天下分裂の時に當り、特り江原一道多く其弊を被らざる者は、元來必争の地に非されとも、豈亦其太艱を以てするの故に非ずや、而して其險、鐵嶺終に第一に居り、正に馬息嶺と其軒輊を争へり高さ凡る一千四百尺、嶺を下れば則ち高山驛とす、驛より安邊を経て元山に至る、時に岡壑起伏するありと雖とも、要するに皆な平原長野馳驅奔突の地たり、抑も往路は、馬息嶺の險を以て始め、歸路は鐵嶺の險を以て終る、恰も關を開き關を鎖すか如く、其境遇も亦奇に非ずや、之を總ふるに、元山より昌城に至る九百六十韓里大要西北を指して進み、昌城より義州に至る二百韓里西南に轉し、義州より京城千八十韓里に至る更に東南に轉し、京城より元山に還る五百四十韓里又東北に轉し、凡そ大方向を四轉し、行線幾んど不等菱形をなし、里數大凡る二千七百八十韓里とある、地味は黃海第一、咸鏡之に次ぎ、平安、江原又之に次ぎ、京畿尤も鹵瘠を覺ふ、但黃海、江原は土色

多く真土に類し、咸鏡、平安は黄黒相半し、京畿に至ては一面白沙にして宛も渚洲の如く然り、其道路は則ち平安第一京畿之に次ぎ、黄海、咸鏡其次に居り、最下は則ち江原とす義州より京城に至る朝鮮牛車、絡繹相通し、道幅も亦平均車輻を並へしと雖も、既に曉星、洞仙等の險あり加ふるに修繕の不備を以てし、我砲車の如きは到底其一部を通すべく其全部を通すべからざるか如し是其地形の大要なり。

第二篇 都府

二都三十八府縣に就き、悉く之を述ぶるときハ言の煩に至らんことを恐れ、特に重要な十都府を述べ、他は皆之を省く

(一) 成川府は、昔時松讓國の都する所にして、劔鶴山の西に位し、南野場を控し、西、沸流江舟路平壤<sup>ユ</sup>往を帯ひ、四山遠近之を圍て一小洞天をなし、其要害も亦其た凡易ならず、地、煙草、絹絲、其他所産に富み商を以て活するもの、一府の大半に居り、俗稍、浮華の風を存せり、府の廣袤東西二丁乃至三丁、南北十丁許、戸數五百戸に下らず、家屋甚た宏壯ならざれども、閭邑、屋を覆ふに大率、靑石<sup>靑石</sup>狹きは八九寸厚さ一寸乃至三寸、遠く之を望めは瓦屋と異なることなし、陽德以西往々此を以てし、鱗々楹比、街衢條分し、殷庶、固より石を産す概するに平安江原尤も多しとす

德源、安邊の比に非らず、宛も山中の一都會たり、治は邑の西部に位し、頗る清敞あり、所謂降仙樓は、治の西北部に隣し、翼然沸流江に臨み、南一府を俯瞰し、西屹骨山十二峯と相對し、長廊あり、觀閣あり、周回三百間<sup>一間大凡</sup>と稱す、聲飛輪奐甚た壯麗、大に觀るべきあり、其八道樓觀の第一と稱するも、詭言に非るを信するに足れり、

(二) 寧邊府、即鐵釜城は、高麗の時に於て既に邑を置き、延州と稱し、其形勝、既に前に述へたる如く、山中釜底に孤懸僻在すと雖も、其西北路の衝會に當り、且つ一壁を隔て、舟路安州に上下往通するを以て又太た不便極塞を覺へざるのみならず、一府垂千戸の居民、商賈之れか大半に居り、元山通商するもの勢からず、往來頗る頻繁とす、蓋し地砂金、石金<sup>我元山商人の言</sup>、據れは該府を出し、加之、境內産する所の米穀他方に輸出するに至るを以て、一府熱鬧頗る富裕の色あり、然れども街路確、且つ高低多きを以て、阡陌參差、條分井列する能はず、治は邑の北部に據り、規模頗る宏壯、儼然鎮衝の趣あり、客舍一般に暖牌を安置する處にして、即ち正月元旦且郷校<sup>官立學校にして</sup>、每邑必ず之あり、其他官邸皆な寛敞なり、

(三) 雲山郡は既に險要の衝に居らず、又車馬紛鬧の會にあらず、蕭然たる僻地の一寒邑に

して、別に記述すべきものなしと雖も、其甚た金鑛に富めるを以て、姑く之を重要な部に列して、其目撃せし所の實況一般を述へんと欲す、

邑の北一里餘、内店、金坑あり、坑創始日向淺く、區域廣からず、長さ二丁幅一丁許、滿面黃沙たり、其採掘の狀を見るに、甲者先つ土を掘り、之を畚箕オイザユの如く大さ餘方に盛れば、乙者畚を擧て之を丙者に投ず、丙者之を受け、坑外の丁者に投ず、丁者右手に之を取り左手其空畚を反投す、丙者又之を左手に受け、順次逆投すること、此の如く、投くる者は受け、受くる者は投げ、其兩手を使用する極めて習へり、但毎坑深さ凡そ一間に至れば則ち金砂を得へし、得れば則ち水流の處に輸し、以て之を盆に盛り沙して而して汰し、汰して而して沙し、如此する者數回、則ち土沙去て金砂存す、其一日採獲の量大抵十人を以て一匁乃至一匁五分に過ぎすと云ふ、蓋し其術如此迂拙にして、其坑は則ち狼狽、其機は則ち農具に過ぎず、焉んろ其多量の採獲を望むへけんや、是を以て、土人皆農暇の日を以て之を作し、農劇には則之を暇む、此より委曲鎮に至る、凡そ五六里の間、一條の溪流沿岸、悉く金坑ならざるはなく、坑跡累々墳墓の如く、絡々相屬して其數を知るへからず、而して委曲鎮前の坑場其最に居り、坑夫現に百人以上に出づ、鎮の北、於

自里嶺の東峰を燭太峯と云、石骨乱露、外面被むるに灌木を以てす、猛獐鬼の如し、土人の言に據れば、從來郡人該山を鑿ち、盛んに石金を採掘し、峯根坎壘、之か爲めに山而曾て凹陥せりと、是れ齊東鄙語に類すと雖も、又其の坑況一般を下するに足れり、之を要するに雲山一郡隨處鑛氣あらざるはなく、寧ろ金郡と云も不可なかるへし、之に加ふるに巨木良材の富を以てす、他日智開け術進まば、該郡の富或は一道に冠たらんも測るへからず、

(四) 昌城府は鴨綠江上に位し、丘陵逶迤三方圍て屏をなし、丘脊環らずに壁を以てす、特り西南一面、丘尾稍開き、直に江上に臨めり、其形勢を譬ふれば宛も窺を地面に置くか如く、復た太た要固の稱すへきなく、攻むへくして守る可らず、城門内外五口あり、内門三、曰く鎮東樓、曰く鳴劍樓、曰く長靜南城門と、外門二、昌西門と曰ひ挽河樓と曰ふ、挽河樓は則ち外南門にして、鴨水と相距る二三丁に過ぎず、治は城の中央部に位し、北丘に據て一府を俯臨し又遠く鴨水を隔て、胡地を遐眺すへし、所謂長靜館の治の脚下に位し、規模甚た小ならず、館より外南門に至る、相距る七八丁、一路平直傾斜市街稍修まれり、其他は窮巷狹衢、斜阪參差、又并列條分する能はず、郷校其他六房又皆を相備はり、大抵各

邑と大異同なし、但江上買船清國上下往來、絶ふることなく、船艦相含み、白帆相望み、昌城より而上江界に至て止む、從來朝鮮江上濫りに民の舟を造るを禁し、併せて清船の寄泊を許さず、清國亦韓民の濫入を禁し、一葦帶水を擁して肅然互ひに境域を防守し、一年三度柵門の開場を俟つの外、敢て公然互市することを得ず、其の通謀反謀の患を拒くや密なりと謂ふへし、而して其實之を制する能はず今は則ち清船所在繫泊し、現に挽河樓下に寄するもの三隻、盛に鹽と大豆とを交易す、蓋し清人大豆を以て常食とす、現に船よ就て日撃する所なり而して尙清人の府内に入るを許さず、唯岸上に於て相貿ふるのみ、聞く、今春西北經略使魚允中の平安を経て咸鏡に入るや、禁を解き令を傳に、大小從來の成規を變更し、往々民の耳目を一新するものありて現に沿江互市の禁を解き、又沿江七鎮五鎮を廢して二鎮を存せし如き、其項中の一ありと云、

(五) 義州府は丘岡に據て南に面し、亦鴨綠江に枕し、其形箕の如く、幾んど不等邊多角形をなし、東西長ふして南北短く、北に縮まり南に逸す、廣袤大約南北六丁、東西十丁餘、四方堞壁を環らし通するに五門を以てす、西門一、北門一、東門大小二、南門一、是なり是を以て内邑とす、南門層樓をまじ大書額して海東第一關と題す、頗る壯觀たり、門に

入れは一條の街路北に向て通すること四丁許、直にして稍平かに、其趣大に昌城に類するあり、路窮つて閑あり龍灣館と額す、則ち客舎あり、館より左折し二門を穿て北に轉すれば則ち治廳を待、廳は、丘の半腹に占據し、南面一府の大半を俯瞰し、構裝偉麗、稍鎮衛の趣をませり、廳の南二丁許を距て、一字瓦斐翼然驕々櫛比の間に秀るものを義順館と曰ふ、清使の旅館とす、其名を以て之をトすへし、其他六房皆備はり、倉庫邸宅頗る多く、亦皆宏壯あり、一府戸數三千五百戸、就中城中市家鱗々密接し瓦屋其大半に居り、頗る繁華の氣象ありと雖とも、一城丘上に在るを以て街路斜峻、南門街を除くの外幾んど復た尋常の坦地なきを以て、遠衢不整にして、井然條列せず、外邑は城の二面を圍み、東より南に逸り、幅員大要内城三分の二に居る、而して戸數は則ち正に之に相反す、街路平斜相半ま、高低城中の著しきに如かずと雖とも、東阿西陌復た條序列次なく、且茅屋多く瓦屋希れに、到底内邑の修清に及はず、然れども車馬の會、行旅の湊、城中に比すれば頗る喧填の色あり、但路上礮礮、坊間物貨稀少なるの二點に至ては、内外となく曾て異同あるを見ず、蓋し聞く、柵門大市の時に當ては、彼我の百貨一時彙集、其麗不億と雖とも、市罷み人散するに及ては、則各處に配送し去て、復た多物を留めずと、故を以て一邑酒店

旅館極めて多く舖肆甚た罕ありとす、縦令之あるも皆尋常雜貨にして、若くは陶器、若くは絹緞、其他百般の貴什多く得易からすとす、而して聞く、元山開港以還柵門貿易漸く勢を失し、昨今に至ては地方需用する所の唐木棉、金巾、其他の物貨元山或は仁川より輸入するもの多きに居ると、柵門開市期は則先づ二月二十日を以て開き、五月三十日を以て閉つ、是を冬至使歸朝市となす、其次は九月十日を以て開き、十月三十日を以て閉つ、是を皇曆廢杏使市となす、其次は十一月二十日を以て開き、十二月三十日を以て閉つ、是を冬至使入朝市となす、此三回を以て從來開市定例とす、聞く所に據れば魚允中の經略に因り、自今柵門貿易を廢して更之之を義州に移し、並に一切從來の定規を解き、一に各自の自由に任すと、現に府外江邊に於て方に税關を營み、對岸も亦鳩工に従事するを見る、江中船舶大小合せて僅に十四隻、皆官有に係る、蓋し朝鮮政府從來民の造船を禁するを以て、官特別之を製して以て用に充つと云ふ、又筏數連を繋けり、其狀長さ三四尺、大連抱乃至合圍の木材を以て組織し、一筏二百五十本乃至三百本を以て成る、其材ハ則ち樅栗橡榆等にして其需用は則ち薪を以て首とす、或は車輻其他雜器製造の用に供す、其價は一本二十文乃至三十文とす、蓋し往時ハ特リ胡人對岸の利を占むる所たりと雖、輓近に至ては、専ら

朝鮮人の斫り出すもの多く邑の上流十里乃至十五里彼我山林に於て互に潛伐す、但柏一種の板及刳木船は今尙ほ胡人の專賣する所なりと云、刳木船は長さ二間半幅二尺許大なる者は長さ三四間幅又之に稱ふ、一幹を以て製するものあり、二幹を合せて製するものなり、其製單に一面を剝て之を剝り、狀正に楯を見るか如く、宛然太古の風を存す、亦以て樹木の富饒を想ふへし、但し此舟は則人民隨意之を造るを得て禁制の限に非すと云ふ、江中六島あり、曰く九里島、於赤島、黔同島、蘭子島、威化島、新島是なり、江水茲に至て分れて三派とあり、其東岸に沿ふものを鴨綠江となし、其中央を流るものを中江と云ふ、即清韓兩國の分界とす、而して其西岸に沿ひ胡地の水を合する者、是を三江一は上江と呼ぶ、此邊江流漸く淺く、又甚た悍駛ならず、而して兩岸の空濛浩茫、其涯埃を諦視すへからず、其廣さ大凡そ三十丁に下らず、其北京路は則ち黔同島を経て西岸に通すと云、是義州府の大勢なり

(六) 安州府は南丘陵に據り、北清川江を帯ひ、丘脊、環らずに堞壁を以てし、周回大凡一里半、城内二區に分畫す、内城は西北に位し、外城は東南に位す、内城の廣さ三分の一に居り、外城三分の二を占む、而して内外共を通するに十三門を以てす、其大且つ重要な

もの五、曰く新南門、城曰く望東門、曰く平安門、曰く信義門、曰く玄武門、以上外城是なり、邑の戸數千二百戸、大半外城に隣比し、阡陌條列瓦屋大凡其半に居り、廣袤東西八丁、南北四丁一面平庭を匿分まで殆んど基局の狀をなす、内城は則ち山勢に従て街路凹凸、戸數僅に二三百戸に過ぎず、節度使の平安道を鎮するもの二、其一は平壤にありて、其一は則ち本城にあり、營門節度使の本營は内城の東北隅に據り、外門翼廊をあして西を望み、内門牙營與に南に面し、堂宇宏敞、塔塹修潤、儼然鎮營の威容あり、其官屬は則將校三百名、壯衛士百名、使令九十名、衙前八十名、通引廿名、官奴三十名、合せて六百二十名とす、邑治は營門の西、内城の中央部に位し、規模狭小、屋宇衰殘、復た觀るべきをなし、客舎を安興館と云ふ、治と營との間にありて結構尋常別に異觀を見ず、玄武門の西に、百祥樓あり、江に臨て翼然屹立す、高麗の時の創する所に係り、今尙ほ其觀を改めず、輪奐の美、疊飛の奇、殆ど降仙樓と相伯仲し、其勝概は則遠く其右に出づ、其大さ東西十五間、南北七間、床の高さ一間半、而して材木偉大、棟や梁や、椽に椽に、盡く巨木を用ひ、大なるものは一圓乃至二圓のものあり又多く凡材を見ず、楣間高麗、忠肅王の詩を掲板し、其餘題詠賦畧々相疊み、復た隙地なし、樓の北、玄武門の外、瓦棟三字一團相依るもの、是を七佛寺とす、乃ち高勾麗、七僧の

遺跡にして今に至て尙ほ梵聲を絶たず、抑も州の形勢たる、西來孔路の衝に當り、東南は、峯巒に據て壁とあし、西北は江を以て池とあし、沃野空莽の間に臨み、寧邊、諸山歴々指點す可く、相距る六里云ふ固より武を用ゆべきの所にして、今の時に當りて、能く斯池を濬ふし、斯壁を高ふし、以て之に臨まば、西來の敵容易に志を得難く、其南よりするも亦た未だ輒く之を攻むべからず、與に嬰りて而して守るべきの地なりとす。

(七) 平壤の形勢は、既に地勢の部に於て粗々其大梗を掲けたる如く、山を拓て城を築き、東長江を帯ひ、大野を控へ、形勝要害の地たり、箕子創基而降、數回の世變を閱し、伸縮沿革一ならず、高麗の時に及て、太祖始めて西都を築き、成宗の朝に至り、大に石築を起し、李氏に至るに迨ひ、因て而して之を修め、現今分て内城中城外城東北城の四區とあす、内城周圍幾と二里許、通するに五門を以てす、東門二、曰く長慶曰く大同、南門一、曰く朱雀、西門一、曰く靜海、北門一、曰く北里、中城は本城の西南に屬し、明の天啓中、本城の幅員を改縮し、餘す所の舊跡に係り、幅員大凡本城五分の一に居る、元來含菴、正陽、普通、景昌の四門ありしが、現今三門共ニ基を存す皆廢頽して、僅に景昌一門を存せり、外城は又其西南にありて、南門即朱門の東より起り大同江に沿て壁を築き、西方西山の下に至り、

普通江、西北より來て之を割し、幅員大凡方一里、一圓平坦、盤の如く、所謂箕子井田の遺制此中にあり、而して箕子の井、並に箕子の宮趾、與に又井田の中にあり、井田の狀たる東西を經とし、南北を緯として、路線（廣きは六七間、平直、溝洫修明、規劃井然、一絲亂れず、宛も碁局を置くが如し、是或は後世の模造に係り、其眞蹟に非ざるか如しと雖とも、柳又當時を想見するに足れり、東北城は長慶門より起り、江に沿ひ牡丹峯を抱き、凸字形をなして乙密臺に接し、周圍大凡方十五六丁、壬辰後の所築に係ると云、一府戸數幾と二万、其城内に在るもの三千七百戸、大抵皆瓦屋たり其城外に在る一万五千戸は茅屋多きに居る城内市街は其東南部を占め、街衢條分家屋稠密碁の如く布き、星の如く羅あり、肩摩穀擊、百貨盈積し、營々擾々一城湧くか如く、賣買の盛殆んと慶尙の大丘に亞き、眞に關西の大都會よして、黃海以西凡て需用を本府に資ると云、西北部は則地勢漸く高く、老松林をなすもの方三四丁、所謂乙密臺は其北端に斗出せり、臺の西外松楡蒼鬱日を翳し、森々幽林を爲す、是を兔山と云、所謂箕子臺、此中にあり、官家名けて箕林となし、嚴に斧斤の入るを禁せり、監營は城の中央部即ち府の北端に位し、地基高燥、堂宇軒敞、一府大半衽席の下にあり、門に額して關西布政司と題す、大同館は大同門の西丁餘の所にありて、輪

奐壯麗、亦關西に冠し、頗る偉觀とす、其餘府庫、倉廩、吏房、將廳、兵營の屬、其數極めて顆く、又皆壯大とす、然れども一城の形勢、東西に狭く南北に長く、又北方高ふして南方卑く、其狀行舟の如し、故に俗間妄説を附會して井を鑿つ可らずとす、蓋し其源因地味礮備、礮氣を含み、且つ市街の不潔なるを以て、義州と同じく飲料の水大抵皆江水を用ひ、井水を用ゆる極めて稀なるなり、一城井泉の數僅に三十餘箇に過ぎず、而して本城の概形を言へば、則ち江水三面（東南大江、西普通江）を圍み、丘陵一面北を遮きり、山河縈帶す、亦一大天造の要塞と稱すへし、

(八) 黃州府は東に山を負ひ（臥牛の如く土人ト稱す）西は、野場（臨み南ハ、鐵錦溪を帯ひ、大郊を隔て、直徑一里半、悲慈嶺の山脈蜿蜒逶迤東より西に走ると數里、正方山に至て止み、本府と相對し、屹然雲外に聳へ、鐵壁の如し、本府ハ山を包て堞壁を環らし、西北面は空濛を鑿ち、通するに四門を以てし、南端ハ臨登城即ち我友城ト稱すを築き以て一は側防の用に供し、又水患を拒くに供すと云ふ、抑も朝鮮城郭の製たる未だ多く壘壕を有するを見ず、況や空壕に於てをや、是れ絶て無くして罕に有る所とす、壕の幅四間乃至六間、深さ二間乃至三間許、中底乾涸、常に水を澑せず、城壁の周回幾と里許、邑は其西北部に團聚し、

幅員大要、南西に連ると四町南北に亘ると七丁許、街路參差として、條序なく、路上亦礫確凹凸し、復た平坦の地あり、一府戸數三千戸、其城内にあるもの千戸、外邑即城外に多るもの二千戸、頗る闌色あり、營門は邑の中央部に位し、規模狭小ならずと雖とも、安州の嚴整修肅に及ばず、治は其南部に位し、邸六房第皆具はり、別に異觀あるとなく、又大要害を見ず、要するに、形勝要害、與に安州に及ばざると遠しとす、

(九) 開城府即ち松都は、高麗王氏の都する所にして、北は、松岳山に據り、西南は、龍首、進鳳二山（二山皆岳に對し、東南一面野場に臨み、廣袤東西短ふして南北長く、堞壁環繞遶迤松岳山を抱て半月狀をなし、周回大凡二里半餘三十韓里と稱す、前朝に在ては則外城幅員甚大にして、雉堞、龍首、進鳳諸山の外を環り、周回大凡六十韓里餘なりと云、今乃皆廢して之を修めず、但松岳、龍首連脈の間、午正門嶺僅に古門の舊基を存す、是當時の西門たりしと云、家屋は城の内外に鱗比し、其内にある者、幅員大約東西八丁南北五丁、其外にある者、幅員東西十四五丁、南北六丁許、並に街衢條列、遮路修直、宛も基局を見るか如く、戸數内外合せて一萬九千戸、内城十分の四に居り、外城十分の六に居る、家居の製、瓦屋少く茅屋多しと雖とも、結構修麗、都雅の風遙に平壤の右に出つ、而して百貨委積、産

物益集、人物の盛、車馬の繁、亦た太太平壤の下に出てす、其所産中、一國の甲品に居るもの、土物に於ては則人参、製品に於ては則ち油紙、此二品遍く八道に輸出し、其名甚著し、城の西北部、滿月臺あり、即ち高麗王の宮趾なり、臺は松岳の趾麓に據り、一場の平丘にして、廣袤南北二丁半、東西一丁餘、四方石垣を築き、階礎登級、嚴然尙存す、臺の東北、岳の半腹より麓に至る、樹木密茂、大抵皆栗林たり、其間洞府隱見、泉石幽絶、臺榭潭池、斷續相起り、其數勝て算すべからず、其最も勝を以て聞ゆるものハ、紫霞、狹山、廣明、彩霞の四洞にして、或は軒豁呈露或は秀傑を以て聞へ、與に皆一山の尤たり、又處々花木を植へ、桃李梨杏芍藥牡丹菊の類に至る、百花大率ね具備す、尙ほ前朝の後園を想像すべし、予の該府を過ぎしや、時方に夏月に屬し、府下幽閑、士女行厨を携へて晷を此山に避け、歌吹吟唔の聲洞を隔て、相應し、一山終日響を絶たず、其都雅奢侈の狀如此、朝鮮内地復た其例を見ず、所謂善行橋は、城の東三四丁の所にありて、石を以て之を架す、長さ四間幅二間餘、中央欄柵を構へて往來を絶てり、高麗の末運に當て、侍中鄭夢周李太祖の病を問ひ、竊かに之を除かんとを謀り歸途李氏幕下趙英珪の爲めに殺さるゝ處にして、石板班然尺許の紋理あり、其色丹の如し、土人相傳へて夢周の血痕とす、治は

城の西南部に位し、結構規模頗る宏麗にして、六房亦皆之に準し、其餘府庫官邸甚々多し、抑も該城の大勢たる、半面山を負ひ、半面平地を劃し、西來大路の衝に當り、西は、午正門嶺を扼し、南は、龍首、進鳳の諸山を控へ、其西寇を防くに於て、且く支ふへしと雖ども、若し東來の敵に逢はば、未だ寡兵を以て保ち易からざるなり

(十) 安邊府は黃龍山の北麓に位し、北其支脈を負ひ、西南南川を帯ひ、幅員東西五丁、南北一丁、乃至四丁、東隘ふして西豁く、其形扇を展るか如し、戸數四百餘、家屋甚々卑陋をらず、民俗稍浮靡を喜み、頗る商事に營々し、且つ土寮間、多く近邑の巨擘を以て稱せらる、治は邑の東北端に位し、北山は據て府内を下瞰し、規模稍大に、六房府庫悉く備はり能く大邑の體を存す、然れども屋宇階砌皆を殘荒して、復た觀るべきなし、邑の西北飄々然亭あり、江上に亭立し、遐曠の勝概に富めり、亭上外勢を諦視すれば邊水山俗に法水山を南に東八丁許に、登斗谷土谷山岳を云ふ谷郷のを西々南二十丁許に、遮雲嶺を西々北二十五丁餘に、泉洞峴を西北二十丁餘に望む、但邊水山より泉洞峴に至る山脈連亘、蜿蜒委蛇、南川と相抱き、其間一大野場をなし、其距離遠きは三十丁近きは十丁餘、平均大凡二十丁餘、其南北廣袤は則花山亭松林あり亭を以て林を稱する猶より泉洞峴に至る大凡五十丁餘は徳谷を以て山を呼ぶか如し

里許とす、而して南川は乃ち松亭と邊水との間を截流し、長橋長大凡百二十間并平垣なる歩して傍一帶、椰塢參差、風趣番の如し、松亭邊水山の南又一大浩野を占し、藹濛として諦視すへからず、而して泉洞峴より西北に至ては沃野數十里、直に徳源、文川に連あり、車馬皆な易々往來驅馳するを得へし、是れ安邊府の大勢なり

第三篇 事情

當初徳源を出るや、護照の明文に從て本府派する處の卒二人を率ひ進て永登に至る、途上往々一行を嘲罵するものあり、尙ほ進て嶺を踰へんと欲するに、居民傳喚して曰く、昨夜兇賊黨徒三十人許、朴川洞永登を距る二里許嶺の半峰にあり朝鮮村に闖入し、家を燒き財を掠め殘兇を極め去ると、通事因て使を本府に馳せ、乞て砲手卒十人を發し、以て一行を擁護せしむ、翌日早味、銃卒を帥ひ嶺を踰へ馬息洞に至る、山中曾て、賊の形跡を見ず銃卒即ち引去れり、越へて一日陽徳縣を過く、卒二名日々來て地境に候し、一行を俟つ五六日、縣に入るに及て吏卒數名迎接し、導て一民家に延き、午餐を饗す、縣監は則ち病を稱して面せず、越へて二日、成川地境に至れば、將校吏胥、鞍馬五匹、兵卒十餘人を帥ひて來迎し、其境上に候するもの、亦た七八日に及ふと云、於是、其固辭すへからざるを以て

馬に跨かり、翌日を以て府に達す、府に入るや將士吏卒百餘人、左右に整列して府門の内  
 外に相屬し、其敬を呈する、腰を折て揖拜するもの、一に我立禮に異なるとなし、從來我  
 に對する曾て此例ありし、進て府内に至れば、一官邸を開き、筵を敷き、席を設けて以て旅  
 館に充て、酒食悉く其餽餉する所となり、周旋甚た至る、既にして府使沈相學正服を裝ひ  
 先つ來て勞問す、因て護照の明文を引き、且つ身に便ならざるを以て、固く其饗待を辭謝  
 すれども聽かず、遂に平安一道過ぎる所の沿邑、悉く成川に倣ひ、迎接の狀及び馬疋酒饌  
 凡百の費用、皆其饗待する所とあり、其躰裁一に使臣を遇するもの、如し、陽德以來管に  
 阻礙嘲罵するものなきのみならず、甚しきは則ち殿阿前警、行く者は避け耕す者は俯し、  
 業を操る者は止め、爲めに耳目の及ぶ所を擁蔽して、又其實情如何を察すると能はざるに  
 至れり、蓋し相學、往年命を奉して、我邦に來遊し、粗々國情を通し、且つ予と一面の識  
 むるを以て其意を用ふる如此、彼即ち饗待の濫觴を乞ひ、加ふるに、觀察使金永壽、凡う  
 三たひ令を申ねて力を接待に盡さしむと云、之を要するに、各邑の一行を遇すると此に至  
 る所以のものは、職として觀察使の申令と、成川府使の濫觴とに由らずんばあらざるなり、  
 然れども、之か爲め、人民其弊を被ると少小ならず、更に怨を我に歸せんとを恐れ、吏卒

輿夫馬丁庖丁諸婢の屬に至るまで其貴賤の差に因て、一に之を勞ふに物貨現錢を以てし、  
 其費不貲、當初心算の外に出てたり、又務めて擁蔽壓抑の弊を排斥し、賓主の間互に其  
 口腹を表裏すると宛も串劔の餅を食ふか如く然り、

成川より義州に至る、其尤も觀を得るものを寧邊とし、尤も觀を失ふものを朔州とし、而  
 して半觀半失、其中間に立つものを昌城とす、寧邊に至るや、府使李載完先つ來て訪問し  
 餽餉寓所の瑣、其意を用ふる成川に譲らず、翌日に及て、相拉して藥山、東臺に上り攀措  
 磊落、幾と忌諱する所なく、能く我歡心を買ひ、復た缺然の意あからしめたり、載完ハ今  
 王の從父弟、即ち大院君の從姪にまて、李慎應の生子、李慎應の養子なりと云、昌城に達  
 するや、吏卒奔走、接待頗る厚く、一行數日瘴炎蠻雨を冒し亂山窮峽の間を歴來り、情況  
 宛も輻輳の水を得たるが如く、皆歡色を帯ひしか、既にして府使李在靖就て旅寓を訪ひ、與  
 に相見るに及て、攀措稍々驕色を帯ひ、加ふるに、談動もすれば艱澁信偏に涉り、遂に圓  
 圓變調する能はず、於是乎相與に始めて釋然たらざるものあり、翌日江を渡り胡地地方僻  
 として胡地又野人界と云今の吉林智たりを親んと欲せしか、府使防拒の色あるを察し、其滋事を生せんとを恐  
 れ、乃ち竊かに同行の者を遣り、以て其風俗一斑を探らしむ、其景狀左の如き、

先づ支那通事五市解禁後義州より一名を拉し、挽河樓門外泊する所の清船を僦ひ、船を發して對岸に向ふ、舟長さ四間許幅一間餘、厚さ一間許、首尾尖からず、腹稍々張り、倉あり、室あり、包厨あり、甲板あり、帆機碇櫓皆具なる其舳裁幾と西洋風帆船に類する所あり、江中清船其規模大小長短各々異同なき能はずと雖ども其製ハ則大約此外に出ず、篙師は大抵三人乃至五人を以て通規とし、該船は則四人の者なり、對岸に達するや、船斜流すると二丁餘、四人力を極て乃然り、岸對は一の洲島にして、東岸より之れを望めは陸地の如く、之に就くに及て乃其島たるを知る、因て再び船を命し、島に沿ふて浜ること三丁許、島盡れば則津路を得、路に上り行くこと丁餘、數椽の茅屋を得、就て之に過れば主人營々方に機杼を勉め、一行を顧て而して驟めす、宛も隣人を視るか如く然り、機は朝鮮用ふる所と稱を異にし、我高機と稱するものと大に相類し、綿布の幅一尺有半に超へり、既にして近隣胡人、日本人の到るあるを聞き、孃や娘や爺や叔や男女ともあく來觀する者漸く加はり、逼視近狎、稍厭ふへしと雖も、未だ朝鮮人の甚たしきか如くならず、又罵詈嘲笑の聲を聞かず、要するに其俗頗る朴直畢、竟朝鮮狡獪の比に非るなり、就中婦人尤も近接し又甚た我を忌避せず、是朝鮮と尤も其俗を殊にする所以、若夫朝鮮の婦女外國人を見れば、

道に在ては則ち避け、家に在ては則ち逃る、而して其實は則ち鑽隙穿牆至らざる所なく、百方力を盡し、必ず窺見して而後止む、文質の懸る所判然以て見るへし、此より西南數峰を隔て相距る十二三丁、又一簇村落を得家屋二十餘戸、圍欒相接す、村口一巨屋あり、就て一觀せんとを請ふ、主人乃延て内に入る、家屋の製亦朝鮮と稍、其趣を異にし、屋内中央空地を存し、以て往來の路に充て、路の左右室を興し、其床を構ふるの方或は木を以て架し、或は磚を以て築き、大小其宜きに應し、大要地より高きと三尺餘床下皆温突熾を施し以て煖を取る、朝鮮は則室の如何を問はず屋中一面床を張り、高きは地を離るゝと尺餘、低きは地と平らかに、床下一面地を穿て以て温突を通す、是其趣を異にする所以あり、厩屋左側一字の長屋あり、幅壹間半許、長さ七八間、長廊の如し、是を食堂とす、一面處々炊竈を安し、一面架板を設け、中央狹長卓子を連置し凡そ甕釜甌釜、凡百の器皿と、豆穀粉麵鹽醬菜肉の類に至る厨用のもの、悉く備はらざるはなく、其裝量凡そ二十人を容るへし、厨前厩あり馬十數匹を繋けり、聞く地方の農家、家毎に馬を有せざるはなく、富むものは人毎に一頭或は二頭を畜へり、故を以て一家五男あれば乃五頭或は十頭を有すと、蓋し土俗、苟も坦地を得れば種獲運搬一に車を用て其用を資す、故に馬を要すると若此の多

からざるを得ず、而して馬皆肥大、馴狎、夫の朝鮮馬の矮小、驚悍あると迥然種を異にす、但亦其種類數種にして或は大狗、朝鮮ハ特に馬の矮小、驚悍なるのみならず、其數固より少く、驛馬幾と牛駒に類するものあり、馱石薪草并に箕席、磁白鋸鐮の屬、凡百の農具を蔵し、又農車一輛を具へり、車の狀たる恰かも我石炭車を見るか如く、車上一大函を安し、大さ數斛を容るへし、其構裝も亦輕便にして堅牢易々使用すへし、地方土質鬆にして而して脆薄、其色墨の如し、而して近山草木森々繁茂し、往々椽を植へて以て薪に供する者あり、田圃は則ち深耕修耨、畦隴井然、土物穰々たり、土物は稗、大豆二種の外多く他物を見ず、蓋し土質に困りて然るか、其力を耕事に用ふると、至れりと謂ふへし、先是一行の該家に憩ふや、村中の男女老少となく、馳せ來りて聚觀するもの堵の如く、室内爲めに紛鬧、又前家の比にあらず、於是稠人中文字あるものを探み、筆談を試みんと欲し、通事を顧みて其人を問はしむ、則皆眼中一丁字なく、爲に一噤す、後筆硯を携へ來るものあり、就て之を試みるに姓名且つ未だ書するに足らざるもののみ、因て一行の姓名並に來意を書

して之に與へり、而して終に丁得の色なし、村家四方に分屯し、星々部落をあす、戸數總計六十有餘、村名を「ドンラ」を稱す、張甸縣の支配する所と云、先是昌城府使は、吾人の一行か胡地よ入ると聞き、余に請ふに其國禁に係るを以て速に其來歸を趣かすを以てす、余伴て愕然、曾て其情を知らずと爲し、即招還狀を作り以て使介に付す、使介乃驅せて江を渡り、胡地に上れば則ち一行の方に還るに遭ひ、乃相携て歸る、時既に午に近し、依て直に出發に決し、余乃獨り衙に就て辭別す、在靖却て余の怒を恐れ、温言余に接し、以て暗に越江を拒みたるを謝す、其情も亦憫れむべきなり、

朔州に至るや、日既に暮ると一里許、明火を點するもの、行々數を増し、城外に抵るに及ひ、府民復た來加し、其幾十人なるを知らず、一路晝の如く、喧然として城に入る、城に入れば則家々戸を鎖して短檠を窓外に置き、以て敬意を表するもの宛も我縣邑村市の祭日を祝るか如く然り、蓋是唯り外國人の爲めのみならず、國人と雖も若し貴紳の啓行に遭へば輒ち然りと云、旅舎に達すれば酒掃與に至り、沐浴既に具はり、酒食茶菓の類並に皆其精を極め、一の口に適せざるものなし、其意を用るや幾と盡せりとす、翌早、府使李升會亦先つ來り訪ひ、席に就き寒暄新舊を序するに及て、語辭傲慢殆ど其僚屬に對するか如し、

傍者之に堪ふる能はず、遂に其失態を責め、詰るに接賓に習はざるを以てす、升會睨然、果して之に通せざるを以て謝し、踉蹌退去、復た人を遣て之を慰解す、蓋し升會、親喪より任に赴き、尤も外交に慣はざるを以て舉措遺憾其所を得ず、其情實に憫むべしとす、自是以還、居處飲食厚待に逢ふ毎に、先づ其方伯の倨慢ならんとを恐るゝに至る、其昌城、朔州の二府に懲るを以てあり、義州に向ふや、固と江を渡り、潜かに清地二三里の外を蹈まんと欲し、其便を圖ること數日なりしか、府に達するに及び、先づ丘に登て對岸を望めは、大野豁然遠く遼陽の外に連あり、空際一青、數里の間多く人家を見ず、其形勢江を隔て、歴々指定すべし、是に於て、余は江を渡り對岸胡地を探検せむとするの念益々切あり然れども、府尹趙秉世、百方沮難の色あるを以て、遂に其志を廢せり、魚允中の義州を過ざるや、庶政を革め新令第十二條を下せりと聞き、百方便を求めて、之を觀んとを圖れども、秘するに甚しく終に其數條を得て而して其全態を得ず、但し得る所の數條は則賦課租稅等の内政に關するものみに限り未だ參考に供するに足らず、意ふに、此數條の外、悉く皆清韓兩國關係の條項にして現ふ更始する所の柵門貿易の件の如き、蓋し其中に居らん、

義州より以還京城に至る、星使年々交聘往來の義あるを以て、沿路各邑、人馬旅館整然相備

はり、饌膳沐浴園圍の屬、皆既に具はらざるはあく、而して各地長官、亦皆接待に慣ひ、時に厚薄異あるを免れずと雖ども、復た來路の如き艱且つ硬を覺へざるなり、博川の地を過るに當て、陽德縣吏聚かれて本邑園圍にありと聞き、其罪を問へは則ち我一行を待つ薄きを以てなりと云ふ、一行之を聞き酸鼻す、平壤に至り、觀察使金永壽を見るに及て、爲めに其冤を述べ、之を宥めんとを請ふ、永壽答て曰く、余公の啓行に先たち、豫め此事あらんとを恐れ、凡そ三たひ令を出して之を申飭し、今乃はあるを致す、其罪洵とに恕すべからず、然れども是本と長官の使ふ所、長官且先づ治めざるべからず、元來該縣令の治績たる、庶政舉らず、規制荒怠し、毀言日に至る、余既に黜するに點圈（時一道各邑長官）、黒白の圈を以てし之を上を以てす、且つ是固より罪の爲めに懲すのみ、公の爲めに罰するに非ず、公其れ憂ふる勿れ、と宥恕のとを聽かず、尙ほ百方之を宥め、乃纔に焉を諾せり、平壤に入るや、其王辰の率あるを以て始めより人心の我を惜む當に地方に十倍すべしと爲し、豫め警戒する所ありき、而して行人噪かす、兒女逃れず、曾て嘲罵の聲を聞かざるのみならず、僚屬吏卒の如きは押れて而して厭ふべきものあるに至る、此萬意料の外ありとす、其人情固より大に優柔の風ありと雖ども、觀察使の申令あかりせば、其未だ此に

止るを保つへからざるなり

黄海道は、驛路別に硬阻あるを致さずと雖とも、人情平安道に比すれば、頗る頑険を覺へ、就中鳳山の如きは最も其尤なる處にして、接待の状頗る他邑と其趣を異にし、一變せは事を生ずるの域に至らんとするもの屢なりし、先是、黃州に至るや以爲らく孔路兩道は、過般既に礫林大尉の經過する所に係り、之を阻礙するは別に間道を試るに若かすと、乃ち節度使に請ふて其令を移さめ、至此、平山地境興水院フンニョクより間道に入り、南北孔路の中間を過ぎ白川バイソクを横截して開城に至り、始めて本道に合歸せり、

松都を出て京城に近くに及んで、沿邑待運漸やく薄く、一邑一段愈、迫り愈、疎み本道にありては復た松都の厚且つ切あるに如くものあり、要するに、京畿道は開城を除くの外、各邑恐らくは一行の爲に別に弊を被ふるものあからん歟、京城に達するに及ひ、我公使に面し、粗、來路浮靡の弊を略述し、仍つて前路即嶺東江原道の異號、沿邑をして此弊なからしめんことを請託せり、京城より以遠、京畿沿邑を経て江原道を過ぎるや、始めて當初出程時の目的を施すを得て、人馬飲食一に我自主に任せ、復た干渉饗待の弊なく、以て咸鏡道に入るを得たり、然れとも凡そ世事動もすれば輒ち極端に傾き易く、獨り江原一道に至ては、人

馬往々缺を告げ、吏胥疎放にして、曾て之を顧みざるのみならず、甚きは則其煩を厭て遁逃晦跡するものあるに至れり、但衛卒亦甚た不謹、時々影跡を見ることがありと雖とも、人情は則概して淳朴の風を呈し、時々犂悍の部分あるに過ぎずして、未だ一道山水の悉く狂狽險峻なるか如くならず、又多く一行を嘲罵するものあるを見ざりき、安邊を過ぎるに當てや、從來の標悍を思ひ、或は事を生せんことを慮り、一行各自から警戒する所ありしか、事勢既に一變し、復た前日の如く喧嘩阻得する者なく、無事經過するを得たり、蓋し現任府使李祖榮力を極めて凌上喜訴の弊を効り、務めて土豪擅恣の横を抑へ、政令謹嚴の故を以て、能く民俗を化せし者か、之を要するに、今回經歷の五道中、人情咸鏡より犂あるはなく、黄海より險なるはなく、江原より善きはなく、平安之に次ぎ、京畿又之に次くと雖ども、外國人を待するの厚薄淳漓は畢竟唯朝鮮政府の注意如何に由るのみ、

### ○朝鮮北部紀行第二回

慶興紀行(明治十六年自十月至十二月)

#### 地勢 第一

咸鏡道は、往昔沃沮の地にして、漢に於ては玄菟郡とあり、後ち高句麗之を有ち、其後ち久く女直の據る所となり、後ち又た元に没す、高麗恭讓王の時に至り始めて之を復し、李氏起るに及て、地を拓いて豆滿江に至り、全土始めて朝鮮の有とある、始め永吉道又は咸吉道と稱し、後永安道とあり、遂に今の名に改む、如此數回の沿革を経、地勢東北に僻在し、山川又峻峻あるを以て、風俗自から強悍猛犸、大に他道に異なる者あり

抑、本道は、地勢狭長にして唯一條の大路、坤より艮に通するのみ、其間府縣の路線に當る者二十邑、宛も一糸を以て數珠を貫くか如し、而して其路線の外にある者は、僅に甲山、長津、茂山、三水、の四邑とす、故に本道の地勢を約言すれば、恰も襟端に屏風を立つるか如く然り、東面は洋々たる日本海に濱し、西方は巍峨たる層嶺を負ひ、遙に平安道に通し、南は鐵嶺、三方嶺を阻て江原道に鄰り、北は豆滿江を限り、吉林省及び魯頤に接し、其形、南に狭く北に豁く、概して山多く野少く、人烟稀薄、物産富饒ならず、明太と稱する魚及び毛皮類其他北漢の麻布、永興の絹、綳嶺川の銅、就中、南部は稍、平野ありと雖も、漸く北すれば漸く嶮岨にして、馳驅甚た便ならず、是れ其地勢の大略あり、今予が親しく實験せし道路に隨て、煩を省き要を取り、之を二段四小部に分解して、逐次に説明せんと欲す、其路線の外にありて亦も實験せ

さる所の者は、姑く之を省く

元山の東北、七十餘里摩天嶺あり、吉州端嶺南を南漢とし、嶺北を北漢と稱す、是則ち所謂二大段なり、蓋し山河の險夷、氣候の隘寒、南北固より同日の談に非らず、地味物産より風俗嗜好に至るまで亦た各其趣を異にす、是れ段を分ち、部を定めて論するの最も要用ある所以あり、而して大段中各二小部あり、元山より三十餘里咸嶺あり、咸嶺之を第一小部とし、嶺より摩天嶺に至る四十餘里、之を第二小部とし、摩天より鏡城、輪城に至る三十八里、之を第三小部とし、此より以北を第四小部とす、

其第一小部は德源、文川、高原、永興、定平、咸興、南漢中尙安邊ありと雖も、今回經の六邑にして、一要固、三大津の外、又記すべき者なし、地勢大率ね平坦にして車馬を通する亦た難からず、其間一二峯、文川の嶺、永興の黒石嶺、永興の嶺なるの行路を遮るる者なきに非ずと雖も、要するに、高さ皆二百尺以下之に倣ふ内外たるへし、就中著名なる咸興野は、南遙に定平、永興の野に連り、南北長きは九里、東西廣きは四五里に亘り、廣漠たる田圃其幾千万頃あるを知らず、蓋し本道に在ては米穀の富獨り此一小部數邑の占有する所たり、而して其要固と稱する者、一咸興城あるのみ、他邑は唯其公廩あるのみ、復墨壁

の存するを見ず、

咸興城ハ、京を距る八十二里、元山を距る二十七里の所にあり、本道觀察使の治所に  
して、北盤龍山に據り、西南成川江に枕し、所謂咸興野を控へ、形勝要害の地を占む、  
城の周圍大凡一里、壁の高三間許、築くに石を以てし、當國一般城の高五尺疊むに  
煉瓦を以てし、砲門弩臺甚た備る、通するに東西南北四門を以てす、結構雄壯、蓋し

北道第一たり、宣哉壬辰の役鍋島氏の此城に據りしこと、

其三天津と稱する者は、高源の徳池灘、五興の龍興江、咸興の成川江とす、就中成川江古  
君子河城は其最も大なる者にして、源を北方山中に發し、奔流三十餘里、咸興城を緊回し  
東海に入る、江底は白砂にして、水淺く、揭て渉る可し、洲渚處々に露出し、楊柳依々と  
して客を招く、風趣絶佳、書も又及ふべからず、龍興江府の北背は成川江に亞くの大川に  
して、源を西方山中に發し、東流二十里永興邑の北に至て分れて二派となり、川幅共に六  
七十間、土橋を架す、水深二三尺に過ぎず、邑を過ぎて水復合し、本宮今尙は遺趾ありの地を  
經て海に注ぐ、徳池灘郡北十餘は又龍興に亞く者にして、同く土橋を架し、長五十間水深  
二尺許、奔流滾々勢極めて駛し、此三天津の外、文川、高原の境なる箭灘箭灘、池灘、龍興  
箭灘、池灘、龍興江の三水一處

築注して海に入る定平の金江津等尙は數派ありと雖とも皆重要をらざるを以て之を略す、  
咸興南咸興を距る六里北は咸興、洪原の地境にして、高さ九百尺許樹木森々、日光を翳  
す、時正に初冬に屬し、楓葉紅爛、人顔を照らし、一山錦を張るか如し、道路は脩築の後  
に係り、榛荆を葎り凹凸を平にすと雖とも、傾斜急峻にまて、牛車亦通すべからず、嶺上  
より東方二三里を阻て、微に洪原邑の位置を指點するを得へし、

此部の地味は、一般に眞土に似て、間、砂土或は赤土を混す、沃饒と稱すべからずと雖とも、  
米粟稗麥豆等大抵熟せざるもの多し、樹木は松最も多く、柳之に亞く、而して鬱蒼たる森  
林あるを見ず、但西方の諸山往々蒼蒼たる者あり、

第二小部の洪原、北青、利原、端川の四邑にして、第一小部に比すれば地稍險く、山亦峻  
し、道路の能く脩まる者は洪原第一に居る、故に一切の運搬皆牛車を用ゆ、其次は北青、  
利原にして、牛車を用ゆる極めて稀あり、其次を端川とす、而して通路は最も海濱に近く、  
常に潮水を望んで馳す、近きは直に沿岸に添ひ、遠きも一二里を出てす、路西は即ち層巒  
重障、宛も屏風を立つるか如く、復た廣野平郊を見ず、就中北青野、利原野、端川野等も  
りと雖とも、皆東西一二里南北二十町に過ぎず、而して其間嶺を踏ゆる者四曰く大門嶺洪

曰く南葛嶺北曰く待中臺北利曰く摩雲嶺北境の其水を渡る者三曰く南大川北曰く南川端曰く徳住川端是なり

該部中嶺の最も高く最も峻なる者は摩雲嶺南利原縣を距る四里北にして、高さ凡そ一千三尺、嶺の最高點及び昇降殆んど一里半に跨り、土地礫确、道路崎嶇、騎行頗る艱む、嶺上は山谷驛との差山童に地脱して樹木なしと雖ども、嶺の南半は即ち松林蒼鬱日を蔽ひ、其北半は復樹木甚稀なり、之に亞く者は即ち南葛嶺南三里にして、高さ凡そ七百尺、路稍坦ありと雖ども、傾斜急峻、嶺路羊腸、車輛を通ずる能はず、蓋し嶺北雙加嶺ありと雖ども其舊道に係り、路亦險ありと聞き、今回は乃ち新道を取れり、其次は大門嶺北三里にして高さ二百尺許、僅に砲車を通ずるを得へし、其次は侍中臺北青の北十里利とす高さ二百尺に過ぎず、滿山松樹森々二十餘町に亘り、其蒼清喜ふへし、蓋し利原海濱の松林と共に沿途稀に見る所たり、臺は高麗の功臣尹璠の紀碑績を建つる所に於て、其文の略に曰く、維我先祖、文肅公、坡平尹公、諱瓏、字玄平、云々高麗文宗朝討賊、鞏、云々、後五百五十年、即崇禎紀元後九十四年、二十二世孫本道觀察使尹憲建云々と是れ侍中臺の名因て起る所以あり、此嶺の本名蔓嶺峴あれども、其本名を呼んより寧ろ前名を稱ふるときは、牧童樵夫も能く之を理會す

るを以て、姑く之に従ふ、

又河川の最も大なる者は、南川端川の南十とす源を北方甲山の地に發し、三十里にして端川邑を過ぎ、一里にして海に入る、川幅四町弱、水深股に及び、渾々滿流、流勢稍急あり、時に架橋工事方に起り、未だ其功を半にせず、而して人馬往來甚た劇く、或は掲げて渉るものあり、或は騎して渡るものあり、其次を徳注川北三里とす、源を西北二百餘里、大洞の邊に發し、嘉山里に至て東折し、一里餘にして海に注ぐ、水深三尺許、川幅三十五間、土橋を架す、其次は南大川北青の南十とす、尙細流數派ありと雖ども皆屬して而して渉るへし、之を要するに、端川は地處に山峻にして、前後大川を控へ、動もすれば雨潦の爲に一府湖海となり、頻年凶歉を免れず、

此部の地味は砂土或は眞土にして、間、石礫を混するあり、一般に土薄く田瘠せ、第一小部に劣る幾等あるへし、而して南部は稍優れりと雖ども漸く北すれば漸く甚しく現に端川の如き頻年の凶歉に堪へずして移住を計る者許多あり然れども此部は冬季明木の漁獲盛なるを以て居民纔に生存すと云、

明木一名北魚は、其形大口魚に似て小あり長さ通常一尺二三寸に過ぎず、冬季之を捕

へ、或は乾魚とあし、或は油を絞り、廣く全國に販賣す、其數殆んど幾千萬なるを知らず、第三小部は於ても亦之を漁すと雖ども、蓋し此部の饒なるに若かさるへし、入道中明太は獨り本道に産す、故に北魚の名あり

摩天嶺吉州の南十一里は東北路中最高極峻の者にして、高さ一千八百尺土地礪確路極めて險狹羊腸時輻人馬相並ふへからず、麓より頂に至る樹木繁茂し楓楡尤も多く、直幹美材取て以て用ゆへし、嶺は南北漢を界するを以て其名甚高し、

第三小部は吉州、明川、鏡城の三邑にして、第二小部に比すれば少しく險を殺くと雖ども吉州の臨溪野、及白三野等の小野を除くの外、地勢大率ね凸凹起伏し、洞流の路を横さる者甚た多く、馬車の通過頗る便ならず、而して朝鮮牛車は山に野に又之を用ひざる處あり、但威興、洪原に用ゆる者に比ぶれば其形甚た小あり、長さ一間半許幅三尺輪の大き四尺許又鏡城は特り海に近し、東方海濱に至る十五と雖ども、吉、明二邑は海を距る稍遠く、明は七里共は峯巒四圍の間にあり、奇嶂怪嶺南漢の未だ嘗て見る能はざる者多し、而して山童に野禿にして薪材に乏しく、土地礪確にして物産饒ならず、玆に至て始めて風氣の南漢と迥然其趣を異にするを知る、道路は明川、最も修まり、吉州之に亞き、鏡城は其次とす、其間嶺を越へ水を渡

る者甚たしと雖ども、其稍、大なる者は嶺を以て云へは即ち古站峴、吉明彼自嶺、明地境峴、明境歩老地、鬼門關、カツク峴、永康嶺、生氣嶺、以上の峴、コソコソコソ境、ヒヤヒヤヒヤ川、チチチチ中橋川、カキカキ荖橋川、コトコト南大川、コトコト以上西面橋川、コトコト鬼門關水、コトコト極洞水、コトコト朱温川、コトコト吾下橋水、コトコト以上の八水あり、以上八嶺八水中、或は少にして險要なる者あり、或は大にして切要ならざる者あり、今特に其要固と稱すへき者を掲げんに、

古站峴は吉州を北に距る三里、明川を南に距る四十里の處にありて、兩邑の地境たり、高さ二百五十尺に滿たす、其南麓柳滿洞あり、温泉盛沸として溪間より湧出し潺々流下す、其量甚た多からずと雖ども熱度は即ち卵を煮し肉を爛するに足る、地境嶺ハ明、境の地境たり、北明川を距る一里にして近く、南鏡城を距る十四里にして遠し、高さ三百尺許、傳へ云ふ石炭鑛氣ありと、現に炭塊の路頭に露出するを目撃せり、鬼門關は鏡城の南十一里半にあり、太險最峻と稱すへからずと雖ども其名頗る高く、形勢亦甚凡庸ならず、傳云、昔時明川の人朴某あり關を過ぎ詩を賦す、其聯に曰く踏來地上登天嶺、生在人間到鬼門、と不久して其人死す、故を以て後人之を恐れ鬼字を改めて貴字となすと云ふ、此地は一の狭谷にして兩岸絕壁峭立し、宛も塀を立つるか如く、一派の洞流其中間を穿て流下し、正

に帯を布くか如し、奇岩怪石疊々相並ひ、其險怪名狀すへからず、實に佛説地獄の活畫圖を見るか如く、然り、是其名の因て起る所なるか、

中橋川、若橋川の二水は、共に鏡城南七里餘にありて、源を西北諸山に發し、其相距る十町に滿たす、所謂臨瀆野の北部にありて、平郊の間を紆流し、田を浸すと數十町、大さ各二十四五里間、水深陸に及ぶ、此邊道路往々泥濘にして歩行甚便ならず、鬼門關水は源を四方諸山に發し、東流二十餘里、斷崖峭壁の間を繋回して、鬼門關を過ぎ、東北に折れ、五里にして海に注ぐ、大さ三十間許、深さ陸を過ぐ、奔流急湍潺湲あり朱温川は鏡城の南三里半にあり、一に南大川と名く、源を西北の山間に發し、朱温塙（は毎月六回市を云ふ）に至て二派とあり、東折して海に入る、二派皆木橋を架す、其南にある者は長さ十六間許、其北にある者は十二間、共に深さ二尺を過ぐ、川の上流二里半温泉あり、温水平の温泉と云ふ、

因に曰く本道温泉の最も名を得るもの二あり一は鏡城の西南三里温水平の温泉とし一は吉州の西南八里菱坡の温泉とす今二處に遊ぶの記を披抄して其景況一斑を掲げん  
温水平は四面層巒相圍（カガ）んて一小洞府をなし村家十餘宇其中に點綴し雞犬相聞（謠歌相

答へ自ら一區の仙窟をなし而して温泉の坪の西邊溪水の側にあり危巖聳立其兩面を圍み沙底石堰其自然に任せ復に屋宇壁階の設なく宛然一小潭池を爲す池勢東より北に折れ幾んど瓢形をなし廣さ三四十坪以下らず深さ二尺乃至四尺悠々浴すべく圍々泳すへし泉質淡味硫氣及礬氣を小含するか如し温度頗る昂く泉源は卵を熟するに堪ふ土人曰く本湯は極めて微瘡癬疥の類に速効ありと蓋し泉勢の多量地勢の快適を以て論すれは當國中稀に見る所ありとす菴坡温泉の南北峯障を控へ峽底に位し東一溪遙に臨瀆野に通し稍、軒豁を覺ふと雖とも山水の雅色並に温水平に如かず浴所は南山の麓にあり瓦屋二棟を設置し各二室に區分し一は瀑を引き一は淨して澗とす構造簡粗修飾を用ひす且つ設立年久きを以て頽敗朽圯緩に雨露を凌ぐに足るのみ返て朱温の淨且快に及はず然れとも病を養ひ病を醫するに至ては則或は晴雨無嫌の便ありとす温質は朱温泉に比すれば臭味共に淡薄にして温度甚低し土人滯症に効ありと稱す

此部の地味は、猶ほ第二小部の如く一般に沃饒ならずして砂地多く間々石礫を混するあり、而して吉、明二邑は頗る礪瘠を極むと雖とも鏡城は稍、鹵を殺き、材薪亦甚乏からず、五穀皆産し、粟稗最も多く、米麥之に亞くと云、

第四小部は、慶興、慶源、穩城、鐘城、會寧、富寧の六邑にして地彌、險く、山益峻し、復た洞野平郊を見ず、但其溪流に沿ふの處、間々坦地ありと雖とも、廣袤數里に亘る者あるなし、輪城より慶興に至る、兩路あり、大路は北に向ひ、富寧、會寧、鐘城、穩城、慶源、を経て慶興に達す、夷にして遠し、小路は輪城より東北に向ひ、富居鎮を経て直に慶興に至る、險にして近し、大路は里程大約五十八里にして地勢稍險を殺くと雖とも大率ね解谷の間を行き、復た廣坦清修の色あり、獨り鐘城より慶源に至る、豆滿江岸十六里の間は路稍平夷にして、清人常に往來し、吉林より輝春或車馬の運搬甚た便あり、小路は里程凡そ二十六里半にして、路勢狹狼山脉斷續し、車輛を通すへからず、而して兩路中其險要と稱すへきは、小路に在ては、青岩、大川、鏡廣濟院峴、富居鎮、葛布嶺、會寧、穩城、鐘城、穩城等の境にして、大路に在りては、行營及沿江五邑、五邑は會寧、鏡城、穩城、慶源、慶興、北國境の防禦は沿江六邑を以て之を充つと雖とも茂山は六十餘鎮星々羅列し、聲氣相通す、青岩大川は、源を北方十里茂山嶺の頂の近傍に發し、輪城の北七八町に至り、青岩山の南麓を繞り、南流一里半にして海に注ぐ、川幅三十間許、深さ股に至らずと雖とも、霖雨の候に當ては徒渉すへからず、

廣濟院嶺は、青岩大川の東北二里にあり、高さ三百餘尺あれども、我車輛の經過は頗る困難あるへし、特り朝鮮牛車は機軸能く通す、

富居鎮西南輪城を距る六里半、東察訪兼輪城道獨將を以て之を鎮し、築くに石壘を以てし、十餘里北背鷹岩嶺を負ひ、前面一溪を控へ、西四里、富寧に通し、東一里、海に達す、固より形勝要害の地と稱すへからずと雖とも、本路を防遏するに於て蓋し又充分なりとす、

葛布嶺は慶興の西南十二里富居の東北八里半にあり、高さ五百尺、樹木鬱蒼として一山を掩ふ、嶺之に多く山勢其大險ならず、車輛路に輾つ、

松嶺は慶興の西南七里にあり、高さ四百尺、路其險急にして車輛を通すへからず、一山松及雜樹疎生す、

以上輪城より慶興に至るの小路に存在する所の者にして、此地は東方海に濱し、六邑慶興、慶源、穩城、會寧、茂山の管地、犬牙錯雜、殆んど識別する能はざる者あり、蓋し沿海漁鹽の利を以て均しく之を分たんとする者あるか、

慶興より慶源を経て鐘城に至るの間は、既に前述せし如く、地勢大率ね平坦にして復た險隘を見ずと雖とも、沿江各鎮悉く石壘を起し、兵員若干を充て、以て越江の敵を防ぐ、蓋

し慶興は魯領綏芬郡に界し、慶源は清國、琿春に對し、當國に在ては共に樞要の地區と云ふべし、而して頽壁、坩堊、寥然たる一寒村に過ぎず、惜むべし、其目的の施行と相反すること、鐘城より會寧を経て輪城に至るの間、二三の險隘なきに非ずと雖も、要するに常に峽を走り溪に沿ひ、復た甚た險要を見ず、而して其不具に備ふるの目的に至ては前者と異なるなし、

行營は冬季結氷より解氷北兵使北道兵馬節度使の臨治する所にして、殆んど六鎮の中央に位し、東北防禦の策源たり、以て越江の匪を防ぎ、旁ら開市を監す、

開市は毎年結氷の後、清人會寧に來りて貿易を爲すを云ふ、本年南北經略使、魚允中、東北を巡回せしとき、之を廢し、清官某と會して自由貿易稅則あるが故に眞の自由貿易由に非ずと雖も期を定めざるを以ての制を定めしより以來、沿江各府復た清商の來寓せざる所なきに至れり、

而て近來兵使臨治の制を廢し、虞候之を代理すと雖も、兵權は尙ほ兵使の掌握にありて、兵員糧食より、百般の制度悉く舊に依り、嚴然たる一要鎮衛たり、而して其各鎮に通ずるの道は、大約左の如し、○慶興十二里○慶源十一里○穆城九里或は十里○鐘城六里半○會寧

五里半、以上各略大率險狹蕪惡にして車輪の通過困難なり、

當國其國境を防禦するの法、平安に在ては山脈に因て直線の法を用ひ、威鏡に在ては江勢に因て圓形の法を用ひたり、而して其位置の撰定、疊壁の構造を以て之を云へば、未だ悉く當を得たりと稱すべからずと雖も然るに數百年來其西面滿州鞏固に對する禦侮の策に於て其經營する所亦勉めたりと謂ふべし、

豆滿江は、本道第一の大河にして、源を白頭山バイタウサンに發し、東北に向て流下すると六十餘里、穆城に至て、漸やく東南に折れ、殆んど半圓形を爲し、又流瀾すると二十餘里にして海に注ぐ、其深淺廣狹、固より一定せずと雖も、概して之を云は、穆城以西は淺狹にして、慶源以東は深廣なり、而して慶興の前面に在ては、幅四町乃至六町、所々洲渚を爲し、水深二尋乃至四尋、或は淺灘、徒渉すべき處ありと云、水少な鐘城近傍清國人の常に往來する處に在ては、二町乃至四町にして淺灘頗る多しと云、江底は白砂にして、水質純良なり、

此部の地味は眞土砂土、或は礫土にして、固より豊饒ならずと雖も、其沿江の地は反て稍、肥沃を見る、聞く三國清韓孰れを問はず、沿江の地は大率ね沃饒なりと云、而して、南部は稍、樹木に富み、氣候稍、優る者ありと雖も、北部諸邑に至ては、童山秃野人烟甚稀

少、殆んど無人境を歴るか如く、洗々蕩々、短草滿目、轉、人をして慘慄孤苦の感を増さしむ。

慶興往復里程表

毎日出發地	晝食の地	戸數	里程	宿泊の地	戸數	里程	合一日里程
元山 居留地	德原 方下山	一五	一五	文川	二五〇	三五	五〇
文川	高原 箭灘	一四	三〇	高原	三〇〇	二〇	五〇
高原				永興	五五〇	四〇	四〇
永興	定平 草原	一〇〇	五〇	定平	四〇〇	三〇	八〇
定平				咸興	一一〇〇	五〇	五〇
咸興				德山	七〇	三〇	三〇
德山	洪原 嶺上里	二〇	四〇	洪原	四〇〇	三〇	七〇
洪原	平原 浦	二〇	四〇	北青	一三〇〇	五五	九五

里法は韓里法に従ふ十韓里  
は我三十八丁四分に當る

義州紀行

北青	眞毛老	北青 居山	二〇	利原	北青 居山	二〇	眞毛老	北青	二〇
端川	利原	利原 谷口	二〇〇	端川	端川	三〇	利原	北青	二〇
麻谷	吉州	吉州 魚山洞	三〇	麻谷	麻谷 新店	一〇	端川	北青	二〇
臨溟	吉州	吉州 海自浦	九	臨溟	臨溟	一〇	利原	北青	二〇
吉州	吉州	吉州	四〇	吉州	吉州	五〇	利原	北青	二〇
館洞	明川	明川	二〇〇	館洞	古站館洞	二〇	利原	北青	二〇
極洞	鏡城	鏡城 雲爲院	九	極洞	極洞	一〇	利原	北青	二〇
朱村	鏡城	鏡城 院洞	一〇	朱村	朱村	三〇	利原	北青	二〇
北場里			三〇	北場里	北場里	四〇	利原	北青	二〇
鏡城				鏡城	鏡城	六三〇	利原	北青	二〇
				鏡城	鏡城	二〇〇	利原	北青	二〇

隆	穩	黃	慶	乾	阿	慶	阿	鹿	樸	富	輪
關	城	坡	源	原	山	興	吾	野	山	居	城
鏡	永		訓	慶				德	慶		富
城	建		戎	圃				明	開		橋
六〇〇	二五		四三〇	三〇				六〇	一三		二
一五	三五		三〇	二〇				四〇	四〇		二五
防	鏡	穩	黃	慶	乾	慶	慶	阿	慶	會	富
垣	城	城	坡	源	原	山	興	吾	野	山	居
二〇	一五〇	四〇〇	四〇	三〇〇	三〇	三〇	二〇〇	一五	四〇	五〇	二〇〇
三〇	二〇	三〇	三〇	一〇	三〇	五〇	二〇	三〇	二〇	四五	三五
四五	五五	三〇	六〇	三〇	三〇	五〇	二〇	七〇	六〇	四五	六〇

此より以下再び往路を取りて歸館せしを以て之を略す而して往復里程總て三千〇三十  
韓里

防	行	會	古	虛	鏡	行	會	古	虛
垣	營	寧	豐	修	城	營	寧	豐	修
			山	里			山	山	里
			一七〇	二〇〇			一七〇	二〇〇	二〇〇
			五五	五〇			五五	五〇	五〇
			富	鏡			富	鏡	鏡
			寧	城			寧	城	城
			六	六			六	六	六
			八〇	六〇			八〇	六〇	六〇
			七〇〇	六〇〇			七〇〇	六〇〇	六〇〇
			六〇〇	四〇			六〇〇	四〇	四〇
			六〇	七五			六〇	七五	七五

# 朝鮮の外國貿易附漁業の景況

中川恒次郎述

朝鮮の外國貿易は、今日は尙ほ實に微々たるものにして、僅に八百六十二万餘圓あり、即ち我國の貿易高の十七分の一位にして、十五年前神戸一港の輸出入高と大抵相同しき位のものなるに過ぎず、然れども同國の開港以來漸次其の貿易高の増進しつゝあるは明かあり。

抑も朝鮮に於て、開港場に税關を置きたるは、明治十六年の末にあれども、税關の貿易表を編製するに至りたるは、十八年以後なりとす、勿論其の以前にありても、釜山港の如きは、帝國領事館に於て貿易高の取調をなし、其記録も領事館に存し居れども、それと税關の貿易表と一様に比較し難きところあるを以て、今先づ税關の調製に係る所の十八年以降の貿易表を取りて之を視るに、過ぐる七年間の貿易輸出入高は左の如し

	輸入	輸出	合計
明治十八年	一、六七一、五六二	二八八、〇二三	二、〇五九、五八五
同 十九年	二、四七四、一八五	五〇四、二二五	二、九七八、四一〇

同 二十年	二、八一五、四四一	八〇四、九九六	三、六二〇、四三七
同 廿一年	三、〇四六、四四三	八六七、〇五八	三、九一三、五〇一
同 廿二年	三、三七七、八一五	一、三三三、八四一	四、六一一、六五六
同 廿三年	四、七二七、八三九	三、五五〇、四七八	八、二七八、三二七
同 廿四年	五、二五六、四六八	三、三六六、三四四	八、六二二、八一二

右の表に因れば、最近七年の間に於て朝鮮の貿易は四倍せり、嘗て此點に就き、我が國の貿易高の増進の模様を取調へしことありしか、明治五年より二十年に至る十六年間に於て二倍半を増加したるに過ぎざるを見たり、然らば貧弱なる此朝鮮にして七年の間に四倍の増進は、上出来と云ふべきあり、而して朝鮮の今日に於る其の八百万圓の貿易高は既に其の頂上に達したるものかと云ふに決して然らずと思はる、朝鮮は貧國なりとは一般世人のよく云ふ所なり、成る程貧國なるに相違なし、昨年夏のことありし、釜山の我が居留地に於ては特に取調を要するところありて、地質學士金田樞太郎君と工學士長尾半平君との渡航を乞ひ調査する所あり、而して、該用事件調済の上、金田君は、朝鮮内地を旅行したり、即ち釜山より京城に出て、又京城より平安道に至り、更に東に轉じて元山に出て、元

山より京城に歸りたるなり、而して吾人は金田君の歸途に於て其談話を親しく聴きたりしに、朝鮮の土地は地質構成上農業に大に不利なることを説明せり、顧ふに彼金田君の説は素より是れ僅かに一通りの觀察にして十分精確を保ち難かるべきも、亦吾人が時々慶尙全羅道邊を旅行し、傍ら聞く所を以て察するに實に金田君の説の如くあるべしと思はる、所あり、先づ朝鮮の東部、即ち咸鏡、江原、慶尙道の三道は、岩山多くして、平地少く。江原道は尤も然り、咸鏡道これに次ぎ、慶尙道は西部、即ち謂ゆる右道に於ては、耕地稍廣しと雖も、左道に至りては、山嶽のみを云ふて可なり試みに、釜山より慶尙道首府大邱まで四十里の路を旅行せよ謂ゆる官道によりて進まば、釜山以北四里にして山間に入り、十三里北密陽府より地勢尤も迫る、而して洛東江に沿ひて進まば密陽府までの間、斷崖絶壁の下に流に沿ひて小徑を通し、謂ゆる一夫路に當り万夫進むことを得ざるものなり、彼の府治縣治のある場處にして、其地勢の方二里開闊せる者太稀なり、西部各道は平地多く、其全羅、忠清兩道の如き尤も然り、平安道、京畿道等の地味も亦東部諸道に勝る所多しとす、然れども概して同國の地味は我國に比すれば其大に劣れるとは、同國を旅行せる人の、尤も尋常普通ある着眼にすらも入ることなるべし、而して各地山峰の如きも岩石多くして

樹木の繁茂せるもの實に少し、又朝鮮に於ては、工業未だ起らず、僅に製紙養蠶のことありとも、以て同國の一廉の物産とあるに至らず、又其の他にも、急に發達すべき業あるを見ず、商業に至りては、外國との取引は、一に外國人の手にありて朝鮮内地の商人と稱するものは其資力薄弱にして未だ與に謀るに足らず、然らば、朝鮮の一に農を以て立たざるべからず、農を以て立つ國にして地性此くの如しとすれば、今日參百萬圓の物産を輸出し得るは、既に異數にして、此上の増進は望むべからざるか如し、然れども、朝鮮は猶ほ八萬二千方哩の面積を有す即ち我が日本國の面積十四萬六千哩半分以上の地面を有す、而して假令地性は劣れると雖も到底其の貿易高は三百萬圓の少額に止まらざるべし、

## ○輸出

前に述べし如く、朝鮮に於ては工業を名を下すべきものあり、我が國の好事家の珍重する高麗燒陶器の如きも、今日にては古代の墓を掘りて漸く得る位のもののみ。而して農業は同國々力の骨髄なれども前述の如く、地性農業に適せざるどころ少なからず、況んや農業の法未熟を極むるのみならず、不出精にして、肥料を施すこと稀に、農具は極めて粗製に

して、偶々、近來我が國の農具を用ゆるに至りたる處あれども、是れ亦開港場近接の地のみ、此くの如き有様にして、海外に輸出すへき物産を多く得難きは明かなり、即ち八年前の輸出高は僅に三十八萬圓にして、其後年々増進し來れりと雖も、未だ見るべき高に達せざりし、然るに、明治二十三年に至り、朝鮮國に於ては、米穀の作十分ありしに本邦に於ては不作ありし爲め、同國より本邦へ向け、多量の米穀を輸出したり、故を以て朝鮮農民は大に餘裕を得、隨て外國品の輸入をも著しく増加するに至れり、二十四年に至りても、前年に引續き、多額の米穀を輸出したり、即ち二十四年に於ては、米穀の輸出價額は百八十二萬餘圓にして、之を二十三年の輸出價額二百三十七萬餘圓に比すれば二十一萬七千餘圓の減少なれども、是れ二十四年に於ては、日本豊作米價の下落せしか爲めに於て、朝鮮米穀の輸出數量に於ては、二十四年の方五萬三千擔の増加を示せり、而して二十三年以前に於ては、米穀は朝鮮の重要輸出品とならざりしのみならず、却て本邦より輸入せしこと少からず、現に二十二年には、本邦より二十萬圓の輸入を仰ぎし程あり、即ち二十三年前に於ては、同國より本邦への重要輸出品は筆ろ大豆にありしか、今日に至りては大豆の輸出も増加あり居れども、米穀の高に及ばず、米は第一の輸出品となれり、既に天候の米市

場に於ても、朝鮮米を建米の中に加ふるやの考へも起せし程にて、馬關の米市場に於ては、既に建米に加へしかと思はる、然るに朝鮮の如き農業の程度極めて低き國に於ては、猶ほ時に隨て非常なる不作凶荒の憂少なからず、例へば同國に於ては各州の山嶺、築して樹木稀少にして、水利を墾梅すること能はず、而かも其稻田には貯水地の設、殆んど絶無とも謂ふべし、故に、少しく旱天續くときは、忽ち其稻悉く枯れ或は植付の出來ざること多し、又少しく雨天續くときは、溪流に沿ひて開ける田畑の如きは、濁流氾濫して迹を殘さるに至る、要するに同國の農業は人力人爲は出づること少なく、天然に倚賴すること多し、故に何時凶作の來るやも知れず、然れども平年にありては、外國に於て需要あれば、一ヶ年四五十萬石位を輸出することは容易なるべし、素より精確なる調査にはあらざれども、嘗て釜山港の商業會議所にて取調へしところにては、朝鮮全國の米の產出高を七八百萬石と見積れり、而して、明治廿三年釜山より輸出せし高は二十萬二千〇四十三石、廿四年は二十三萬六千九百九十八石なるも、朝鮮内地其東部たけに於て、猶ほ十分の餘裕ありしを見る、況んや尙ほ開墾すへき餘地十分にあるを、又況んや米質の如きも既に改良に傾けるを

今日朝鮮の輸出總價額中、米は五割五分を占め、之れに次くは大豆にして、總輸出額の二割七分を占む、朝鮮産大豆は其質良好なるを以て、多年我が國、殊に京坂地方に於ては、豆腐味噌醬油の製造に用ひ醬油製造地の尾張智多郡邊よりは特に帆前船を直接に通はし、以て仁川又は釜山より大豆を取寄するに至れり、過くる七年來、大豆の輸出價額を擧ぐれば左の如し

明治十八年	二八、八八四	明治十九年	五一、七三三
同二十年	三三五、四一五	同廿一年	四七一、五四一
同廿二年	六四五、四二九	同廿三年	一、〇〇五、一五六
同廿四年	九一三、九三九		

大豆に次ぎ、輸出品の重なるは牛皮にして、總輸出額の六分を占め、二十四年の輸出高は二十一萬圓に達せり然れども、朝鮮に於ては牧牛の盛に行はるゝた非ずして、屠牛の數も多からず、我が國の人は、朝鮮男子の體格を見て其の原因を肉食に歸すること往々あれども、實際同國にては肉食すること多からず、府治の在る處にして一ヶ月に二十頭も屠るは大邑とす、縣治の在る處にして一ヶ月中三度乃至六度位に一頭つゝを屠るに過ぎず。而

して、輸出牛皮は右の如き食用に屠りしもの又は猪牛皮あれば、到底多額の輸出を望むべからず、但し牛疫の流行する年に於ては、猪牛皮を多く輸出し爲めに輸出額の増出することあり、

物品總輸出高の内、米穀、大豆、牛皮を除き、残り一割二分の内、に於て重なるハ海藻即ち寒天布海苔の原料にして、一ヶ年僅に四萬餘圓、干鰯等にして七萬五千餘圓其他本邦人の手にて支那へ輸出する鰹鱈及び海參にして二萬圓、之れは釜山より直接に支那へ輸出するものは其餘紙の如き、生木綿、牛骨、豆糟、生牛、羽毛、白人參、藥品、五倍子等の如きものにて、何れも元價多からず、此内海草の如きは未だ採取に着手せざる沿海地方もあれは尙ほ増加の見込あり、紙の如きも、支那へ向け幾分の輸出増加を望むべく、彼の平安道の烟草の如き今後輸出品の一となるべきかあれども盛なることを望むべからず、砂金は、元來士民農間を以て採掘に従事せしか、近年の如く米の輸出盛に耕作の利益多きに至りては又採掘に従事すること尠なく、年々輸出高の減縮するは左の如し

十九年	一、一三〇、四八八	二十年	一、三八八、二六九
廿一年	一、三七三、九六五	廿二年	九八二、〇九一

廿三年

七四九、六九九

廿四年

六八九、〇七八

而して此の砂金も、近來は本邦へ輸出すること歳を逐て稀少と爲り、而かも支那へ向け送  
 出する者多し、其の理由は他無し、支那よりは貨物を輸入すること多けれども支那へ輸出  
 すべき朝鮮の物産多からず、故に砂金の如き者を持歸ると、年を逐て多きを加ふる勢と爲  
 れるは、

爰に序を以て、朝鮮の鑛山のとに就き、一言せむに、從來世間の傳説する所に於ては同國を  
 以て甚だ鑛石に富める様噂せり。然れども吾人の聞き及ぶ所によれば此傳説ハ俄かに深く  
 信じ難し、彼の平安道は、朝鮮國中尤も鑛石に富める地なりと云ふ、或は然らん、然れども、  
 米國人にして同地に多少の資本を投去居る者ありて、此等の人尤も平安道の鑛山の談話を  
 吹聴すると誇大なりと云へば、又小しく願慮を要するか如し、又同國大底到るところ鑛山あ  
 り、然れども、其の石は何れも鑛分に富めりと云ふと得ざるもの多し、元來朝鮮ハ、樹  
 木乏しく水利に乏し隨て鑛石を破碎を溶解するの費用非常に高くなるなり故に非常に鑛分  
 の割合よき石にあらざれば、採掘すとも損益相償はざるに至ると必せり、然るを況んや鑛  
 分に富まざる山多しとすれば、餘り望を屬し難きに非ずや、

釜山の西二十餘里、昌原府下、龍潭の金鑛は、長崎縣人馬木某の久しく採掘に従事せる所に  
 して、近時新法によりて、更に採掘に着手せるか、未だ好結果に至りたるを聞かず、  
 右の如き次第なるか故に、朝鮮の後來の爲めに其國運救済の方策を圖るに、第一急務は首  
 として未開地を開墾し、及び農業の法を改良するに在るのみ、彼の工業の如き鑛業の如き水  
 力火力を要する事業に至りては、今尙ほ早しと謂はざるを得ず、是等厚生利用的の事業は他日  
 同國に於て山林の制度立ち、山嶺の蕪蕪たるに至り、始めて之か企を爲すとを望まざるべし  
 而かも、是れ其期限尙は遠し、又水産は、朝鮮の一大利源あり、而して同國人の漁業に従  
 事するもの、今尙ほ極めて幼稚にして渾沌太古の姿に居れり、他無し、其實は舟筏を造らん  
 とするも、木材に乏しきを以て之を奈何ともすると能はず、反て他邦人民就中日本漁夫の爲  
 に、大半漁利を占領せられつゝ在るあり、之を要するに、同國の産業は、到底土人の力を以  
 てして著しき進歩を爲すべきの望は、萬々之れ無し、必ずや、他邦人民盛んに朝鮮内地に入  
 りて、大に其厚生の企業に従事するを俟つの外なき也、

# ○輸入

朝鮮の外國貿易附漁業の景況

朝鮮物産の輸出先は、砂金の幾分、紙、及び鱈鱒、海參、人參、等を除き、専ら本邦殊に大坂にありて、其取引の九分九厘までは、本邦人の手にあり、然れども輸入貨物に至りては本邦人の此の壟斷の勢力なし、明治二十四年に於ける朝鮮輸入貨物の價額金五百二十五万六千圓を輸入品製産地によりて區別すれば左の如し

英國及其屬國	二、九三五、〇二四	日本	九七〇、七〇四
支那	七九七、二七五	獨乙	二四五、五六二
合衆國	一八七、二二四	佛蘭西	七二、一六四
和蘭	二六、一三八	埃太利	一八、二九七
白耳義	三二、二八	露西亞	九五二

英國產物輸入高の此く多きは、棉布類にありて、其の内金巾尤も多く、生金巾の一種にして一百八十九万圓の多きに達す、今日に至りては、朝鮮人は其の衣服を調製するに、殆んど皆一切外國製品を用ひ、一般人民の衣服は、下着を除く外、一切各種の金巾、及び其の他の外國棉布類を用ふ、官吏其他高貴の者は絹布を用ふるも、是れ亦支那産を用ふると多く、間々本邦産甲斐絹をも用ふ、金巾の需要は、内地の開くると共に、年々増加すべく又

朝鮮風俗として新年には、一般新衣を調製する慣例なるか故に金巾の需用販路は後來尤も望あり、又夏季になれば寒冷紗及び棉絹等を多く用ふ、是れ亦た英國産なり、尤も寒冷紗等は一般に下等人民の用ゐざるものなれば、金巾の如く價額多きに達せざれども、猶ほ一ヶ年四十万圓の輸入あるに至る、其の他衣服敷物等に日本製及び支那製の棉布を用ふ、總して棉布類の輸入高は二百八十二万圓にして、其の内我が國の製造に係るものは、僅かに十萬圓内外なり、紺木棉及び二子織の需要増加の見込なきにあらざりしか、我が小商人は土人を欺むきて奇利を博せんと欲し、一度限りにして再び用をなさざるか如き品物を賣付け、爲めに人の信用を失ひ今は日本二子織等を全く顧みざるに至れり、抑も粗製濫造の弊は、本邦輸出品の通弊にして、大資本家の従事せる生糸茶の如きに於ても、其の弊今に絶たず、況んや朝鮮地方に出掛けて營業する小資本或ハ無資本の者に於ては無理ならずと雖も欺くべし、但し近頃朝鮮に於て、我が日本製粗絹類の需要漸く將に起るとす、素より今日多くの賣込は望むべからざれども、前途に向ては亦多少の望をせしむ、毛織物類は、僅に在留外人の用ふる位に止まり、朝鮮人民の生計に對しては高價に過ぐるを以て、其の輸入も實に少し、

金○屬○類○の○輸○入○總○額○は○五○十○四○万○圓○に○し○て、其の内重なる品目は、銅○板○及○ひ○銅○塊○此○高○二○十○万○圓○次○に○亞○鉛○及○ひ○錫○眞○鍍○、白○銅○等○に○し○て、其の高各種一万五千圓乃至六万圓の輸入高なり、右の内銅の如きは、近年朝鮮國內の融通上大に弊害を及ぼし來たれる所の樹粗惡的一文錢鐵造用に供するものにして、錫、眞鍍、白銅等は多く土人の日用食器具等を造る材料たり其外金屬製具、鑊、鍋、釜、農具等の輸入高十萬圓あり、此等金屬製品は、大抵皆な日本より輸入するものあり、其餘釜山の日本人居留地に於て、本邦人にして専ら農具鍋釜等を製造するもの二三十軒あり、絹布類の輸入高は五十萬圓にして、此内本邦よりの輸入は僅かに七萬圓内外にして其餘は擧げて支那製に係り、官吏其他高貴の人の衣服に用ひらるゝものなり、猶ほ需要は年々増加するの傾きあれども、其の間に於て、本邦の甲斐絹等を以て十分支那絹に抵抗するは甚だ難きか如し、現に支那絹の輸入は漸次盛を加ると、本邦絹の輸入は同様に進まざるを以て察すへし、次に麻布あり其高十一萬圓、支那より來る蕪○纒○、及○ひ○苴○の○輸○入○高○實○に○十○万○五○千○圓○に○達○す○箇○は○是○れ○輸○出○米○穀○を○包○む○に○用○ふ○る○もの○あり、石油の輸入高は十萬二千圓にして大抵は米國産に係り、露油は甚だ稀なり、而して石油の需要は、追々内地へ向け、擴張するの勢明かなり、以上二品は、大抵大坂より輸入するものとす、

右の外、土民衣服用の染料七萬圓の輸入あり、大抵獨乙製にして、半は本邦より、半は支那より輸入す、材木六萬三千圓は土民の船材其他建築用に供するものにして、年々漸く増加するの傾きあり、元來朝鮮には樹木極めて欠乏、且つ偶々之れあるも、直ぐあるものなく、船材の如きは重に我が國に仰く、而して、彼我交通の彌々頻繁を加へ、隨て内地より運搬する貨物高、歲を逐て其の増多を告ぐるに隨ひ、船舶を要すること多きに至るへく、然るときは、更に我が材木を多く要すへし、現に本邦人にして小造船塲を釜山港に設立し而して朝鮮内地に向て漕航の便宜を得ん爲めに、我が材木を用ひて朝鮮形帆船を造り、之れを朝鮮人の名義にて運輸に供用する者往々之れあり、摺附木の輸入高七萬三千圓皆本邦製にして他國製更よなし、陶器の輸入高四萬二千圓、而して其の多くは朝鮮人日用のものなり、開港場近邊に於ては、朝鮮人は、擧げて、日本陶器を用ひざるもの莫く、自國製の陶器を用ふると殆んど之れ無き位なり、而して、近時漸く新たに輸入せむとするものは、本邦より紐糸五萬圓内外、獨乙製の縫針二萬餘圓あり、皆土民の用なり又食鹽六萬圓は、土民か魚類鹽漬用に用ふるものなり、其の外、酒醬油四萬四千圓、衣服二萬圓、食料品三萬圓、木器具

二萬五千圓、砂糖二萬四千圓、烟草石炭各一萬圓は、大抵本邦より輸入し、居留本邦人の需用に供するものあり、

以上述る所を以て之を看るも、朝鮮土民生計の程度の低きを推察せらるへし、乃ち右に舉ぐるは悉く皆な日用の必需品にして、絶へて優美高尚ある生活に供すべきものなきのみならず、其日用必需品の種類如きも甚だ少なし、更に親しく、朝鮮内地を旅行せば、生計の程度の低き、實に驚くべきものを目撃すへし、先づ官衙の建物には稍や見るべきものなきに非らず、然れども、縣令以上の衙門にして、恰かも深山廢寺の景を呈するもの、往々是なり。土民の住居に至りては殆ど蠻族の舍に類し家の名稱を下すへからざるか如し

前にも述べし如く、今日朝鮮の内地には、其北方咸鏡道江原道等の山澤に於る有名なる深林翠嶺を除く外は、一般樹木に極めて乏しく、用ひて家屋を構造するを得ず、僅に細木を得て柱となし、石塊を宛め之と泥とを合せ以て其壁を作し、藁を以て屋根を蓋ふ、而して其の法何れも粗漏を極む、旅店の如きは、普通土民の家に稍や優り、構造も少しく大なりと雖ども、猶ほ矮少粗造不潔言語に絶へたり、然れども、是れ獨り其人民の懈惰の罪のみには非ず、畢竟壓虐無双ある朝鮮政府專制暴政の下に局促して、發達の氣力全く亡ひ、

爲に蒙昧懈惰に陥り、以て、此慘むべきの悲境に墮落したるのみ、加之朝鮮大韓國土の礦確なる、土産原料に乏しき爲め、益々究困に究困を加へたるものあるへし、然れども土地を荒すと此の如く太甚しきに至りたる原因は決して天然瘠土なるか爲に非ず即ち元來地性不利あるか上、朝鮮政府の暴斂苛征以て下民を惱まし爲に山林を濫伐せし結果は今日其の極度に達したるに外あらざるへし、今日の有様にては毎年水害旱魃の不幸に遭はざることなく、又一切工業の材料と爲るべき木材薪炭を得るの途なきを以て、農業の外興すべき業無く、假令之れあるも之に従事することを得ざるは怪むに足らざる也。

扱て家屋内に入りて、家具の如何なるものなる乎と見るに、僅かに膳、茶碗、眞鍮製食器具、ブロンズ製燈籠、鍍銅等に過ぎず、衣服の如きも細民に至りては、一揃を有するに過ぎず、實に太古の有様も此くやと思はる、計りあり、之れより以上地方官などの官邸に於ては少しく器具の數を増すと雖ども一も觀るに足るものなき。而して、土民の節儉あるに至りては實に驚くべきものあり、例へば、夏季になれば夜は油を用ゐず、又砂糖などは絶へて得難く、少しく得れば珍重して藥用に供するに止まり、決して之を平時に於て用ふる無し、此の如き人民に向ひて、多量多額の輸入品を賣捌くとは固より之を望むべからず、然れ

とも、此くの如きの國あるも亦我が邦の小商人の爲めには幸あり、何となれば、此くの如き生計の低き士民に向ひて賣付すべき物品を製造するとは、西洋資本家の堪ゆる所に非ず、假令製造するとも、我國の如く、廉價に之を仕上げるは能はず、今日、摺付木、

日用陶器、金屬、及び木器具等は我が專賣とされる所以の者を見よ、亦以て察すべし、又金巾、石油、の如き、朝鮮人向きのみにあらずして、廣く東洋一般に用ひらるゝものは西洋人に於て製造するも素より引合へしと雖も、其未開幼稚の邦土に於ては、尙ほ商賣の小き故、西洋人自から賣捌くと能はず、必ず日本邦人又は支那人の手を経て朝鮮人に賣付け、朝鮮人と直接の取引を爲すをなし、故に金巾、寒紗等、は英國産を用ひ、絹布は支那産を用ひ、染料、縫針、其他獨乙製あり、石油は米國産に係ると雖も、此等を除き、其餘朝鮮人向きの物品製造は、大抵本邦人に於て、壟斷するを得、畢竟本邦人の力と資本は、今日尙ほ此等小刀、細工的製造のみに適せざるを以ての故ならむ乎、

右の如き次第にして、今日朝鮮に於て輸入品を賣捌く外商は、僅々たる小數に過ぎず、即ち釜山元山には猶ほ未だ西洋商人の開店せる者を見ず、京城仁川に三四軒あるのみ、一切輸入商品の大部分は、本邦人及び支那人の手を以て賣買共に之を取扱へり、試みに、明治

二十四年の輸入高を輸出元地によりて區別すれば、左の如し、

日本より 三、二〇四、二八五  
支那より 二、〇四四、四四九  
露領滿州より 七、七三四

而して右の三百二十萬圓の貨物は、直接又は間接に本邦人の手にて輸入したるものあれば、我が商買はこれより幾分の口錢を收めり、然れども、今日は、此の輸入商賣上に於ても、本邦人は漸く支那商人の爲に範圍を侵し込まれんとするの實あるは、尤も憂ふべきことにして、其の勢京城に於て尤も甚たしく、仁川に於ても亦然りとす、今日の本邦人は、以前の如く西洋及び北米所産の商品を直接輸入し以て之を賣捌く力なく、金巾の如きは、多くは支那商人より之を受賣する有様になりたる者の如し、即ち金巾の如き、支那人は上海等の西洋問屋より直に之を買入るれども、本邦人は、右等問屋より受賣する者の手を二度も三度も經て之を買入るゝ位の事なるか故に、支那人の如く、廉價に之を賣くこと能はざるなり、幸に釜山に於ては、從來兩國民の關係よりして、支那人も容易に手を出し難く、同港一ヶ年百四十八萬圓の輸入高の内、支那人の輸入に係るものは、僅に十萬圓内外たるへし、然れども、我が商買は、今日の有様にて安堵すること能はず、現に今日にても彼等支那商

人なる者は着々地位を固めて、我が物産をも輸入し、實に我が清酒までも、彼等の手にて輸入するに至れり、

元來支那商民の朝鮮に於ける、一の甚たじき不利なる地位に在る者あり、其故は他にあらす、支那朝鮮間の貿易は常に片商賣となりつつ居れり、即ち支那よりは、續々物品を輸入し賣捌くとも、其の代りとして、朝鮮より支那へ輸出すべきもの甚たじきことにして、既に前にも略ぼ述べたるか如し、故に仁川等に於ては、支那商民は時に賣上げ韓錢を多く貯へ居り、韓錢相場の下落せし爲め大に困難することあり、或は其の錢を朝鮮人に貸付くる様のことあれども、是れとても十分の利用は出来へきものにあらず、要するに、本邦人は輸入品の假令未だ好利益的に賣捌けざるとも、輸出品買入の上に於て利益を得らるゝ望あるを以て、年中相應の商賣あれども、支那人に至りては輸入取引をくは、他に商賣なきあり、此くの如き大困難の地位にありあから、尙ほ彼等は、内地に再進して業を営めり、去年の冬、余は親しく慶尙道の首府大邱の大都市に赴きたることあり、此の市は毎年春秋兩度に開き、八道の物産の聚散するところなりと云ひ、随分盛あるものなり、余は此處其實況を視たりしに、支那商人十四名、朝鮮人の家に賃居して雜貨を鬻けり、然るに、我が國の

人は僅かに藥種屋三人、市の爲めに來れるのみにて、其他の商賈は一人たも此大都市に出掛けたるものなし、又同市に於て是等支那行商人が朝鮮人に鬻く所の商品は何様の物ある乎を觀るに、絹布類、及び其製造品等は、支那製に係り、家具日用品類は、土産に係り、西洋小間類は、獨乙製の粗品にして、而かも、朝鮮人の資力に適する様、之を小分し、且つ此諸商品は支那人の輸入せるものに係り、各物品には大抵支那商店の銘を付せり、

釜山は、本邦人二百六十餘年來永住を占め居る處に非ずや、然るに釜山を距ると僅に四十里なる大邱市の地に於て、新來の支那人に先鞭を着けらるゝと此くの如し、實に我商人は安逸を好み、目前日を消し、糊口を得るを以て足れりとし、復た後來に向て永遠の計畫をなすことなきか如し、

然れども、本邦人が、朝鮮の輸入取引上に於て、支那人に勝を制せらるゝ所以は、單に我が日本商人が安逸を好むか故のみならず、支那商人より比すれば日本人は實際不利の點あり他無し、金融の不便即ち是れなり、元來我日本商人にして朝鮮開港場に至り其地に商賣を營む者を概看するときは豊裕なる資金を有するもの極めて寡く、多くは、其の日の融通をなすものなり、故に常に、金融の機關不具乏にして備り居らざるの感なきにあらず、仁

川の如きは、今日に在りては、既に三銀行ありて金融圓滑にせり、然れども釜山の如きは、僅かに幼弱なる二銀行あるのみにして、而かも其銀行は多くの資本を運轉し得る者に非ず、抑も今日、釜山港一ヶ年の外國及び沿海貿易高は、實に三百六十五万圓に居る、而かも朝鮮に於ては、未だ爲替の法絶へて立たざるか故に、仕拂金は現送を要すると多し、例へば、釜山海關一ヶ年の税金収入高は二十万圓にして、其の内多くは現金を以て之を京城に送る、而して、在留商民は皆を資力ある限り業務を擴張せし居るへければ、銀行の運轉利用せらるべき預り金等、多からざるへし、銀行の普通日歩五錢五厘と云ふか如き、以て察すへし、殊に毎年々末、新穀買入の節は尤も金融に差支ふるを常とせり、銀行の外、小商人に貸付を業とするもの亦随分之れ無きに非ず、然れども、其の利子の非常高昂あるとは實に東京に於て俗に稱する烏金と、其模様を均しふする貸付方なり、此くの如き金融を頼めるものは、安そ能く彼の支那商人即ち彼の低利の金を利用し、諸事儉約を旨とする所の者と相抗するを得んや、到底支那人と相抗して買込上競争を永く耐ふること難きは理勢の必ず然る所なりとす、例へば支那人にして貨物を輸入し、税關に於て過當の評価を付することありとせんに、支那人は、其の儘之を放過し、之を税關の倉庫に取捨て置き、

顧みず、税關に於ても面倒を避け、調和することあるへし、之に反して、若し本邦人にして此くの如き事情に逢ふときは、荷爲替付にして着港后爲替を振替へ、高き日歩を拂へるものあれば、大抵支那人の如く悠然と構へることは實際能はざる所あるを以て、遂に我を折り屈すると云ふか如きことなしとせず、更に金融の滞滯せる例を擧げんに、小賣商人は摺付木を卸直段より廉に買けることあり、實に奇妙の様なれども、別に奇妙にも非ず、何となれば摺付木の代價は、卸問屋へは三ヶ月拂の約束をなし、其の間に於て巧みに小賣の業を營み得るとせば、其小賣りに由りて日々受入れたる金を融通利用するは、普通の金を借るよりは得用なりと云ふか如き事情なり、此くの如き有様なるを以て、小賣雜貨商等は若し多きれ濫造品を詐り賣ると多し、是れ我が輸入營業の前途に於て最も大に憂ふべきものなり、而かも單に一港内に於ける金融此くの如きのみならず、朝鮮各港間の金融も亦頗る滞滯多し、又朝鮮各港特に釜山港と浦潮港との如きは後來大に貿易發達の望みあるべき要港なるを以て日本商人たる者須らく今日に於て豫て爲替金融等の便宜を開設すべき筈ありとも、未だ其準備を整へ之に着手するに至らざるか如し、

金融の事を論する序に、朝鮮通貨の事に關して茲に一言せむに、元來朝鮮に於ては、一文

錢即ち葉錢あるものを以て全國通用錢幣と爲されつつありしか、明治十七年頃より、一文錢五文に相當する當五錢ある者の鑄造を始め、今日に於ては平安道の鑄錢所に於て、我が國より生銅亞鉛等の原料を取寄せ、盛に粗惡極まる一文錢、及び當五錢を鑄造し、爲めに大に韓錢の相場を下落せしめ、一文錢は、二三年來二割方以上下落し、當五錢は五割以上の下落のみならず、甚しきは、今日は一文錢と同位にて、併用するか如き有様にて、猶ほ此上の下落底止する所を知らず、釜山港に於ては、今春まで、舊一文錢即ち舊鑄造の良錢の外は取引せず、爲めに他港在留商人の嘲を受けたる程なりしか、滔々たる潮勢は之を奈何ともすること能はず、今日は通用する様になり、爲めに韓錢と、日本銀貨との相場、變動極りなく、取引上大に差支へ常に大困難を蒙るに至れり、

又、彼の大三輪氏の朝鮮貨幣制度改革の計畫は、頗る贊成すべきなれども愈よ實施するに至りては、甚だ困難にして、且つ其の結果が豫想外に出つへき恐あり、貨幣制度改革の第一着手には、先づ平安道の粗惡錢鑄造を制限せざるべからず、然らざれば、韓錢の相場下落する所滔々として極りなく、假令、五兩銀一枚につき韓錢何程と、法令を以て定むるも實際の相場は其價值なきを以て、「彼の惡貨幣は良貨幣逐出す」と云ふ經濟原則に洩れず、

銀貨の鑄造するに應じて其の迹を流通市場より隠すべしと、錢に照して見るか如し、而かも、今日朝鮮と支那との貿易に於て、支那は常に輸入すること多くして、朝鮮より輸出する物少きを以て從來朝鮮より専ら我が國へ輸出せし砂金の如きも、今日はその三分の二は、支那に持歸らるる姿に立ち至り居れば、朝鮮の流通市場より逐出されたる銀貨は、支那に往くべきこと、大抵豫想し得らるるなり、或は亦た今日に於ても朝鮮人は我が銀貨を潰して地金とし細工に用ゆる如く、新銀貨をも同様潰すに至るべき乎、之を要するに平安粗惡錢の鑄造を斷然禁制せらるるまでは、貨幣制度の改革は實功を奏せざるべし、而して、右に述べたる粗惡錢鑄造の事は、今日韓廷に於て、尤も威勢ある、閔族の所爲なりとすれば、鑄造制限の事も、容易に行はるべきや否やを保ち難し、

故に、或る讀者は、此くの如き事情に對し、有名無實のみならず、費用損の改革を強て之を施すよりは、寧ろ漸次我が通貨を朝鮮内地に流通せしむるの方針を執る方假令其成功運くとも確實なるべしとの説を懐けり、勿論、此の説は迂遠極まれども、我が國の爲には、却て便宜多かるべし、其所以は他無し、今日に於ても、我が國より朝鮮へ輸送する通貨の高は少なからず、而かも前途猶ほ漸次増進の勢あり、試みに、過ぐる三年間に於て、釜山の

一港に向て、我が國より輸入し、及び釜山港より我が國に向て輸出せし所の價額を見るは、左の如し

	明治二十二年	明治二十三年	明治二十四年
輸入			
銀	一二〇、三九七	三七五、三四二	三八五、二五〇
紙幣	一一一、八二六	二八三、二五六	三五六、一八〇
合計	二四二、一二三	六五八、五九八	七四一、四三〇
輸出			
銀	一四、一九一	六、〇〇〇	二一、五〇〇
紙幣	二二、〇〇〇	四、一〇〇	三五、〇〇〇
合計	三六、一九一	一〇、一〇〇	五六、五〇〇

右通貨の輸入超過の分は、朝鮮内地に止まりて流通するものと見て可なり、銀貨の如き、補助貨は多く好まれされども、壹圓銀は地金に潰す爲めにも好みて之を歓迎せらる、而して現今は我が紙幣は信用せられて、其の流通も亦將に朝鮮内地に向て漸次擴張せむとし、朝鮮内地の要市又は其船舶輸送の市に到りて我が紙幣を以て韓錢に換ふることは容易なり、更に紙幣を信用するに至ては、其の輕便の利あるを以て倍、廣く流通するに至るべし、又我

か商民にして朝鮮内地と開港場の間、爲替法及び紙幣貸付方の計畫を懐けるものあり、此事、若し能く行はるゝの時期に到達せば、朝鮮王國は、方々に始めて、其經濟的起死回生を告ぐるの日なるべし、

### ○航通

外國貿易に於て尤も關係の重大緊要なるは航通の事業に在り、航通は實に外國貿易の一大要素と云ふはざるを得ず、彼の英國の如きは、實際物品の輸出入の不平均より生ずる外國爲替の不利益を、同國船舶の船賃にて補ひ得ると云ふ位にして、同國の航海力か、其の貿易上に及ぼす所の効力は實に至大なりとす、今我が商民は外國貿易の掛引に於て幼稚の憾みを免かれざるは固よりありと雖も、朝鮮貿易に於て其取引地との間に、日本自國の船舶航通自在あるか爲に被むる所の日本商人の利益は、頗る廣大あるものにして、朝鮮の航海に於るや我が國商業家は今日に至るまで、先づ好地位を占め來れり、今明治二十三年、二十四年の兩年に於て、朝鮮三港に入港せし船舶を、其の國籍別にすれば左の如し、

明治廿三年

明治廿四年

(一) 日本	二八四、〇〇〇	三一、七五四
(二) 露西亞	—	一八、八九三
(三) 支那	七、九三二	一一、二六三
(四) 獨乙	一一、二九八	七、六五七
(五) 露威	三、一〇八	—
(六) 朝鮮	六、五〇八	七、一四八
(七) 英國	—	一、四三〇
合計	三三三、八四七	三五八、一四五

右の表に據れば、二十四年中、入港船舶總噸數三十五萬八千四百四十五噸の中、我が國籍船舶は三十一萬一千七百五十四噸、即ち總噸數の八割七分強に當る、而して、二十三年には九割〇四厘強を占め、二十二年には九割〇五厘弱、又二十一年には、九割を占め居たり、是れに由て之を觀るに、此の數年來、我が船舶の割前は、歳を逐て幾分か減縮を示すか如し、然れども、猶ほ總噸數の増加につれ増進しつつあると見て可なるか如し、獨り此際、當りて大に斯の注意すべき一箇の事柄、他無し、昨年五月末、露西亞汽船の寄港を姑く

たることにして、昨年我が船舶噸數の割合、前年に比して三分を減したるは、全く之れが爲めなり、

右の露西亞汽船は、在浦潮港「セペリヨフ」會社と稱する會社が、露國政府より一海陸に付三留(或は六留まで増す)の補助金を得て浦潮港と支那日本各港との間に航路を開き、其の途次、元山、釜山、長崎、芝罘、等に寄港するものにして、同會社は一千八百八十一年に設立し、八十八年までは僅に「パイカス」號(七百十三噸)一隻のみなりしか、八十九年に「ソーウイン」號(百四十八噸)を購入し、又昨年に至り「ウラヂミール」號(七百十五噸)、及び「ストレロツ」號(百九十噸)を購入せり、今日にては「パイカス」及び「ウラヂミール」の二船を以て大抵一ヶ月一度、浦潮上海兩港間を航路する位に止まりて、専ら支那より露國へ茶を送る便路を開くと聲言すれども、或は陸路支那より西比利亞に送れば關稅を免れらるれども、浦潮港より荷揚すれば徵稅せらるると云ふ説あり、故に送茶便路の説俄に信じ難し、又夏季の間は、二ヶ月も此航路を止め、鞆瀬海峡内航路に向けるか如き有様にもあれば、樂天主義の安心家は、此事の前途に頓着せずして、今日同會社が此航路を開きたる事情に關し、彼是論する者を冷評して之を杞憂をなすものあり、願ふに今日彼等の處置

は悠々として穩和に出て、別に他日遠大の野心あり目的ありて之を爲す者には非ざるか如く見ゆれども露人の慣用權謀、能く爲す有ることを知れるものは、此の儘に見過すこと能はざらむ。

昨年、露國皇太子が、本邦より浦潮港へ來着前、西比利亞貫通鐵道の幾分を成工し、以て皇太子が其の起工式を擧ぐるの準備をなすの必要あるに際し、線路を一定して工事に着手するや、其線路に當る建物は、官衙と云ひ、民家と云ひ、片端より之を壊して之を撤除したりしか如きは、尤も近き例あらざるや、彼の「セベリヨフ」會社の如き、今日に於ては、猶ほ右の如く寛漫に構ふれども、豫て西比利亞鐵道貫通後の計畫あるは必せり、而して、同鐵道全線の成工すへき期限何の歳に在るへき乎世人の或は幾十年の後にあらむ乎、其遠達にして之を豫言すへからずと云ひ、或は又之を評して露國今日の財政の有様にては、逆も出費に堪へず、等の説を爲す者あれども、吾人は其通りに安心することを能はず、露人に限らず、歐北列國人民は、我國商業社會の人々の如く、口先にて仕事を爲す者に非ずして、専ら其腕と精神とを以てす、況んや西比利亞鐵道は既に皇太子起工式の大禮あり、又裏海以東中央亞細亞の沙漠メルヅ地方を經過して瞬間に鐵道を布設し、以て英人を驚かしたる

ことあるにあらざるや、彼の千島樺太交換の際、露國公使の宴會舞踏會のみを事とせり、と云ふて冷笑せし所の英國公使其人が、未だ何事をも知らぬ間に、右交換の成れりとして、英公使は、本國政府より譴責せられたりと云ふか如き、皆な露人の慣手段にあらざるや、「セベリヨフ」會社が今日に至るまでの舉動は、未だ活潑ならず、然れども、漸次着歩を進めつゝあるは秘密にあらざる、既に四ヶ月前、同會社は、釜山港に於て地所を借入る、請願をなし、爲めに、露國公使館員は同港各居留地とあるへき海岸に於て、同會社用として、四百米突の地面を丈量せしにあらざるや、今日の代理店にては不十分ありとし、適當なる代理店を求めつゝあると云ふに非ずや、又昨年夏、「ストンロフ」號を以て神戸へ試航し、其後神戸にては從來獨乙領事にて露國の領事々務を兼ね居たるに、新に露國領事を專任したるにあらざるや、此際に當りて、我が郵船會社が浦潮港に於ける支那人の得意を失ふたるは、不幸あり、即ち支那人の向ふ三ヶ年間「セベリヨフ」會社と約束して、「郵船會社の漁船には一切貨物を積まずして、乗客及び荷物とも「セベリヨフ」會社に托す、其の代り同會社は貨錢を減すと云ふことになれり、抑も此の事の起りたる所以は果して支那人の無理乎、郵船會社の不行届に

出たる乎、は知る所に非ずと雖とも、實に憂ふべきの至なり、謂ふに、郵船會社が、浦潮港線の定期航通を辨理する爲に特に東京丸及び薩摩丸の如き大船を通せるは、他無し、支那人の荷物乗客を以て主要の目的と爲したるものあらむ、而かも、此の如き案外ある事情に遭逢しては、同會社も亦此線路の營業上に於て利益極めて少きに至らん、嘗に同會社の不利益のみならず、又航路擴張の必要ある際我が國の爲めに、尤も残念なり、幸に、支那人同盟後未だ幾くあらずして、冬期休航にありたれば、其の間に於て、十分回復の策を施さねむことを望む。

目下の處に、露國漁船の外、我が郵船會社は、朝鮮以北に於て競争の恐あり、尤も本年夏より、在上海の「シヤペンマチン」(怡和)及び「バスターフィールド、スワイヤ」(太古)の二會社が新に上海浦潮間航路を開くべき風説ありしも、風説のみに止まりて實行せられず、其外從來招商局の漁船は、仁川、芝罘、上海間を航通なし居れども、是等の船舶が將來に及び、西比利亞。貫通鐵道成工の曉、又は、朝鮮貿易、非常の進歩をなしたる時は「シヤ」知らず、現時に於て直ちに擴張せらるべきの勢無し、其他の外國籍船は、朝鮮未開港場より上納米を仁川に輸送する爲め臨時に雇入る、位のものに過ぎず、而して、今日我が朝鮮海

に於ける航海の實力は、郵船會社の天津線路、牛莊線路、浦潮線路、及び大坂商船會社の釜山、及び臨時仁川線路に止まらず、日本形船及び西洋形帆船の出入の多きみに止まらず、郵船商社會社等の船か時々上納米積入れの爲め未開港場に至るに止まらず、更に漸く朝鮮沿海航通に着手せんとするに至れり、今日に於ては、釜山港の日本朝日組なるもの、朝鮮漁船會社と協同して、洛東江口と釜山浦の間、海上十里内外の間に小汽船を通はして、荷船の曳船をなす位に止まれり、然れども、久しからずして、我が船舶が朝鮮未開港場に漸次進入するの機會あるに至らむ、而して、我が船舶が、此點に於て先鞭を看くるは、實に我が日本帝國人民をして朝鮮貿易の地位を固めしむるものあり。

## ○漁業

我が日本帝國の、朝鮮に於て、交易の外に、一大利益を占む、漁業是あり。我が漁夫が朝鮮海に出入を以て縱横之に漁することば、往時より實に之れ有り、然るに明治二十二年十一月十二日、朝鮮の外務督辦と我が代理公使と、明治十六年七月二十五日豫定の朝鮮貿易規則第四十一款に據り、新に通漁規則なるものを議定し、二十三年一月より施行せり、此規

則に據り、日本人は、四名以下乗組の漁船一隻に付一ヶ年金三圓、五名以上九名以下は、一隻に付、五圓、十名以上は十圓、の免許税を納むれば、朝鮮國咸鏡、江原、慶尙、全羅、四道の沿海三里以内にて、自由な漁業し及び漁獲したる魚類を賣捌くことの出来るものなり、明治二十三年一月より廿五年六月までの間に、釜山海關にて免許せし船數は、一千六百七十七隻にして、之を縣別にすれば、左の如し

廣嶋	五六二	山口	三四四	長崎	二二三
大分	一三二	香川	一一九	岡山	一〇七
熊本	六五	愛媛	五六	鹿島	四七
福岡	一一	兵庫	一〇	島根	九
宮崎	一	佐賀	一	徳島	一

右税關免許漁船の外、朝鮮近海に於て漁業を事とするものには、同國高貴の官吏と協同せる長崎縣民朝長某の採鮑船數十隻、同縣民古屋某の嘗て率ひ居たる採鮑船其他税關に由らずして、直に漁場に行くもの等にて、現に、朝鮮の漁場即ち慶尙全羅兩道の沿海者及び海上に於て漁業せる船數は、二千隻より少なからざるべきか、其の乗組漁夫は、一萬人よ

り少なからざるべし、次に、漁業の種類は、

- 一 鱈漁
  - 一 鯛漁
  - 一 鰻漁
  - 一 鱈及び鱒漁
  - 一 鮑漁
  - 一 海參漁
  - 一 雜魚漁
- 而して漁場は
- 一 鱈 二三月頃は釜山近傍、六七月頃よりは所安島、濟州島より、遠く忠清道沖、
  - 一 鯛 釜山より晉州まで、
  - 一 鰻 釜山近海、江原道二縣、巨濟島、丑山、

漁業の法

- 配繩
- 縛網配繩又は釣
- 焚寄又は地曳網
- 一本釣又は建網
- 潜水器又は裸夫
- 網又は潜水器
- 一本釣手繰網又帆引網

一 鮭 釜山近海、巨濟島沖、慶尙道、江原道境、

一 鱒 巨濟島、丑山近傍

一 鮑海參 統營より濟州島に至る

又漁業の収益は、到底確實あること難きのみならず、謂ゆる獲の事故、常に一定せるものにあらず、因て推算をなすに、先づ鱒漁は、大抵五人乗一隻に付、一ヶ年の収入平均六百圓内外、鯛繩三四人乗、二百圓乃至三百圓、鯛網一張三十人乃至五十人二千圓乃至四千圓にして、年により、天氣により收穫一様ならずと雖も、大抵漁夫一人に付、一ヶ年の収入は百圓内外たるへし、而して昨年の末には、朝鮮海漁業の總収入を百万圓内外と見積りたれども、今日にては、百五十萬圓内外を以て筆ろ實際に近きとせむ、近來此くの如く朝鮮海に往漁するに付ては前述各縣即ち本國の漁村の生計大に豊かになりし處も亦尠なからずと云ふ、而して朝鮮近海には尙ほ往漁すべき十分の餘地あるなり、

扱て採獲したる水産物の内、鮑及び海參等は、朝鮮各地沿海の地に於て、謂ゆる納屋を設け、此所に於て湯にて煮、或は乾し、鱒の如きは或は肉を朝鮮人に鬻ぎ、或は獲物多きときは、肉を海中に棄て、而して鱒と同じく納屋にて乾し、而る後、鮑、海參、鱒、鱒とも本邦に持

歸り、長崎邊より、支那に輸出す、鯧の如きは、我が國の漁夫よして此製法に従事せるもの殆んどなし、大抵は朝鮮人に於て、干鯛として之を肥料として本邦へ輸出す、其の高、一ヶ年七万圓を超ゆ、鯛其の他の雜魚は、大抵沿海に於て、朝鮮人に向て之を鬻ぐ、是れ甚た奇怪に似たれども、實際の事なりとす、現に余か、朝鮮南岸に沿ひて航海し、海村に休宿したるとき魚を求むるに、「近來日本人來らざるを以て、魚類を」と答ふるは、珍らしからず。抑も朝鮮には、木材の乏しきとは、前にも述べたるか如く、隨ひて小船を造くるすらも容易ならず、海村にして船備のあき處は往々あり、故に、漁船を作ると能はざる者多きに居る、大抵細木を編みて筏の如くし、其の上にて釣するに止まれり、本年三月末に余は釜山港より慶尙道全羅道の海岸に沿ひ、往復二十五日の航海中朝鮮人より魚類を買得たるは、兩度に過ぎず、

之に反し、我が漁民の舉動實に勇壯あるものあり、彼の大分縣下豊後國なる佐賀の關、漁業の鱒船の如きは、收穫少なきときは、濠として際涯なき海上に、二三月間も漂ひ、夏季の頃は、朝鮮海を離れ、遠く忠清道沖より支那海に出て、支那漁船と飲料水の取遣をなすこと屢、之れありと云ふ、其大膽なる思ふへし、到底本邦に發居して、徒に國家の大經

輪を唱ふるもの、想像に及はざる所なるへし、又彼等は漁船をも改良し、十分激浪暴風に堪ゆるまで之を準備せり、本年三月、余ハ朝鮮の南岸遊覽の際、全羅道沖の所安島に泊し、孟仙里に上陸す、此所を土人は日本漁村と云ふ、其理由を尋ぬるに、他に非ず、毎年夏季に、我が衆多の漁船來りて先づ此處に小屋を設け以て、之れを根據とし、更に四方に出漁し、又歸りては魚類を乾貯し以て本邦に送る等實に盛況を現す、因て此名あり、余ハ此地に歴遊の際、此處に於て我が日本人にして朝鮮家屋を借りて、柱に居住する一老婦三小女の共に安泰にして平氣なるを見たり、此等は漁夫の家族にして、漁具等を守れるものなるへし、其の他、我が漁夫ハ、漁業の根據とし、開ゆる納屋を設けたる處ハ、慶尙道沖に巨濟島、安島、イチャ島等あり、全羅道沖にハ、所安島、湫子島等あり、例年四月以降十一月の間、慶尙、全羅兩道の海に出づれば、我が漁船を見ることが多く實に愉快なり、特に釜山浦より二十里、馬山浦口より西南巨濟島と固城縣との陸地の間に往けば、我帝國廣島縣の鰯船三々五々漁業に従事するを見ること我が瀬戸内を往くに異ならず、一船、一家族より成り、父兄は漁り、十四五歳の兒は櫂を取ると云ふ實景なり、曰く議院内閣曰く條約改正曰く國權擴張と、徒に誇大の言をなし而かも爲すなきものは、朝鮮海上の我が漁夫

に及はざるの憾あるを免かれざる無き事。

## 朝鮮大院君李昰應の事を記す

山○海○之○便○利○土○壤○之○廣○大○以○て○儼○然○一○大○王○國○た○る○に○足○れ○る○也○。其○人○民○の○衆○多○あ○る○。鄰○邦○の○友○誼○敦○厚○あ○る○。以○て○儼○然○獨○立○對○峙○の○一○王○國○た○る○に○足○れ○る○也○。邦○あ○る○此○の○如○く○に○し○て○。而○萎○靡○衰○頹○。曾○に○自○ら○振○立○す○る○能○は○さ○る○の○み○な○ら○ず○。離○折○紊○亂○日○に○淪○み○日○に○陥○り○て○。亡○滅○の○淵○に○趨○く○者○は○誰○ぞ○。朝鮮○是○れ○也○。

朝鮮の今日に至れる所以、其原因に關して之か一端を記し、以て參考の一助に供す、數百年來鎖國孤立の邦國にして、一朝端無く宇内の大風潮に觸れ、且つ激して、之か漂蕩する所と爲るに當りてや、其舊國を有る者は、之か爲に一大革命を起さざる者未だ曾て之れ有らざる也、

往昔の事、遼西の事は姑く之を措き、近く我東邦近代(百年以還の事)に就きて之を驗するに、其證迹歴々明瞭、枚擧に遑あらず、而かも我鄰國支那帝國と云ひ、我日本帝國と云ひ、歐米風潮刺激する所と爲りしより内地人心の激動、社會組織の變動、大は軍國制度より小は市井村里の風習に至る迄、事々物々非常の變遷を蒙りらざるもの無し、此時に當りて、

其國內人心四分五裂を免かれざるも、其間自づから先覺之士なる者有りて、之れか分裂の弊を矯め弊して其分裂をして甲乙二大派に歸せしむ、曰く保守的(甲)曰く進取的(乙)是也近く之を我日本の例述に證せむ乎、島津齊彬(順聖公)徳川齊昭(烈公)毛利敬親(忠正公)鍋島直正(開叟公)一派の如きは進取自尊主義頭領たり、而して之に反し、井伊直弼(彦根大老)一派の如きは保守平和主義(寧ろ苟安彌縫にして主義を曰ふに足らず)の頭領たり、兩派軋轢競争の結果、天下の大勢は進取主義に歸し以て維新洪業の開建を見るに至れるは、世の周く知る所あるか故に今復た別に之を説かず、

支那も亦大跡之に類せり、道光咸豐以來歐米諸國と露隙を開き幾多の葛藤を結び、國內亦大禍亂の迸裂するありて人心の分裂殆ど抵止する所を知らざるか如きに至りしも、結局長髮賊亂の精定と爲り、進取主義の勝利と爲り以て今日に及へり、

獨り朝鮮は則然らず朝鮮は其開港(明治九年)以來茲に十六七年而して國內の人心衰萎麻痺、奄々として瀕死の状態ある今日の如きに至れる者何そや、其原因是固より許多歴史沿襲積漸の致す所あるは勿論なりと雖も之か原因の最も直接にして、殊に最も有力なる者を擧ぐれば、吾人之を大院君李昰應暴多殺の咎に歸せざるを得ず、請ふ其理由を左に述へむ、



熙を迎へ立てむとす、領府事金左根、敦寧金興根の兩人之を難して、曰く、李熙は其生父昆應の存在するあり、我國古來生存の大院君ある例を聞かず、然るを今李熙を立てば、其生父興宣君を處するに何等の位地を以てせむとする乎、且つ興宣君の人と爲り不長、若し王父の地に據り太上の尊を待み朝政を攬りて威力を逞ふせば、必ずや將さに此望家の大患と爲らんとす、蓋そ反省せざると、炳基炳國亦其前途を憂慮し、兩人の言に感して、爲に慟哭し殆ど心魂を喪ふ、是れに於て、諸貴族咸門閥争て其私する所を逞ふせむとを謀る、而して翼宗の王妃趙氏、憲宗の王妃洪氏、各宮中に在り、趙氏の姪趙成夏、從姪趙寧夏尙は幼かりと雖も、領議趙斗淳新王を援立して趙妃の權力を振はむとを企て、洪妃の族長判書洪淳穆は新王に結託して洪族の權威を固めむと欲し、各宮中に出入して謀る所あり、然るに、哲宗の王妃金氏其宗族の強盛なるを待み、乃ち英斷を以て教旨を發し、興宣君の第二子李熙を冊立し、入りて大統を繼かしむ、院相鄭元容金妃の命を奉し、大臣諸有司と共に雲峴邸に詣り、新王を迎へ、元容隨つぎ涙を垂れて曰く、老臣不幸にして六朝に歷事せり、而して今幸に新王を迎ふるとを得たりと。

幼新王の宮中に入るや、趙大妃直ちに突然外殿に出御し、幼王の手を執りて、吾愛兒と呼び親く之を携ひ王の玉座を内殿に設けて之に叩かしめ、己れは簾を其玉座の背後に垂れ、立どころに大臣を召し教を下して曰、新王翼宗大王の後統を承く、宜く速かに之を中外に布告すべし、我既に垂簾攝政の地位に立つ、宜く之が儀注を評定し、以て上奏せよ、云々と是に於て、新王の前代哲宗を以て父と爲し、翼宗を以て父と爲し、直ちに翼宗の統を承け、趙妃を尊み冊して大王大妃と爲し、哲宗の妃金氏を大妃と爲し、憲宗の妃洪氏を王大妃と爲し、興宣君李昆應を封して大院君と爲し、新王の生母閔氏(閔升鎬の姉)を封じて府大夫人と爲し、興宣邸を號して雲峴宮と曰ふ、時に日本の元治元年甲子支那の同治二年(西曆千八百六十四年)也。

大王大妃趙氏は、夙と大院君李昆應及び其族趙斗淳等と深く相結び規畫する所あり、教を下し、大院君を以て諸大臣の上坐に位し、萬機の政一切之を大院君に關白して、之か指揮を稟受せしむ、而して二軍營の兵勇を遣ひ、大院君の護衛に充てしめ、輿に乗り宮闕に出入するを聽許せらる、

元治元年、正月十一日、新王李熙宮を出て、其生考大院君に、雲峴宮に觀謁し、因て景祐宮、應朝先代の王祠に參謁して宮に還る、明日、大院君始めて政を爲し、大臣を更任すると左

の如し、

- 領議政 趙 斗 淳 右議政 金 炳 學 吏曹判書 李 宜 翼
- 兵曹判書 鄭 基 世 戶曹判書 金 世 均 宣惠堂上 李 升 輔
- 訓練大將 李 景 夏 禁衛大將 李 漳 源 御營大將 李 邦 玄
- 總戒使 李 邦 玄 右捕盜大將 申 命 純 左捕盜大將 李 景 夏

(兼任)

大院君李是應か、朝鮮大政を總理したる年時は、日本元治元年甲子應慶元年乙丑の頃に始まりて明治九年に至れるものにして、其僅々歲月間に於て施爲せし所の事迹を通覽するに得失一ならずと雖も、其最も奇怪とすべき者は、他無し、是應の所爲か、或る點に於ては雄斷果決、我國水戸烈公、藤田東湖、毛利忠正公、高杉東行、一派の所爲に類似する所あるかと思へば、又或る點に於ては陰險奸猾加ふるに殘虐苛酷を以てし、忠良を害し私慾を逞ふすると、井伊直弼一派の酷吏に十倍せる所業を擅行したると、是れ實に李是應の一大妖怪たり一大魔鬼たる所以也とす、聞く、朝鮮古來神人の託宣あり、曰く、李氏の天下の五百年にして應さに亡滅すべし、而して之に代りて興る者は是れ必ず鄭氏ならむと、鄭氏果

して李氏に代るの英雄を出すや否や、得て知るべからずと雖も、李是應の行事の、實に一面は頗る痛快なるも、他の一面は極めて慘虐、極めて殘忍、以て其國を毀り社稷を覆へすに足る者あり、古傳神識の所謂、李氏五百年にして而して滅亡する者、亦安う此一大妖魔の爲にする警戒に非るを知らむや、

今概括の便を謀り、大院君從來行事か朝鮮に與へたる福禍利害を大別して、之を掲ぐれば左の如くなるべし、

- (第一) 朝鮮の爲に福利と爲れる者、
- (イ) 獨立對外主義の政事
- (ロ) 門閥廢止、人才登庸主義の政事
- (第二) 朝鮮の爲に禍害と爲れる者
- (イ) 殘虐苛酷を擅まじしたると
- (ロ) 聚斂無限の酷吏を信用したると
- (ハ) 陰險奸惡の徒を親任したると

大院君李是應從前の行事を考ふるに其十分の八は第二種に屬し、而して第一種に係る者は

朝鮮大院君李是應の事を記す

僅かに其十分の一に過ぎず、請ふ試みに之を列擧せむ、

第一 佛蘭西軍艦及び米國軍艦の來寇を攘斥して其効を奏したると(慶應二年丙寅歲)

(及明治三年)

- 一 外寇を攘斥し、朝鮮獨立を完ふするの國是を確定し、盛むに兵備を修めたるを、
- 一 有爲の材能を募り、門閥に拘はらず、之を擧用したると、

(備考)本文慶應二年丙寅(千八百六十六年)佛蘭西艦隊朝鮮江華灣を侵撃し敗走の事歴、并に明治三年庚午(千八百七十一年)米國軍艦來りて江華灣を襲ひ、又韓兵の擊破る所と爲りて退き去る事は朝鮮と云へる書(柴山大尉、林權助、小田切萬壽之助氏の合纂せる書籍)に詳かなり故に今此に贅せず、

抑も、貧弱衰頹、彼か如きにも拘はらず、朝鮮半島か、尙ほ能く其命脈を東洋の北隅に保つ所以の者は、其國人民中、一點敵愾の氣象か、存して千八百六十年代七十年代に至れる者あるを以て也、而して此氣象を維持せしめたるの功は、大院君李昰應に歸せざるを得ず、之に反して、大院君の行事、最も拙惡、最も禍害を朝鮮に與へたる者は、何ぞ、曰く、他無し、其暴虐なる殺戮と、慘酷なる征歟誅求と此兩大罪惡是也、昰應の此兩大罪惡を犯せる

と。井伊直弼の日本幕府末路に於る慘刑虐殺に陪從し、其征歟誅求の奇酷暴戻無道なると波斯現王に起過せり、之を奈何ぞ、朝鮮の性命を戕害せざむらや、

一虐殺の著名あるは、朝鮮の俊傑洪鍾三、南尙敷、李身透等を始めとして、西教(天主教)信者數千人を捕へ、或は之を車裂し、或は之を斬殺し、具に慘虐を極めたるに在り、此際、朝鮮に於て無辜の良民暴殺に罹る者、無慮萬人に超へ、就中、國事の改良更革に心を以て用ひたる有爲の人物にして、天主教徒と往來せる故を以て、徒らに慘毒に陥りたる者、鮮からず、我日本幕末に於て安政戊午黨人の獄を起し一時の忠良名賢を羅織して之を殺害殺戮したる者に比すれば、此時李昰應の虐殺懲刑は、殊に其本甚しきを見る、當時濫殺に罹れる者、男女老壯の屍骸を京城水口門外に棄て、堆積すると山陵の如く、聞く者震ひ慄れざるは莫し、而して此殺戮を司とれる者は捕將李景夏あるを以て、世人景夏を視ると閻魔に均し、大院君此一舉に由りて、八道朝鮮人民の膽を挫き其魂魄を奪ひたるを以て、一時全國をして屏息せしめ、令すれば行はれざる莫く、禁すれば止まざる莫きに至れり、恰かもロメスビール、マラーの徒が、佛國革命の時よ於ると一般にて、有りしとは、今に至りて、韓の父老か記憶して忘れざる所也と云ふ。

大院君李昰應を以て、我水戸烈公若くは島津久光公の流亞と爲す者、世往々有之、是れ實に皮相の見にして、誤解も亦太甚たし、

李昰應は貪慾譎詐の資にして、之を濟すに剛愎殘忍を以てす、恰も井伊直弼の剛愎と田沼玄蕃頭の貪慾とを一人に兼併せる人物にてありしと、其行跡に徴して明かなり、而して其虐殺濫戮の事は、既に前段に述る如し、其聚斂苛酷以て民を傷ひ國を害ひたる事迹の一二を左に擧げむ、

大院君暴斂苛征の發端を土木工事無用の寮壘と爲す所謂景福宮重建の工事ある者、即ち是れ也、是れより先き朝鮮現王家の祖李成珪、始めて國都を漢陽に定め王宮を建て、白岳山の麓に在り、稱して景福宮と曰ふ其後二百年を歴て、文祿元年壬辰（朝鮮開國後二百〇二年西歴千五百九十二年）朝鮮京城守を失ひ、日本軍隊の手に陥り、王宮燒盡して、唯其石柱基礎を餘すのみ、憲宗の朝に及びて、景福宮再建の評議ありしと雖も其工費の巨萬なるを以て、果す能はずして中止せられたり、然るに大院君昰應其爲政の始めに於て、先づ朝鮮八道人心を變動するの大事を企て、首として名義を先王の遺志紹述に託し、景福宮再築の事を決議し、時の諫官等上疏して之を諫め止むる者十數人に及へりと雖も、昰應之を拒

み斥けて、一切其諫言を聽かず、營建事務局を舊王宮址に設立し、以て一切造營の事業を統理せしめ、左捕盜大將（我書視總監の類）李景夏を以て景福宮造營總監堂上に任ず、此大工事の經費として、固より別段國庫の貯金あるに非るか故に、大院君は新令を全國に發布し、結頭錢と名づけたる課料錢を徵收せしめ京城の民及び京城近傍の民をして皆徭役に服せしむ、役夫集まる者毎日數万人に降らず、總監李景夏夙夜勉勵して工事を督し、四方貢獻徵採する所の木石大に集積して堆を爲す、偶々一夕、光化門火を失し、火燄四散延きて材木積置の工場に及たるを以て、聚積せる良材巨木蕩然として灰燼と爲る、上下之を見聞して皆驚愕痛惜失望せざる者莫し、然るに大院君毫も驚色無く、自若として更に李景夏に命するに至急再舉し、大に木材を聚採するの事を以てし、大凡そ朝鮮八道各地官林民林に拘はらず舊祠古刹を問はず、苟くも視るべきの巨石喬木は擧げて之を景福宮再建御用木石と認め、地方官吏を督し之を伐り之を採り江上は運搬せしむ、

朝鮮之俗、極めて風水の術に感溺し、山水木石の神を畏怖す、此時、王宮再建御用の勢を以て、八道各地の古來保存せられたる巨巖喬木にして民間の崇祀を享受したる者と雖も、亦皆伐採を免かれず、是に於て、民間木石神鬼の崇を怖れ、妖言百端浮説並ひ起る、大院君

是應、獨り泰然として之を排斥し、曰く、木石之鬼神にして果して崇を爲さば、吾自ら之に當らむのみ何爲れぞ他人を煩はすとか之れ有らむと、衆之を奈何ともすると能はず、又朝鮮古來の風俗として士民皆其墓地を愛護し、爲めに占むる所の山林、豪族大家の領有に係れる者太だ廣く、而して子孫取て之か樹林を伐らざる者百餘年乃至數百年の久しきを經縁樹森鬱として空に參する者往々之れあり、大院君之を探查し、其地主に諭して曰く、今般景福宮再建の擧は、朝鮮千載一時の盛事たり、之に供するに君か家の山林墓木を以てせむと、君之祖先靈あらは定めて應に首肯すべき也と、直ちに命して之を斬伐せしむ、若し争ひ訴ふる者あれハ、輒ち之を罪するに刑法を以てす、豪族大家も亦之に抗すると能はず、

此の如く暴威武斷を逞ふせりと雖も、新宮の工事は遅々として未だ進捗せず、財用は既に涸竭せるを以て、復益す酷吏を四方に馳遣し、民の財錢を勒徵し、之を稱するに「願納錢」の名を以てす願納とは造宮工役補助の爲に納むるを願ふの謂なり周ねく間諜を民間に發布し、細かに民産の實況を探索せしめ、苟くも其家に於て穀菽を食し得る以上の者は、悉く其戸主を捕吏廳に召喚し、威を以て之を脅制し、其家産の幾分を納めしむ、是に於て、

淳朴の民ハ往々間諜の爲に誣告せられ、百金之産ある者にして千金の納錢を強迫せられ、家産を傾け盡すとも之に充るに足らざるか爲に、或は獄に投せられて死し、或は落膽自殺する者、到る處比々として枚擧に遑まらず、當時朝鮮志士潛かに此事を記し、新宮再建「願納錢」の災禍と曰へる者は、即ち是れ也、

抑も大院君李是應の鷹犬と爲りて、前陳の如き暴斂苛征を逞ふしたる奸酷の兇徒は、何者なる乎と問へば、他なし、左の數人也、

- 一大院君李是應之侍姬之兄 千喜然 一同右 何靖一
- 一同右 張淳奎 一同右 安弼周
- 一大院君之家令 李承業 一大院君之家令 劉在韶
- 一王宮公事廳の内侍(官者) 李敏化 一刑曹之執吏 吳道榮
- 一戸曹之執吏 金完祖 一戸曹之執吏 金錫準
- 一兵曹之執吏 朴鳳來 一吏曹之執吏 李繼煥
- 一禮曹之執吏 張信永 一八道之執吏 尹光錫

(備考)執吏ある者は、各廳世襲小局吏にして、最も其所屬各廳の典例細務に通達せる者

の名稱あり、

一全羅道監督

白樂瑞 一同監督屬吏

白樂弼

一慶尙道監督

徐般老

以上列記する所の各人は、皆門閥の貴賈無くして、微賤より起りたる者なり、其中、尹光錫（八道の都執吏）は尤も傑出し、膽略材幹俱に勝れ、大躰にも通したる人物あれども、大院君の知遇に耦せられ、君の爲に専ら心力を致したり、之に次ぎ、吳道榮、張信永、は聰明博聞強記にして、事務を處理する敏捷なり、然れども、遂に大院君の爲に鷹犬と爲り、刑獄を縱斷し、賄賂聚斂以て暴富を致たせり、其他に至りては、暴斂苛征以て生民を殘虐し、豺狼の慾を逞ふせざるは莫し、就中白樂瑞兄弟並に徐般老は、其所部の地方に於て暴斂を肆まじし、張淳奎、千喜牧、何靖一、安弼周、は京城に於て「願納錢」の徵收強課を専はらし、良民を虐して財を貪はると算無し、世に之を並稱して張、千、何、安と謂ひ、其肉を啗むと欲す、

景福宮の新營工事、漸く成を告ぐるを以て、大院君は更に六曹の各衙門及び諸官舎を修築し、遂に昌德宮より國王の居を新宮に移す、時に慶應三年丁卯也、大院君欣然として自得

すると太甚しく、常に新宮輪奐莊嚴あるを擧指し以て廷臣に誇揚し、前代稀有の盛事と爲す諛者竊かに之を笑ふ、

時に、民間流言あり、曰く、李氏五百年にして應に滅ぶべし、之に代る者は鄭氏にして、忠清道公州の鷄籠山は應に鄭氏の王都と爲るべしと、到處に此説を傳播す、大院君甚た之を忌み、力を以て之を壓勝せむと欲し、盛に役夫を派遣し、鷄籠山を發掘せしめたるに、石礎を掘り出すと頗る多き、民間又訛言す、曰く、此地元來鄭氏千年以前の宅址あるを以て之を犯す者必ず大禍ありと、大院君心に訛言の取るに足らざることを知ると雖も、一方に於て、其財政究乏旦夕を支へ難きに苦しみ、遂に發掘の事を中止す、

既にして、民間又讒言を傳ふ、曰く、大院君應に萬人の爲に敗るべしと、君又密に之を忌む、或者密かに之に勸めて曰く、萬人を殺さば則以て此讒言の災禍を攘ふべしと、大院君之を信し、乃ち又疑似の獄多からしめ、故らに大に殺戮を行ひ、以て萬數に充つ、大院君は五百年革命の讒言を壓伏するの手段として、制度の改革變更に着手し、備邊司を廢して三軍府を設け、現任將相を以て三軍の將帥を兼ねしめ、江華府を陞せて鎮撫營と爲し、留守官を改めて江華鎮撫使と爲す、而して壯勇を募り、名つけて別騎士と曰ひ、以て鎮撫

營に屬せしむ、又咸鏡道北邊、茂山郡及び厚州等に守衛を置き、内地の民を移して之を開拓せしむ（但し此移民開拓の舉は、大院君豫め使節を支那北京政府に遣して、北京朝廷の認可を仰ぎ、之か允可を受けて後に着手したる者なりと云ふ。）

武臣乘輿の舊習を改革し、爾後武臣一切輿に乗ることを禁止し、公私出入乘馬を例とせしむ、西班牙相以下從來久しく乗輿に慣ひ鞍馬に習熟せざる輩、皆之に苦しまざる無し、大院君更に命じて、滿洲より馬匹を購求せしめ、韓民の鞍々家産ある者をして家毎に必ず一二匹以上を畜養せしめ、強て之を授與すると差あり、稱して馬匹飼養令と曰ふ、而して官馬を授くる同時に、富家に強授するは馬丁（即ち飼養に慣へる丁夫）を以てす馬丁無頼の徒多きを以て、官府の威勢を假り、其雇主に脅迫し、百方錢物を強請し、飽くとを知らず、故を以て富民之か爲に大に苦しみ厚く賄賂を監司に納れて以て馬丁の授付を免かれむとを謀り、産を破る者比々之れ有り、

是より先き、朝鮮曾て孔孟の學を重んじ、名儒を禮遇し、朝野の名儒死後に於て、其弟子相謀り、書院を建て、先師を祭祀し、而して暇日此に會し、經典を講究すると校讀に均し、監司之を朝廷に具狀奏聞し、朝廷賜ふに其書院の題號を以てせらるゝに至れば、則該

書院を稱して賜額書院と曰ひ、特に之を貴重するを常とせり、華陽洞書院眉叟書院等の如きは毎歲春秋に朝廷より祭奏を賜はれり、而して其猶は未だ賜額を蒙むらざる者は、之を私立書院と曰ふ、宋時烈（百餘年の名儒）の書院を尤韮書院と曰ひ、華陽洞書院及萬東廟書院と共に、一時尤も隆盛を以て著はれ其他各州縣毎に、大凡一書院ありしが、其書生漸く朝政を評論するの風を生じたり、是に於て一二書院の儒士先輩が朝廷に對し意見を挾む所ありて、之を一たび唱ふれば、忽ち各州各道に傳播し爲に動もすれば朝議を左右せしむるに至る、故に當時之を稱して清議と謂ひ、在朝の宰相宗室外戚と雖も、亦清議を憚からざるを得ず、朝鮮在野士人の風俗頗る觀るべき者ありしと云ふ、然れども、幾はくも無く、此風忽ち一變し、清議變して朋黨と爲り、甲黨乙派、各其私説を執持し、迭に其旗幟を樹て、以て相軋り相争ひ、一進一退し、之が爲に朝廷各衙廳署をして、黨派軋轢の場と爲らしむ是れ朝鮮に於る在野黨派の軋轢と外戚門閥各族の軋轢と彼此互に相連結錯綜し、以て不治の大病を馴致するに至れる發端なりとす、

此時に當りて、黨人の目先つ顯はれたる者を東人、西人、兩黨と爲し、之に次ぎて起れる者を南人黨北人黨と爲す、又増加して大北小北と爲りしも、後に東西及大北の目滅びて、別

に老論黨少論黨ある者起り、老論小論南人及び小北の四派各角立對峙したり、而して此四黨ある者、自から稱して士族と爲し、各州縣閭里に横行し、耕さず織らず、衣食豐足したる所以の者は他無し、彼皆平民を剝奪し、上は在朝貴顯に連結し、法律の制裁其身に及ぶと鮮あり、平民を凌ぎ賄賂を貪ほるの便利を肆まにするを以て也、

各道所在書院の儒生、其地各黨士族と相結びて、驕僭跋扈、平民を凌轢侵虐すると、殆ど主人が奴隸に對する如きものあり、士族の意に忤戻する者は、直ちに之を引致して、鞭撻拷掠を加ふると刑官が罪囚を呵責するに異なるなし、而して、地方官廳は書院を畏れ、士族の勢儀を怖れて、之を禁ずる能はず、恬として常と爲すのみならず、平民にして偶々士族を誦辱する者あれば、地方官は之に擬するに贖請の律を以てし、甚たじきは之を死刑に處す、故に平民は皆畏縮して、書院儒生と士族とを視ると酷吏の如し、而かも書院毎年春秋祭祀の需用資費は、一切書院の強迫牌を發して郡民に課賦し、之を徵求して憚る所無し若し此徵求を拒みて出錢を肯せざる者あれば、捕へて書院に致し、脅かすに拷掠酷罰を以てす、是れ輒近五六十年來の弊風にてありき、

大院君李昰應は、元と忠清道南人黨の家を生れ、既にして出て、老論黨の家を嗣ぎたりしも、其身困貧の中に生長し、民間閭巷の事情に通曉したるを以て、深く前陳各地書院儒生跋扈の宿弊を察したると久し、故に其志を得て朝政を總攬するに當り、此宿弊を除くの方策を案し、乃ち斷然令を布き（國內八道所在の書院、特殊の事由あるものを除く外）一年間を限りて之を鎖し、之を毀ち、其院儒生各其郷里に退居せしむ、敢て退居の命に抗拒する者は之を殺す、各地の士族大に驚愕且つ激昂し、所在鼎沸せざる無く、其激徒等相煽動し京城に詣り宮闕門外に集まり、書院復活を嘆願する者萬餘人、朝廷爲に之を憂慮し、變亂を激せむとを畏れ、大院君を諫めて曰く、先賢の祀を崇む詩書の教を重んずるは以て先聖の道を明らかにし士風を培養するの爲あり、請ふ書院廢毀の令を撤回せられむとを乞、大院君大に怒り、曰く苟くも此民に害ある者は、孔子復生るゝとも我之を恕せず、況や彼書院なる者、元來本邦の先儒を祭祀するに在り、而かも近來變して不軌の淵藪と爲れるをや、何ぞ容赦する所か之れ有らむと、乃ち命じて刑曹の兵卒及捕營の兵卒を發遣して盡く上京嘆願の徒を江外に驅逐せしむ、各道地方官猶儒生の氣儀を怖れ、士族の衆怒を憚かり、遂に巡踏阻して敢て放逐の命令を執行せざる者あり、大院君之を聞き、直ちに一地方官を黜げ、施すに嚴罰を以てす、諸道之を傳へ聞て戰慄し、一時に各書院を撤毀す、大院君更に密使

を八道に發して、士族の舉動を按察し、平民を侵虐する者は、立どころに其身を罪し、其家産を官沒す、毫も寛假する所なし、是に於て士族跋扈の弊漸く少く歇めり、

大院君一面は士族の跋扈を矯正すると同時に、他の一面は各地方の監司に嚴戒を下して租税の徵收を督促し従前の如く緩寬延納するを許さず、税賦の徵收を延怠せる地方官吏は、逐一之を懲罰し、未納の税米千石を超える者は其首を斬り、千石以下ある者と雖も亦之を流竄の刑に處す、既にして益す其罰を嚴にし、九百石以上なる者も亦之を斬首に處す諸郡大に驚き、其吏の親族故舊、皆器財を賣り、其代金を官に輸し、黜罪に充て、以て死を願はむとを嘆願する者陸續踵を接す縣官狀を具して奏聞す、大院君亦金錢を獲るを喜び爲に其死を宥む、是に由りて、従前税米多逋の弊、少く除くを得たり、

大院君、又衣服の制を改め、其笠を小にし、其袖を窄め、従前朝官用ひたる白草靴及び絹製靴を禁止し、悉く黒皮玄革靴を用ふ、又朝官、従來所用長珠纓を斷ちて之を短縮せしむ、士民の笠纓漆紵竹或は木質を以てするを許し、帛を用ゆるを許さず、

大院君、既に峻刑酷罰を以て朝野を震悚せしめ、令すれば行はれ、禁すれば止む、是に至り、官妓娼妓の風俗を矯正し、妓の纏頭金額を制限し、百二十兩を超えるを得ざらしむ

而かも妓の夫と爲るを得べき者の資格を定む、各殿の守監若くは捕盜營の監、政院の使丁禁衛の羅將、若くは宮家、外戚の家從僮人及び武官下僚たる者は妓夫たるを得、其他の人は妓夫たるを許さず、禁院政院の諸奴隸は娼夫たるを得れども、官妓の夫と爲るを得ず、

官妓の佳麗なる者を選擧して、輪番に雲峴宮(大院の常住の宮殿)に侍直せしめ、之を稱して待令妓と曰ふ。是に於て、大凡そ閭巷の事情花柳社會の事情に至る迄、大院君一々親く之を探索し之を査究す、曠者皆其好事離厭の太甚しきを冷笑す、

大院君賄賂の名を嫌惡すると太甚し、而して其實極めて貨を好み、聚斂を愛す。義州府使某、會て沈茶十壺を饋る、大院君怒り曰く、此何等珍物、然れども數百里運送以て苞苴に充るは、太甚惡むべし、此弊風痛く懲ざらるへからずと、

遂に府使を杖刑に處し、之を邊地に流す又成川府使某、大院君に贈るに綿紬五百匹を以てす、君亦大に怒り、府使を黜げ、重く之を罪し、其由を八道に布告し、以て後來を戒む、然れども、其公然聚斂するに至りては、欣然として之を嘉納せざる莫し、曠者大院君を以て狼公の流亞と爲す、

以上列載する所を以て之を見れば、大院君李是應が朝鮮國政を總理したる時の始末、其樂要を知るに足れり彼是應なる者は、少年の時より、貧苦艱難を嘗めて民間の下情に通達したるは則之れ有り、聰明慧敏は則之れ有り、剛愎自信は則之れ有り、此數種の才能と歴歴とを有し、而かも國王の本生父たる位地に居り、加之、大王大妃趙氏、及び其戚族趙斗淳一門、及び妻の閔致久、閔致祿一門の結託援助を以てす、故に其始めて攝政たり關白たるの時、(元治元年甲子支那の同治三年西洋千八百六十四年)より明治三四年の頃に至る迄の間は、是應の威望朝鮮八道に震ひたる盛時にてありしも、亦怪むに足らざる也、

此時に當りて、獨り鷄林八道の文弱凡庸なる衆庶か、大院君の威名に震悚したるのみに止まらず、我日本帝國先進の名士社會に在りてすらも、大院君の聲名威望の隆盛あるを傳へ聞きて頗る之を畏憚し、之か爲に當時征韓論問題をして、畏憚説の多數に歸せしめ、非征韓派の議論が勝利を日本に占めたる所以の者、他無し、大院君の力也、先哲言へる有り、曰く、山に猛獸有れば、則藜藿も之か爲に採られすと、大院君の當時に於るや、恰かも朝鮮の爲に一猛獸爲り、以て鷄林藜藿をして、西郷南洲の採刈を免かれしめたるの功は其れ安ぞ没すべけむや、

且つ大院君が朝鮮王國の爲めに猛獸たるの事實を表彰したると、獨り其日本に對する場合のみよ止まらず、西洋強國に對しても亦實に然りと爲す、彼慶應二年丙寅、(支那同治五年西洋千八百六十六年)に於る、佛朗西艦隊の來襲に對し、次て米國艦隊の來襲に對し、江華灣頭兩度の死戰以て敵艦を擊破りて之を斥けたる(僥倖の極にもせよ)か如きは、則ち是れ也、

明治二十六年十一月五日印刷  
明治二十六年十一月五日發行

定價金五拾錢



發行所

東京市神田區一ツ橋通二十一番地

東邦協會

編纂者兼  
發行者

東京市麴町區一番町二十八番地

山中峯雄

印刷者

東京市神田區錦町三丁目八番地

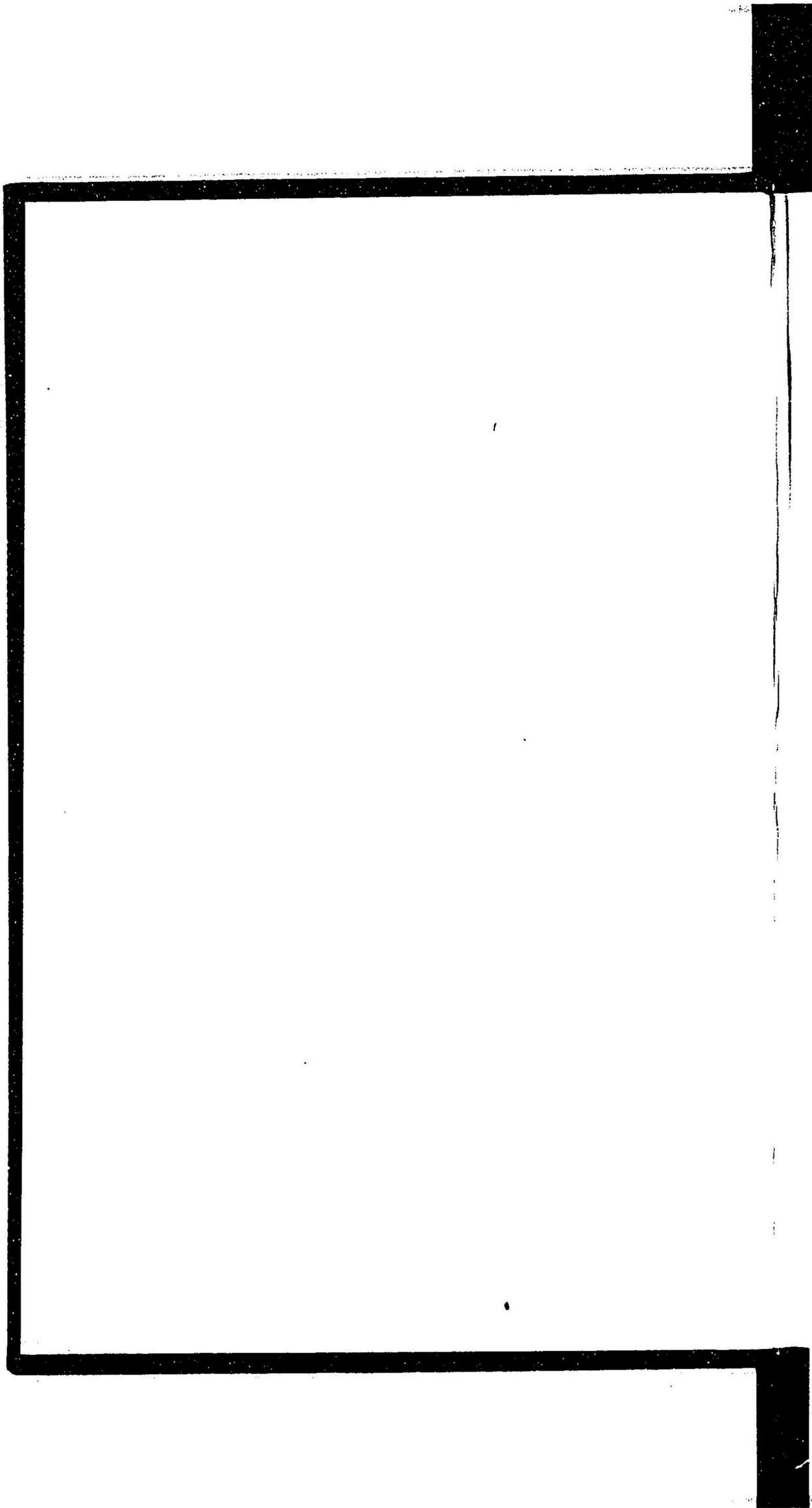
八尾新助

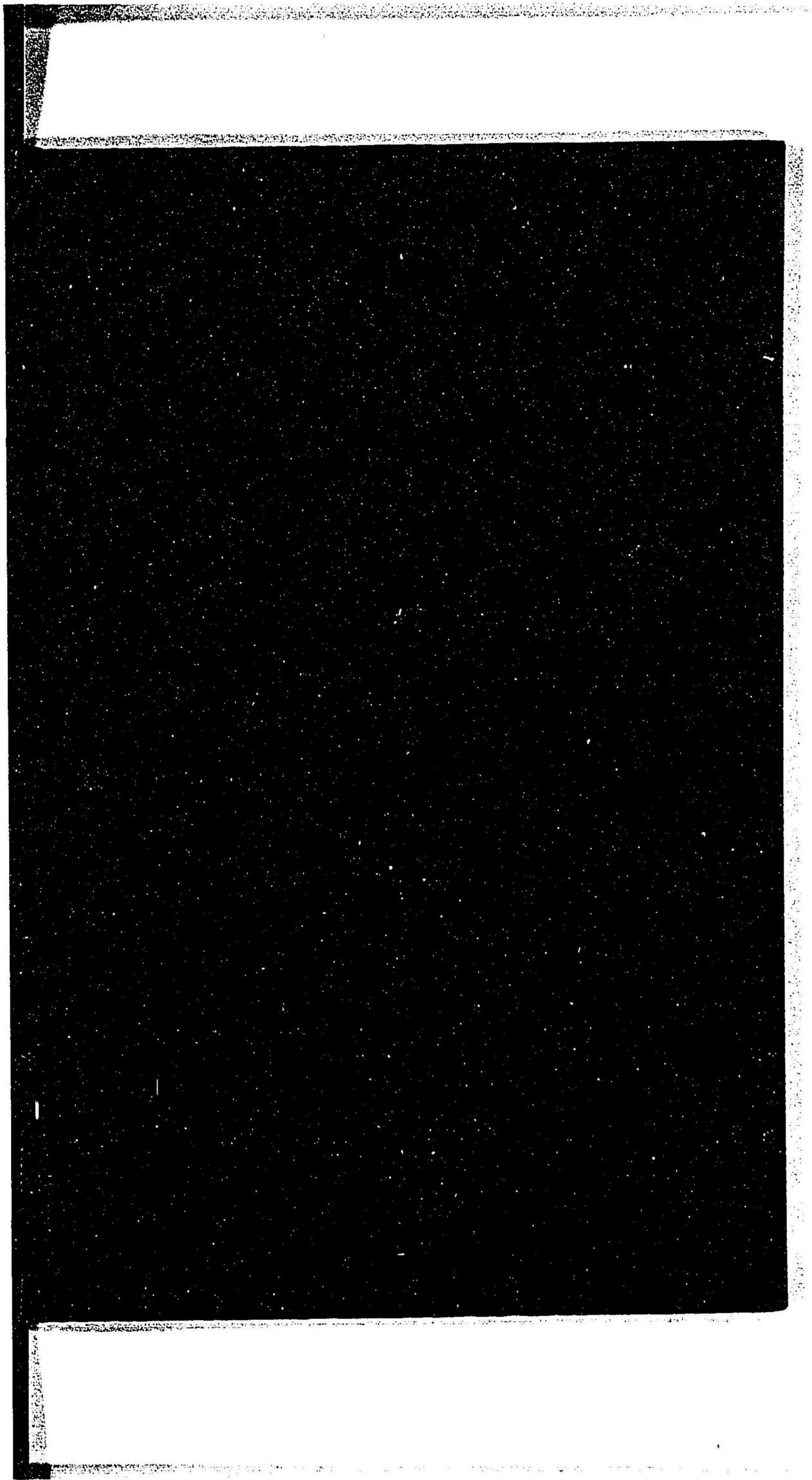
發賣所

東京市神田區表神保町一番地

八尾書店









026421-000-6

44-93

朝鮮彙報

山中 峯雄 / 編

M26

ADD-0074



